

2024年度(令和6年度)

清掃事業概要



町田市エコキャラクター

ハスのん

町田市

目 次

第1章 総説

1. 町田市の概況	5
2. 清掃関係職員構成	6
3. 清掃関係事務分掌	7
4. 施設一覧等	8
5. ごみ・資源化に関する計画一覧	9

第2章 ごみ処理事業

1. ごみ処理事業の歴史	10
2. ごみ収集・処理システム	12
3. ごみ・資源処理状況	14
4. 燃やせるごみ・燃やせないごみ組成調査結果	20
5. 適正排出への取組等	24
6. ごみ処理事業を補完する制度	26
7. 新たなごみの資源化施設	27

第3章 リデュース(発生抑制)推進事業

1. 資源とごみの出前講座	31
2. 施設見学・視察の受け入れ	31
3. ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)	31
4. 広報紙の発行等による情報発信	31
5. 食品ロス削減の取組	32
6. マイボトルに関する啓発活動	34
7. 市民対象の施設見学会	34
8. ごみ減量に関する町田市主催のイベント	35
9. FC 町田ゼルビアとのごみ減量意識の普及 PR	36
10. 事業系ごみ減量及び適正排出の取組	36
11. 8市連携海洋プラスチックごみ削減啓発プロジェクト	37
12. まちだ 3R 賞	37
13. ごみの有料化と指定収集袋	38

第4章 リユース(再使用)推進事業

1. イベントごみ減量支援	39
2. 粗大ごみの再生販売	39
3. 不要品リユース事業	39
4. ベビー用品のリユース	39
5. その他のリユースの取組	39

第5章 リサイクル(再生利用)推進事業

1. 生ごみ自家処理の普及促進の取組	40
2. 地域資源回収	40
3. 剪定枝資源化事業	40
4. リサイクル広場	41
5. 使用済み資源物の回収	41
6. 施設内資源化の取組	42

第6章 清掃事業費

1. 清掃事業費決算額	44
2. ごみ処理経費	46
3. 指定収集袋販売収入の使い道	48

第7章 し尿処理事業

1. し尿処理事業の概要	50
2. し尿処理施設概要	51
3. し尿処理状況	51

第8章 資料編

1. ごみ処理施設	52
2. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画	60
3. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン	68
4. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果	69
5. 町田市一般廃棄物処理実施計画	73
6. 町田市分別収集計画(第10期計画)	88
7. 町田市資源循環型施設整備基本計画	94
8. 町田市災害廃棄物処理計画	95
9. 町田市食品ロス削減推進計画	97
10. ダイオキシン類調査結果	99
11. 清掃工場電力量実績	99
12. 廃棄物に関する処理手数料	100
13. 清掃事業のあゆみ	101

第1章 総説

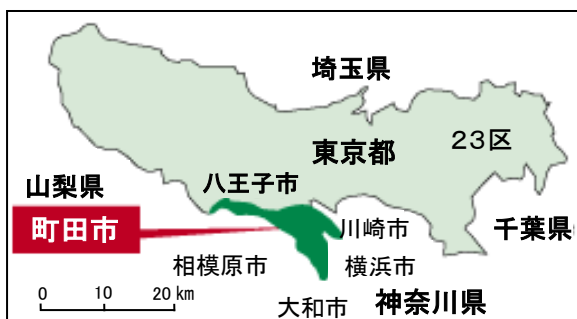
1. 町田市の概況

町田市は、島しょ部を除く東京都の南端、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地しています。東西 22.3km、南北 13.2km、面積は 71.55 km²です。

高度経済成長期以降、横浜や東京のベッドタウンとして大規模団地の建設や宅地開発が進み、1958 年 2 月の市制施行当時約 6 万人であった人口は、現在では約 43 万人となり、首都圏の中核都市として発展してきました。

現在ではJR横浜線、小田急小田原線、東急田園都市線、京王相模原線が通り、近隣からも多くの人が集まる商業都市となっています。町田駅周辺を中心とした商業・文化ゾーンを囲んで住宅街が広がり、その外側には大規模な団地が点在しています。

また、周辺部は緑豊かな自然や文化遺産などがあり魅力ある都市を形成しています。そして、市内には多くの大学もあり、街に出ると若者がたくさん集まる活気に満ちた元気なまちの姿を見ることができます。



町田市の人口と世帯数
(2024 年 10 月 1 日時点)

人口	430,497 人
世帯数	208,688 世帯

活躍しています！
町田市エコキャラクター

ハスのん



2012 年 11 月に、市民の皆様からの投票により、町田市エコキャラクター『ハスのん』が誕生しました。

『ハスのん』は、大賀ハスで有名な薬師池で生まれたハスの花の妖精で、市の環境に関する取り組みを PR するために、広報紙や SNS、環境に関するイベントに登場するなどして活動しています。

2024 年度は、イベントに計 8 回参加し、市民の皆様に関心への関心を高めてもらえるよう働きかけました。



2024 年 10 月 20 日
『たまかんフェスタ』
(多摩清掃工場)にて

2. 清掃関係職員構成

2024 年 4 月時点

環境資源部		部課 長級	係員						
			事務	土木	建築	機械	電気	化学	技能
	部長	1							
	担当部長	1							
環境政策課	課長	1							
	担当課長	1							
	ごみ政策係		9						
	3R 推進係		7						4
循環型施設整備課	課長	1							
	担当課長	2							
	係員		5	2	2	1	2		
循環型施設管理課	課長	1							
	担当課長	1							
	運営管理係		3				2		
	資源化推進係		2						4
	施設維持係			1		3	3	1	
ごみ収集課	課長	1							
	担当課長	1							
	収集管理係		4						
	ごみ相談係		1						5
	収集対策係								13
	収集係		1						31
環境資源部合計		11	32	3	2	4	7	1	57
		合計 117 人							

下水道部		課 長級	係員						
			事務	土木	建築	機械	電気	化学	技能
下水道整備課	課長	1							
	浄化槽係		6						
下水道部合計			合計 7 人						

※環境資源部は清掃関係課のみ、下水道部はし尿処理関係課のみの職員数

※再任用職員、会計年度任用職員を除く

3. 清掃関係事務分掌

(町田市組織規則から抜粋)

2024 年 4 月時点

<環境資源部環境政策課>

- (1) 一般廃棄物処理計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (3) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。第 10 号及び第 11 号において同じ。)の処理に係る広域連携の調整に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理の統計に関すること。
- (5) 一般廃棄物の適正処理方針に関すること。
- (6) 一般廃棄物の減量施策に関すること。
- (7) 事業系一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の排出指導に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事業者の登録及び許可並びに指導に関すること。
- (10) 一般廃棄物処理手数料(市長が収集する一般廃棄物に係るものに限る。)に関すること。
- (11) 廃棄物減量再資源化等推進整備基金に関すること。

<環境資源部循環型施設整備課>

- (1) 資源循環型施設等の整備に関すること。

<環境資源部循環型施設管理課>

- (1) 町田市バイオエネルギーセンターの管理運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理、処分及び資源化に関すること。
- (3) 一般廃棄物の搬入及び搬出の管理に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理手数料(市長が収集する一般廃棄物に係るものを除く。)に関すること。
- (5) 最終処分場及び排水浄化センターの管理運営に関すること。
- (6) リレーセンターみなみの管理運営に関すること。
- (7) 境川クリーンセンターの管理運営に関すること。
- (8) 町田市剪定枝資源化センターの管理運営に関すること。

<環境資源部ごみ収集課>

- (1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の収集運搬に係る計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (3) 動物の死体の収容に関すること。
- (4) 一般廃棄物に係る相談に関すること。
- (5) 家庭系一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の排出指導に関すること。
- (6) 一般廃棄物の不法投棄に関すること。
- (7) 一般廃棄物の持ち去りに関すること。
- (8) ごみ集積所の設置等に関すること。
- (9) 収集車両等の維持管理に関すること。

<下水道部下水道整備課>

- (1) し尿収集運搬委託業務に関すること。
- (2) し尿処理手数料の徴収及び減免に関すること。

4. 施設一覧等

(1) 一般廃棄物処理施設等※1

施設名	施設機能	所在地	処理能力
町田市 バイオエネルギーセンター	廃棄物焼却施設	下小山田町 3160 番地	258t/日
	バイオガス化施設		50t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		47t/5h
多摩清掃工場※2	廃棄物焼却施設	多摩市唐木田二丁目 1 番地 1	400t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		90t/5h
清掃第二事業場	カン選別・圧縮施設	下小山田町 3267 番地	4.5t/日
	ビン選別施設		16t/日
町田市剪定枝資源化センター	剪定枝たい肥を生産する施設	小野路町 3332 番地	10t/日
リレーセンターみなみ	燃やせるごみ中継施設	南町田二丁目 6 番 14 号	100t/日
	容器包装プラスチック圧縮梱包施設		4.9t/日
排水浄化センター	最終処分場浸出水処理施設	下小山田町 3239 番地 1	600 m ³ /日
境川クリーンセンターし尿等投入施設	し尿等投入施設	木曽東二丁目 1 番 1 号	41.5kL/日
町田市一般廃棄物最終処分場	最終処分場	下小山田町 3267 番地	容量 638,822 m ³
ニツ塚最終処分場 エコセメント化施設	最終処分場	西多摩郡日の出町大字 大久野字玉の内	全体埋立容量 約 370 万 m ³

※1 施設の詳細は、第 8 章を参照

※2 多摩ニュータウン環境組合（構成市：町田市・八王子市・多摩市）が運営する工場で、2003 年度から小山ヶ丘一丁目・小山ヶ丘二丁目・小山ヶ丘三丁目・小山ヶ丘四丁目・小山ヶ丘五丁目・小山ヶ丘六丁目・小山町字 32 号、2022 年度から処理区域を拡大し、大蔵町・真光寺町・真光寺一丁目・真光寺二丁目・真光寺三丁目・広袴町・広袴一丁目・広袴二丁目・広袴三丁目・広袴四丁目・鶴川二丁目 11 番・鶴川二丁目 14 番（鶴川団地に限る。）・鶴川二丁目 15 番・鶴川五丁目 1 番から 4 番まで・鶴川五丁目 6 番・鶴川六丁目 7 番（鶴川団地に限る。）及び鶴川六丁目 8 番から 9 番までの燃やせるごみ、燃やせないごみを処理。



東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設



多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場

(2)車両保有状況(2024 年 4 月時点)

単位:台

所管課	車種	用途				
		不燃 剪定枝 収集	事務連絡	指導 啓発	その他 運搬※1	合計
ごみ 収集課	塵芥車	23				23
	軽乗用			1		1
	軽貨物(バン・トラック・ダンプ)	2	2	5	2	11
	普通乗用 (水素自動車)		1			1
	小型乗用		2			2
	普通貨物(ダンプ)				1	1
	小型貨物		1		2	3
	普通特殊(スケルトンごみ収集車 “みえるくん”)			1		1
循環型 施設 管理課	小型特殊(フォークリフト、ホイールローダー、油圧ショベル)					
	普通貨物(架装型クレーン付きトラック、ダンプ、コンテナ専用車)				7	7
合計		25	6	7	12	50

※1 焼却灰、資源物、動物死体、臨時ごみ等

(3)集積所数 (年度末時点)

単位:箇所

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
集積所数	9,720	9,702	9,895	9,973	10,055	10,500

5. ごみ・資源化に関する計画一覧

計画名	計画期間	策定年度	備考
第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画	2021年度～2030年度	2021	-
第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 アクションプラン	2021年度～2025年度	2021	-
町田市資源循環型施設整備基本計画	-	2013	2023年5月に改定
町田市災害廃棄物処理計画	-	2018	2025年1月に修正
町田市分別収集計画(第10期計画)	2023年度～2027年度	2022	-
2024年度一般廃棄物処理実施計画	2024年度	2023	-
町田市食品ロス削減推進計画	2023年度～2025年度	2023	-

※計画の詳細は、第8章を参照

第2章 ごみ処理事業

1. ごみ処理事業の歴史

(1)ごみ処理施設

町田市は、市制施行当時(1958 年)、旧・町田町営ごみ焼却炉(金森焼却場)(11.25t/日×1 基)(1956 年稼働)でごみ処理を行っていましたが、1959 年にバッチ式(燃焼を終え一回ごとに灰を掻き出す方式)焼却炉(7.5t/日×1 基)を増設しました。その後、1969 年に連続燃焼式のごみ焼却炉「第二事業場」(下小山田町)(120t/日×2 基)が完成したことで、金森焼却場を休止、その後廃止しました。

都市化の進展に伴い、人口が増加することで、ごみ量も大幅に増える状況でしたが、「第二事業場」において未燃残が発生するなど安定稼働ができず、周辺地域に影響を及ぼす事態となり、1974 年から多摩市焼却場に燃やせるごみの一部を搬出することになりました。

この状況を改善するため、町田市清掃事業の目的などを定めた、1977 年「小山田リサイクル文化センターのための廃棄物最終処分場に関する基本計画書」を策定し、それに基づき 1979 年にごみ処理施設(町田リサイクル文化センター)の建設工事に着手しました。1982 年に町田リサイクル文化センター(流動床炉 150t/日×3 基)が完成し、安定稼働が可能になったことで、多摩市焼却場への燃やせるごみ搬出を中止するとともに、「清掃第二事業場」ごみ焼却炉を休止、その後廃止しました。また、1985 年に南町田にリレーセンターのみが完成し、JR横浜線以南地域の燃やせるごみを収集車から大型車(10tアームロール)に詰め替え、町田リサイクル文化センターに搬入することで、収集効率の向上を図っています。

そして、1994 年に町田リサイクル文化センター4号炉の増設(流動床炉 176t/日)を行い、ごみ量増加に対応しました。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行(1999 年)に伴い、焼却炉排ガス高度処理設備改造工事(1998～1999 年)を行い、安心安全な施設稼働を行いました。

なお、多摩ニュータウン整備事業区域に含まれる小山ヶ丘地区のごみは、2003 年から多摩ニュータウン環境組合(八王子市・町田市・多摩市で構成する一部事務組合)が管理する多摩清掃工場に

搬入しています。2022 年度からは処理区域を拡大し、大蔵町をはじめとした地域のごみも搬入しています。

町田リサイクル文化センターも 40 年近く稼働したため、2017 年 7 月に新たな熱回収施設等(焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)の建設に着手し、「町田市バイオエネルギーセンター(愛称名バイエネ君)」「ストーカ炉 129t/日×2 基、バイオガス化施設 50t/日、不燃粗大破碎機 47t/5h)として 2022 年 1 月から稼働を開始しました(同月 15 日に開所式開催)。その試運転を開始した 2021 年 10 月末に町田リサイクル文化センターを停止、その後廃止しました。

町田市バイオエネルギーセンターは、バイオガス化施設と家庭ごみを焼却する施設が併設された、東日本初のごみ処理施設として誕生しました。バイオガス化施設は生ごみなどを発酵させて処理する施設です。この発酵の過程で発生する「バイオガス」は発電などのエネルギーとして利用されます。ごみや資源を有効活用し、また安全な処理に努めています。



金森焼却場



旧清掃第二事業場事務所



町田リサイクル文化センター



町田市バイオエネルギーセンター

(2)ごみの減量・資源化への取組

町田市では、1976 年から古紙等資源ごみの分別収集を始め、1981 年には、一部地域で町田市銅鉄商組合によるビン・カン回収処理の実験を行いました。その後、1982 年に、町田市銅鉄商組合を母体とした「町田市資源組合(任意団体)」(1983 年から「町田市資源協同組合」)が創設され、市内全域でごみ減量資源化方式(5 分別収集)によるごみの分別収集を開始しています。

そして、1994 年には「町田市リサイクル公社」(2012 年から「一般財団法人まちだエコライフ推進公社」に移行)を設立し、粗大ごみの収集、再生販売を開始しています。

さらに、公園樹木、植木等の剪定枝を粉砕して「たい肥」にする町田市剪定枝資源化センター(下小山田町)を 1998 年に稼働、2008 年に廃止しました。同年に破砕・発酵・熟成を屋内で行う新たな町田市剪定枝資源化センター(小野路町)を建設しました。ここでは、剪定枝から土壌改良材を生成し、さらなる資源化を行っています。

2005 年には、ごみの減量・資源化の推進、ごみ量に応じた費用負担の公平化を図ることを目的に、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の指定収集袋による有料化を開始しています。有料化実施後は、年々ごみ量は減少していましたが、2019 年度及び 2020 年度は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり増加に転じました。2021 年度以降は、再び減少傾向にあります。

また、容器包装プラスチックを資源化するため、リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包施設を整備し、2016 年から JR 横浜線以南地域で分別収集を行っています。

2011 年 4 月には「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定し、ごみとして処理する量の減量・資源化に取り組んできました。

さらに 2021 年 3 月には「第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定し、全体目標として、1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減、総資源化率の向上、温室効果ガス排出量の削減の 3 つを設定しています。

(3)最終処分場

市制施行当時(1958 年)から 1960 年頃は、野津田町の鶴見川河川改修跡地にごみを埋め立てました。1960 年代前半頃から 1980 年頃は旧埋立

地(下小山田町)にごみを埋め立てました。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)」の改正(1976 年)で、最終処分場が新たに規制対象の廃棄物処理施設として位置づけられたため、1977 年「小山田リサイクル文化センターのための廃棄物最終処分場に関する基本計画書」を策定し、1979 年に旧埋立地の隣接地で最終処分場の建設工事に着手しました。

1980 年に整備が完了し、焼却灰、焼却残さ等の埋め立てを開始しました。



町田市最終処分場

また、1980 年に「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」[2006 年「東京たま広域資源循環組合」に改名(25 市 1 町で構成する一部事務組合)]が設立され、町田市も参加しました。町田市では 1990 年から「東京たま広域資源循環組合」が管理する最終処分場(日の出町)に焼却灰の搬入を開始し、2003 年に町田市最終処分場での埋め立てを中止しました。

2018 年には「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」を策定し、最終処分場の上部を活用していくこととしました。まず、最終処分場池の辺地区について、2020 年に埋立処分終了の手続きを行い、2023 年に公園整備工事が完了し、「忠生スポーツ公園」が開園しました。

最終処分場峠谷地区については、2024 年 3 月に「忠生スポーツ公園第二次整備基本計画(峠谷地区・旧埋立地地区)」を策定し、2032 年度の公園開園を目指して整備を進めます。

焼却灰を搬入している「東京たま広域資源循環組合」では、2006 年からエコセメント化施設(日の出町)を稼働させ、現在では全ての焼却灰や残さがエコセメントとしてリサイクルされ、建設資材などに活用されています。

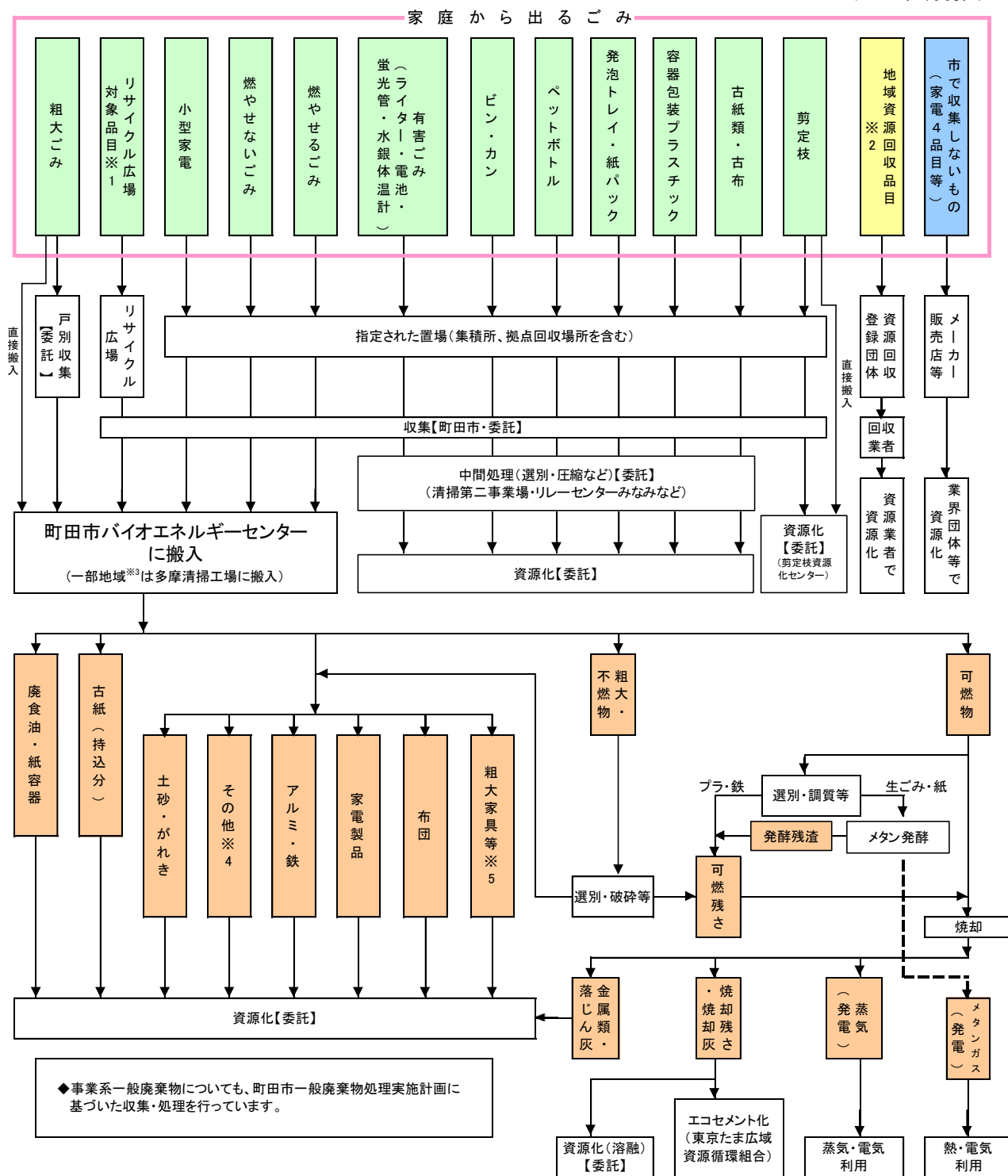


忠生スポーツ公園

2. ごみ収集・処理システム

(1) ごみ収集・処理システム フロー図

(2025年3月現在)



※1 リサイクル広場回収対象品目

陶磁器・ガラス食器・廃食用油・紙容器・家庭金物・洗剤の計量スプーン・ペットボトルのふた・パン袋の留め具・ビデオテープ・インクカートリッジ・小型家電など

※2 地域資源回収対象品目: 新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン

※3 一部地域

小山ヶ丘一丁目、小山ヶ丘二丁目、小山ヶ丘三丁目、小山ヶ丘四丁目、小山ヶ丘五丁目、小山ヶ丘六丁目、小山町字32号、大蔵町、真光寺町、真光寺一丁目、真光寺二丁目、真光寺三丁目、広袴町、広袴一丁目、広袴二丁目、広袴三丁目、広袴四丁目、鶴川二丁目11番、鶴川二丁目14番(鶴川団地に限る。)、鶴川二丁目15番、鶴川五丁目1番から4番まで、鶴川五丁目6番、鶴川六丁目7番(鶴川団地に限る。))及び鶴川六丁目8番から9番

※4 その他に含まれる品目: ガラス、陶磁器、廃プラスチック

※5 粗大家具等: 再生販売事業として、まちだエコライフ推進公社と協定を結び、回収した家具などを修理・再生販売しています。

(2) 資源化物の中間処理・資源化方法の詳細

■ビン・カン

収集したビン・カンは、清掃第二事業場へ搬入します。ビンは砕かれたもの(カレット)と生きビンに選別を行った上で、選定した事業者へ引き渡し、ガラス製品やリターナブルビン等に資源化しています。カンは選別から圧縮梱包まで行い、選定した事業者へ引き渡し、再生アルミ・スチール製品等に資源化しています。

■ペットボトル

収集したペットボトルは、町田市バイオエネルギーセンターへ搬入します。不適物の除去作業をしたのち、資源化施設へ運搬され、繊維製品や再生プラスチック製品等に資源化しています。

■発泡トレイ(白色・有色)

収集した発泡トレイは、町田市バイオエネルギーセンターへ搬入し、資源化施設へ運搬され、繊維製品や再生プラスチック製品等に資源化しています。

■紙パック

収集した紙パックは、町田市バイオエネルギーセンターへ搬入し、手選別で不純物や不適物を取り除いています。選別した紙パックは、事業者へ引き渡し、紙製品やトイレットペーパー等に資源化しています。

■容器包装プラスチック

JR横浜線以南の地域で収集した容器包装プラスチックは、リレーセンターみなみへ搬入し、手選別で不純物を取り除き、圧縮梱包を行い、町田市バイオエネルギーセンターで保管します。圧縮梱包した容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル協会が指定する運搬業者が回収し、同協会が指定する資源化施設へ運搬され、プラスチック原材料等に資源化しています。

3. ごみ・資源処理状況

(1) 収集・持込量

単位:t/年

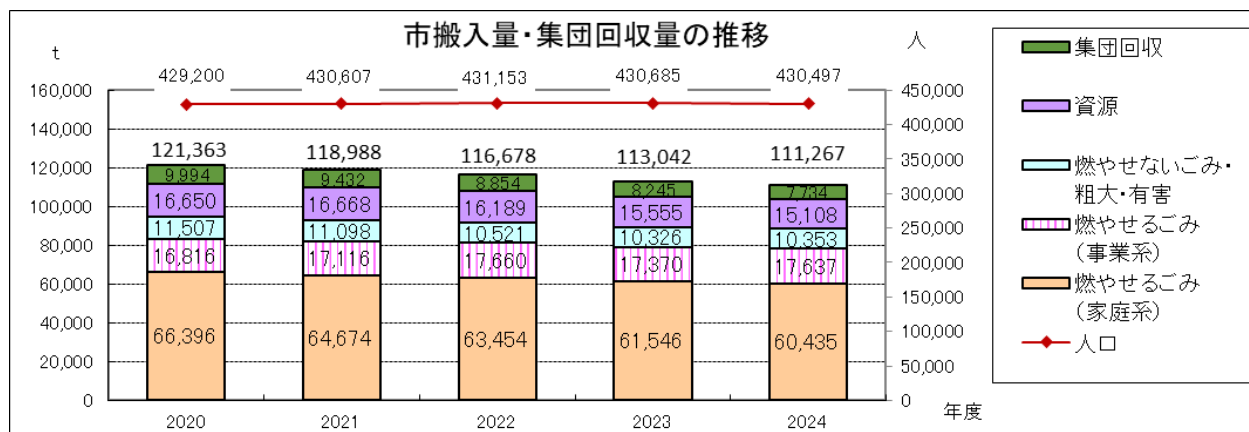
年度				2020	2021	2022	2023	2024	前年度増減比	総ごみ量 に占める 割合	
人口(10月1日時点) 単位:人				429,200	430,607	431,153	430,685	430,497	0.0%		
世帯数(10月1日時点)				197,711	200,182	205,236	206,896	208,688	0.9%		
収集・持込量	ごみ	燃やせるごみ	収集分	65,795	64,086	62,802	60,908	60,004	-1.5%	57.96%	
			持込分	601	588	652	638	431	-32.4%	0.42%	
			事業系持込分	16,816	17,116	17,660	17,370	17,637	1.5%	17.04%	
			計	83,212	81,790	81,114	78,916	78,072	-1.1%	75.41%	
		燃やせないごみ	収集分	7,995	7,418	6,810	6,677	6,597	-1.2%	6.37%	
			持込分	75	39	36	35	34	-2.9%	0.03%	
			計	8,070	7,457	6,846	6,712	6,631	-1.2%	6.40%	
		粗大	収集分	1,576	1,595	1,541	1,575	1,602	1.7%	1.55%	
			持込分	1,705	1,903	1,978	1,889	1,965	4.0%	1.90%	
			計	3,281	3,498	3,519	3,464	3,567	3.0%	3.45%	
		有害	156	143	156	150	155	3.3%	0.15%		
		ごみ量小計			94,719	92,888	91,635	89,242	88,425	-0.9%	85.41%
		資源	収集分	古紙※ ¹	8,127	7,929	7,847	7,420	7,293	-1.7%	7.04%
				古着・古布	1,296	1,200	1,114	1,066	1,073	0.7%	1.04%
	発泡トレイ※ ²			8	7	13	12	12	0.0%	0.01%	
	紙パック※ ²			15	14	15	15	14	-6.7%	0.01%	
	小型家電※ ³			7	9	10	11	15	36.4%	0.01%	
	ペットボトル※ ³			1,094	1,144	1,182	1,203	1,179	-2.0%	1.14%	
	容器包装プラスチック※ ⁴			429	828	849	845	862	2.0%	0.83%	
	剪定枝			619	491	473	475	463	-2.5%	0.45%	
	ビン			2,914	2,774	2,664	2,555	2,397	-6.2%	2.32%	
	カン			1,058	1,048	995	950	963	1.4%	0.93%	
	計		15,567	15,444	15,162	14,552	14,271	-1.9%	13.78%		
	持込分		リサイクル広場まちだ	89	86	96	99	100	1.0%	0.10%	
		剪定枝	994	1,138	931	904	737	-18.5%	0.71%		
		計	1,083	1,224	1,027	1,003	837	-16.6%	0.81%		
資源量小計			16,650	16,668	16,189	15,555	15,108	-2.9%	14.59%		
合計(総ごみ量)			111,369	109,556	107,824	104,797	103,533	-1.2%	100.00%		
集団回収量 (町内会・子ども会などの回収)	回収団体数 単位:団体			353	340	331	317	310	-2.2%		
	ビン			205	197	187	180	168	-6.7%		
	カン			242	237	225	221	213	-3.6%		
	古紙			8,871	8,370	7,873	7,305	6,819	-6.7%		
	古着・古布			676	628	569	539	534	-0.9%		
	合計			9,994	9,432	8,854	8,245	7,734	-6.2%		
総合計(総ごみ量+集団回収量)			121,363	118,988	116,678	113,042	111,267	-1.6%			

※1 古紙の内訳は、集積所に排出される新聞、段ボール、雑誌・雑紙、紙パック。

※2 発泡トレイ・紙パック・小型家電は、拠点回収をしたもの。

※3 小型家電・ペットボトルは、拠点回収と行政収集をしたもの。

※4 容器包装プラスチックは2020年度まで資源化量としていましたが、2021年度からは収集量(不適物も含む)としています。



(2) 有害ごみ収集量の内訳

単位:t

年度	2020	2021	2022	2023	2024
電池 ※	114	108	117	110	112
蛍光管	33	27	24	21	21
電球	—	—	—	—	1
ライター	9	8	8	9	9
小型充電式電池 (リチウムイオン電池等)	—	—	7	10	12
合計	156	143	156	150	155

※乾電池、コイン電池、ボタン電池(ボタン電池は 2022 年度～)

(3) リサイクル広場収集量の内訳

単位:t

年度	2020	2021	2022	2023	2024
陶磁器・ガラス食器	56.69	55.48	62.72	64.51	65.00
廃食用油	3.78	4.50	4.55	2.73	4.71
紙容器	3.24	3.41	2.32	3.58	3.62
洗剤の計量スプーン	0.04	0.03	0.04	0.04	0.05
ペットボトルのふた	1.87	2.04	2.35	1.99	1.98
パン袋の留め具	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
家庭金物	12.58	13.03	14.85	15.18	14.77
ビデオテープ	8.61	5.54	5.33	7.80	5.58
小型家電	2.35	2.30	3.69	3.28	3.99
合計	89.24	86.41	95.93	99.18	99.78

※端数処理の関係上、各々の数量と合計が合致しない場合があります。

(4) 古紙収集量の内訳(行政収集)

単位:t

年度	2020	2021	2022	2023	2024
新聞	450	448	424	428	356
段ボール	2,812	2,899	2,907	2,816	2,817
雑誌・雑紙	4,862	4,580	4,513	4,172	4,117
紙パック	3	2	3	4	3
合計	8,127	7,929	7,847	7,420	7,293

(5) 1人1日あたり 家庭系収集分 ごみ・資源排出量

単位:g/人日

年度		2020	2021	2022	2023	2024
家庭系 収集分のみ	ごみ	482	466	453	440	434
	資源	99	98	96	92	91
	合 計	581	564	549	532	524

(6) 1人1日あたり ごみ・資源排出量

単位:g/人日

年度				2020	2021	2022	2023	2024	
人口(10月1日時点) 単位:人				429,200	430,607	431,153	430,685	430,497	
収集・持込量	ごみ	燃やせるごみ	収集分	420.0	407.7	399.1	386.4	381.9	
			持込分	3.8	3.7	4.1	4.0	2.7	
			事業系持込分	107.3	108.9	112.2	110.2	112.2	
			計	531.2	520.4	515.4	500.6	496.9	
		燃やせないごみ	収集分	51.0	47.2	43.3	42.4	42.0	
			持込分	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	
			計	51.5	47.4	43.5	42.6	42.2	
		粗大	収集分	10.1	10.1	9.8	10.0	10.2	
			持込分	10.9	12.1	12.6	12.0	12.5	
			計	20.9	22.3	22.4	22.0	22.7	
		有害	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0		
		ごみ量小計			604.6	591.0	582.3	566.1	562.7
		収集・持込量	資源	収集分	古紙	51.9	50.4	49.9	47.1
古着・古布	8.3				7.6	7.1	6.8	6.8	
発泡トレイ	0.1				0.0	0.1	0.1	0.1	
紙パック	0.1				0.1	0.1	0.1	0.1	
小型家電	0.0				0.1	0.1	0.1	0.1	
ペットボトル	7.0				7.3	7.5	7.6	7.5	
容器包装プラスチック	2.7				5.3	5.4	5.4	5.5	
剪定枝	4.0				3.1	3.0	3.0	2.9	
ビン	18.6				17.6	16.9	16.2	15.3	
カン	6.8				6.7	6.3	6.0	6.1	
計	99.4				98.3	96.3	92.3	90.8	
持込分	リサイクル広場まちだ			0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	
	剪定枝			6.3	7.2	5.9	5.7	4.7	
	計			6.9	7.8	6.5	6.4	5.3	
資源量小計			106.3	106.0	102.9	98.7	96.1		
合計(総ごみ量)				710.9	697.0	685.2	664.8	658.9	
集団回収量 (町内会・子ども会などの回収)	回収団体数 単位:団体			353	340	331	317	310	
	ビン			1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	
	カン			1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	
	古紙			56.6	53.3	50.0	46.3	43.4	
	古着・古布			4.3	4.0	3.6	3.4	3.4	
	合計			63.8	60.0	56.3	52.3	49.2	
総合計(総ごみ量+集団回収量)				774.7	757.1	741.4	717.1	708.1	

※端数処理の関係上、各々の数量と計が合致しない場合があります。

(7) 資源化量

単位:t/年

年度			2020	2021	2022	2023	2024	前年度増減比
	施設内資源化 (ごみとして搬入した物を資源化している量)	金属類	3,017	2,460	1,947	2,031	2,040	0.4%
		古紙類	15	6	17	18	14	-22.2%
		廃プラスチック	118	104	91	192	245	27.6%
		蛍光管・乾電池・ライター	156	144	156	150	155	3.3%
		ガラス・陶磁器	36	16	9	15	25	66.7%
		木質家具類	129	84	163	240	194	-19.2%
		小型家電(広場、拠点を除く)	147	145	149	197	172	-12.7%
		布団類、衣類	25	21	23	37	31	-16.2%
		し尿脱水汚泥	192	169	157	155	153	-1.3%
		固形類(石など)	27	18	72	76	74	-2.6%
		その他	0	0	2	1	2	-
		再利用品(家具など)	53	57	76	83	87	4.8%
		バイオガス化	-	245	1065	651	1	-99.8%
		合計	3,915	3,469	3,927	3,846	3,193	-17.0%
	分別収集 (集積所及び拠点場所から回収した物を資源化している量)	ビン	2,914	2,774	2,664	2,555	2,397	-6.2%
		カン	1,058	1,016	963	918	933	1.6%
		古紙	8,142	7,943	7,862	7,435	7,307	-1.7%
		古着	1,257	1,176	1,110	1,065	1,071	0.6%
		ペットボトル	1,058	1,114	1,174	1,196	1,173	-1.9%
		発泡トレイ	8	7	13	12	12	0.0%
		小型家電(拠点・集積所)	7	9	10	11	15	36.4%
		リサイクル広場まちだ※1	89	86	96	99	100	1.0%
		容器包装プラスチック	429	663	657	663	656	-1.1%
		合計	14,962	14,788	14,549	13,954	13,664	-2.1%
	剪定枝		1,613	1,629	1,404	1,379	1,200	-13.0%
	小計 【a】		20,490	19,886	19,880	19,179	18,057	-5.9%
	エコセメント化 【b】		8,176	7,967	9,315	8,590	8,805	2.5%
	合計 【a+b】		28,666	27,853	29,195	27,769	26,862	-3.3%

※1 詳細は(3)リサイクル広場収集量の内訳を参照

(8) 資源化率

単位:t/年

年度	2020	2021	2022	2023	2024	前年度増減比 (前年度比)
集団回収量合計[①収集量から] 【c】	9,994	9,432	8,854	8,245	7,734	-6.2%
市搬入量合計(総ごみ量)[①収集量から] 【d】	111,369	109,556	107,824	104,797	103,533	-1.2%
ごみ資源化率(エコセメントを含み集団回収を含めない) 【(a+b)/d】	25.7%	25.4%	27.1%	26.5%	25.9%	(-0.6ポイント)
ごみ資源化率(エコセメントを含めず集団回収を含む) 【(a+c)/(c+d)】	25.1%	24.6%	24.6%	24.3%	23.2%	(-1.1ポイント)
総資源化率(エコセメントと集団回収を含む) 【(a+b+c)/(c+d)】	31.9%	31.3%	32.6%	31.9%	31.1%	(-0.8ポイント)

(9) 搬出・保管・最終処分量

単位:t/年

年 度			2020	2021	2022	2023	2024	前年度増減比
最終処分量	資源搬出量(エコセメント化分を除く)		20,277	19,620	19,770	19,011	17,906	-5.8%
	保管量 ※1		140	252	214	227	25	-89.0%
	焼却量	町田市バイオエネルギーセンター	89,510	86,377	71,693	73,430	74,285	1.2%
		多摩ニュータウン環境組合	2,437	2,984	13,495	9,947	11,554	16.2%
		その他	-	-	-	489	-	-
		小 計	91,947	89,361	85,188	83,866	85,839	2.4%
	焼却減少量		82,706	80,575	75,253	74,865	76,742	2.5%
	民間業者へ搬出	炉鉄残さ(溶融)	5	0	0	0	0	-
		土砂・瓦礫	25	37	72	76	74	-2.6%
		焼却灰(溶融)	59	332	201	191	77	-59.7%
		小 計	89	369	273	267	151	-43.4%
	東京たま広域資源循環組合へ搬出	焼却灰	5,303	3,225	1,442	1,328	1,208	-9.0%
		焼却残さ	2,984	4,742	7,873	7,262	7,597	4.6%
		直接埋立量 ※2	0	0	0	0	0	-
		小 計	8,287	7,967	9,315	8,590	8,805	2.5%
	最終処分量の合計		8,376	8,336	9,588	8,857	8,956	1.1%
	合計(固化用セメント量除く、保管量含む)		111,499	108,783	104,825	102,960	103,629	0.6%

※1 プラスチック、土砂・瓦礫、有害ごみ(乾電池・蛍光灯)、炉鉄残さ、資源化不適物を保管している量

※2 汚泥・土砂・瓦礫・不燃物で直接埋め立てるもの(多摩清掃工場で処分している不燃残さのみ)

※3 2019年度から2022年度の焼却灰・焼却残渣について、データを修正したため、過去の清掃事業概要の値と異なります。

(10) 最終処分先

単位:t/年

年 度			2020	2021	2022	2023	2024	前年度増減比
町田市			0	0	0	0	0	-
東京たま広域資源循環組合	埋立量		0	0	0	0	0	-
	焼却灰・残さ	灰固化用セメント	8,172	7,959	9,315	8,590	8,805	2.5%
		エコセメント化量合計 ※1	4	8	0	0	0	-
	合 計		8,176	7,967	9,315	8,590	8,805	2.5%
	合 計		7,744	8,176	9,315	8,590	8,805	2.5%

※1 東京たま広域資源循環組合のエコセメント化事業により資源化した焼却灰及び残さの量

(11) 多摩ニュータウン環境組合への搬入量

単位:t/年

年度			2020	2021	2022	2023※2	2024	前年度増減比
	多摩ニュータウン環境組合 への搬入量	燃やせるごみ	2,203	2,328	6,623	5,444	6,137	12.7%
		(内事業系)※1	964	1,018	1,619	1,334	1,446	8.4%
		燃やせないごみ	317	310	675	643	637	-0.9%
		合 計	2,520	2,638	7,298	6,087	6,774	11.3%
	多摩ニュータウン環境組合 への搬入量(応援ごみ分)	燃やせるごみ	0	249	0	467	3,613	-
		燃やせないごみ	0	242	245	17	0	-
		合 計	0	491	245	484	3,613	-
	多摩ニュータウン環境組合 への搬入量(支援ごみ分)	燃やせるごみ	-	-	6,122	3,520	1,322	-
		合 計	0	0	6,122	3,520	1,322	-
	搬入量合計			2,520	3,129	13,665	10,091	11,709
町田市のごみ処理量全体のうち、多摩ニュータ ウン環境組合に搬入しているごみ量の割合			2.3%	2.9%	12.7%	9.6%	11.3%	(+1.7ポイント)

※1 2016年度から事業系の燃やせるごみの一部も搬入

※2 2023年度は、火災による多摩清掃工場の一時停止に伴い、八王子市の館清掃工場に燃やせるごみを489t搬入しました。また、処理区域内の町田市ごみ831tを町田市バイオエネルギーセンターで処理しました。

(12) JR横浜線以南地域のごみ処理状況

対象地域: JR 横浜線以南地域(小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の
全域、原町田一丁目の一部)

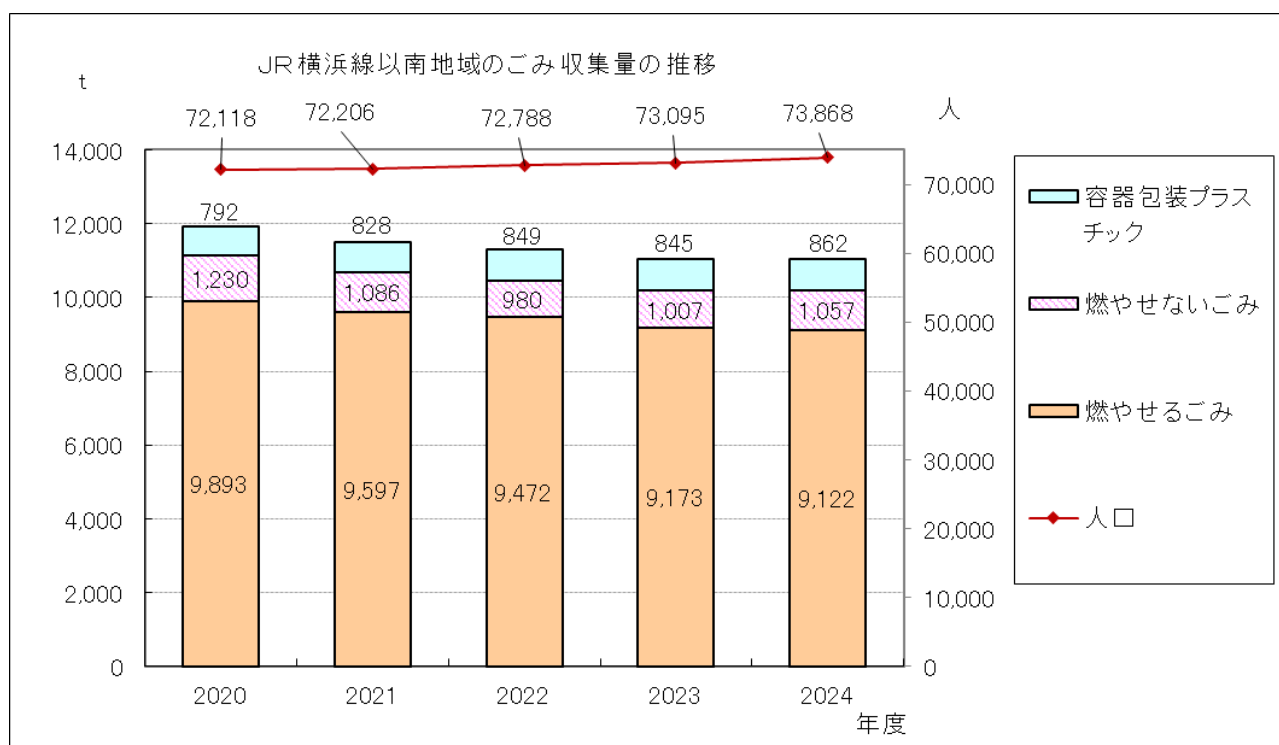
① 収集量

単位: t/年

年度	2020	2021	2022	2023	2024	前年度増減比
人口(10月1日時点) 単位: 人	72,118	72,206	72,788	73,095	73,868	1.1%
燃やせるごみ	9,893	9,597	9,472	9,173	9,122	-0.6%
燃やせないごみ	1,230	1,086	980	1,007	1,057	5.0%
容器包装プラスチック	792	828	849	845	862	2.0%
合計	11,915	11,511	11,301	11,025	11,041	0.1%
収集量のうち容器包装プラスチックの資源化割合※1	54%	80%	77%	78%	76%	(-2ポイント)

※1 リレーセンターみなみで収集した容器包装プラスチック収集量のうち、資源化を行った割合。

2024年度については、収集量862tのうち、656tの資源化を行いました。



② 1人1日あたり ごみ・資源排出量

単位: g/人日

年度	2020	2021	2022	2023	2024	前年度増減比
人口(10月1日時点) 単位: 人	72,118	72,206	72,788	73,095	73,868	1.1%
燃やせるごみ	364	365	376	357	338	-5.2%
燃やせないごみ	38	38	47	37	39	6.0%
容器包装プラスチック	24	26	30	32	32	-0.1%
合計	426	429	453	426	410	-3.9%

4. 燃やせるごみ・燃やせないごみ組成調査結果

(1) 町田市域全体(JR横浜線以南地域以外)組成調査結果

「燃やせるごみ」(1回目 2024年9月実施・2回目 2025年2月実施)

大分類		小分類		1回目 総重量	2回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1-1	生ごみ-調理くず(肉・魚・野菜類)	15.85	18.98	34.83	2.34	33.44
		1-2	生ごみ-調理くず(その他)・食べ残し	193.73	237.87	431.60	29.02	
		1-3	生ごみ-生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		2-1	生ごみ(手付かず)	12.43	18.45	30.88	2.08	
2	紙類	3	資源化している紙類	41.57	49.27	90.84	6.11	13.89
		4	資源化できない紙類	46.98	56.99	103.97	6.99	
		5	アルミ蒸着の紙製飲料容器	2.37	2.92	5.29	0.36	
		6	紙カップ	2.87	3.59	6.46	0.43	
3	プラスチック	7	ペットボトル	1.46	3.04	4.50	0.30	20.71
		8-1	白色発泡トレイ-白色	0.56	0.37	0.93	0.06	
		8-2	白色発泡トレイ-有色	0.82	1.08	1.90	0.13	
		9	容器包装(軟質)	135.27	129.81	265.08	17.82	
		10	容器包装(硬質)	6.75	11.38	18.13	1.22	
		11	ペットボトルのキャップ	1.28	0.69	1.97	0.13	
		12-1	製品等プラスチック-ハンガー	0.72	0.33	1.05	0.07	
		12-2	製品等プラスチック-収納ケース	0.00	0.00	0.00	0.00	
		12-3	製品等プラスチック-その他	6.45	7.95	14.40	0.97	
4	木・草類	13	ビデオテープ	0.00	0.00	0.00	0.00	6.14
		14	インクカートリッジ	0.00	0.00	0.00	0.00	
		15	資源化している剪定枝	0.82	0.00	0.82	0.06	
		16	資源化できない剪定枝	0.90	0.00	0.90	0.06	
		17	草、落ち葉、生け花	45.29	17.98	63.27	4.25	
5	繊維類	18	木製品・木片(可燃)	1.58	4.04	5.62	0.38	2.98
		19	木製品・木片(不燃)	20.67	0.00	20.67	1.39	
6	ゴム類・皮革類	20	資源化している繊維類	1.03	10.97	12.00	0.81	0.48
		21	資源化できない繊維類	8.73	23.52	32.25	2.17	
7	小型家電製品	22	ゴム製品・皮革製品	4.09	3.09	7.18	0.48	0.17
		23	小型家電製品(充電池内蔵)	0.53	0.20	0.73	0.05	
8	金属類	24	小型家電製品(充電池内蔵でない)	0.57	1.17	1.74	0.12	0.12
		25	カン	0.34	0.89	1.23	0.08	
9	ガラス類	26	家庭用金物類	0.10	0.43	0.53	0.04	0.22
		27	ビン	0.74	2.53	3.27	0.22	
		28	資源化できないガラス類	0.00	0.00	0.00	0.00	
10	陶磁器類	29	ガラス食器	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11	有害ごみ	30	陶磁器類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
12	その他	31	資源化している有害ごみ	0.04	0.27	0.31	0.02	20.72
		32	紙おむつ(大人用)	42.55	25.67	68.22	4.59	
		33	紙おむつ(子ども用)	23.39	44.32	67.71	4.55	
		34	マスク	1.54	1.76	3.30	0.22	
		35	衛生用品	44.60	106.18	150.78	10.14	
		36	上記以外の燃やせるごみ	2.72	6.13	8.85	0.60	
13	粗大ごみ	37	上記以外の燃やせないごみ	8.78	0.52	9.30	0.63	0.00
14	処理困難	38	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		39	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				678.12	792.39	1470.51	98.88	98.88

大分類		小分類		1回目	2回目	1 回目	2 回目	合計 (kg)	組成比	組成比
				数量	数量	総重量	総重量		(%)	(%)
15	排出容器	40	指定有料袋	279	280	7.74	5.64	13.38	0.90	1.12
		41	指定無料袋	54	42	2.31	1.00	3.31	0.22	
		42	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						10.05	6.64	16.69	1.12	1.12
合計						688.17	799.03	1487.20	100.00	100.00

「燃やせないごみ」 （1回目 2024年9月実施・2回目 2025年2月実施）

大分類		小分類		1回目	2回目	合計(kg)	組成比	組成比
				総重量	総重量		(%)	(%)
1	生ごみ	1-1	生ごみ-調理くず（肉・魚・野菜類）	0.00	0.10	0.10	0.01	1.17
		1-2	生ごみ-調理くず（その他）・食べ残し	14.72	3.00	17.72	1.11	
		1-3	生ごみ-生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		2-1	生ごみ（手付かず）	0.95	0.00	0.95	0.06	
2	紙類	3	資源化している紙類	2.36	3.95	6.31	0.39	0.51
		4	資源化できない紙類	0.77	0.35	1.12	0.07	
		5	アルミ蒸着の紙製飲料容器	0.10	0.03	0.13	0.01	
		6	紙カップ	0.30	0.31	0.61	0.04	
3	プラスチック	7	ペットボトル	2.70	3.29	5.99	0.37	42.57
		8-1	白色発泡トレイ-白色	0.35	0.52	0.87	0.05	
		8-2	白色発泡トレイ-有色	0.63	0.73	1.36	0.09	
		9	容器包装（軟質）	83.84	81.38	165.22	10.33	
		10	容器包装（硬質）	57.30	66.32	123.62	7.73	
		11	ペットボトルのキャップ	1.84	0.91	2.75	0.17	
		12-1	製品等プラスチック-ハンガー	5.45	6.70	12.15	0.76	
		12-2	製品等プラスチック-収納ケース	0.00	0.00	0.00	0.00	
		12-3	製品等プラスチック-その他	138.06	181.85	319.91	20.00	
		13	ビデオテープ	37.41	11.00	48.41	3.03	
4	木・草類	14	インクカートリッジ	0.20	0.53	0.73	0.05	3.62
		15	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		16	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		17	草、落ち葉、生け花	0.25	0.36	0.61	0.04	
		18	木製品・木片（可燃）	15.35	12.59	27.94	1.75	
5	繊維類	19	木製品・木片（不燃）	29.43	0.00	29.43	1.84	2.59
		20	資源化している繊維類	1.17	0.00	1.17	0.07	
6	ゴム類・皮革類	21	資源化できない繊維類	21.71	18.54	40.25	2.52	3.05
7	小型家電製品	22	ゴム製品・皮革製品	21.31	27.51	48.82	3.05	
8	金属類	23	小型家電製品（充電池内蔵）	2.79	7.15	9.94	0.62	17.14
		24	小型家電製品（充電池内蔵でない）	139.71	124.60	264.31	16.52	
9	ガラス類	25	カン	7.87	16.57	24.44	1.53	13.79
		26	家庭用金物類	105.98	90.25	196.23	12.27	
10	陶磁器類	27	ビン	19.34	12.52	31.86	1.99	4.78
		28	資源化できないガラス類	11.97	15.87	27.84	1.74	
		29	ガラス食器	9.83	6.92	16.75	1.05	
11	有害ごみ	30	陶磁器類	37.07	45.78	82.85	5.18	5.18
12	その他	31	資源化している有害ごみ	1.77	1.36	3.13	0.20	4.60
		32	紙おむつ（大人用）	0.00	0.00	0.00	0.00	
		33	紙おむつ（子ども用）	0.00	0.00	0.00	0.00	
		34	マスク	0.00	0.07	0.07	0.00	
		35	衛生用品	0.00	2.04	2.04	0.13	
		36	上記以外の燃やせるごみ	5.37	7.28	12.65	0.79	
13	粗大ごみ	37	上記以外の燃やせないごみ	32.88	26.03	58.91	3.68	0.00
14	処理困難	38	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	
		39	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				810.78	776.41	1587.19	99.21	99.21

大分類		小分類		1回目	2回目	1 回目	2 回目	合計 (kg)	組成比	組成比
				数量	数量	総重量	総重量		(%)	(%)
15	排出容器	40	指定有料袋	305	325	6.64	6.02	12.66	0.79	0.79
		41	指定無料袋	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
		42	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						6.64	6.02	12.66	0.79	0.79
合計						817.42	782.43	1599.85	100.00	100.00

(2) JR横浜線以南地域 組成調査結果

「燃やせるごみ」 (1回目 2024年9月実施・2回目 2025年2月実施)

大分類		小分類		1回目 総重量	2回目 総重量	合計 (kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1-1	生ごみ-調理くず (肉・魚・野菜類)	6.86	12.29	19.15	2.43	35.61
		1-2	生ごみ-調理くず (その他)・食べ残し	107.27	129.45	236.72	30.04	
		1-3	生ごみ生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		2-1	生ごみ (手付かず)	7.07	17.74	24.81	3.15	
2	紙類	3	資源化している紙類	40.08	33.60	73.68	9.35	18.54
		4	資源化できない紙類	34.28	31.11	65.39	8.30	
		5	アルミ蒸着の紙製飲料容器	1.27	1.36	2.63	0.33	
		6	紙カップ	1.98	2.42	4.40	0.56	
3	プラスチック	7	ペットボトル	1.97	2.29	4.26	0.54	13.88
		8-1	白色発泡トレイ-白色	0.12	0.31	0.43	0.05	
		8-2	白色発泡トレイ-有色	0.21	0.23	0.44	0.06	
		9	容器包装 (軟質)	51.06	37.79	88.85	11.27	
		10	容器包装 (硬質)	3.30	2.85	6.15	0.78	
		11	ペットボトルのキャップ	0.28	0.32	0.60	0.08	
		12-1	製品等プラスチック-ハンガー	0.00	0.04	0.04	0.01	
		12-2	製品等プラスチック-収納ケース	0.00	0.00	0.00	0.00	
		12-3	製品等プラスチック-その他	3.91	4.64	8.55	1.08	
		13	ビデオテープ	0.00	0.00	0.00	0.00	
4	木・草類	14	インクカートリッジ	0.05	0.00	0.05	0.01	2.15
		15	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		16	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		17	草、落ち葉、生け花	7.93	5.77	13.70	1.74	
		18	木製品・木片 (可燃)	0.67	2.56	3.23	0.41	
5	繊維類	19	木製品・木片 (不燃)	0.00	0.00	0.00	0.00	2.69
		20	資源化している繊維類	2.11	0.81	2.92	0.37	
6	ゴム類・皮革類	21	資源化できない繊維類	6.30	11.95	18.25	2.32	2.67
		22	ゴム製品・皮革製品	4.94	16.11	21.05	2.67	
7	小型家電製品	23	小型家電製品 (充電池内蔵)	0.20	0.00	0.20	0.03	0.03
		24	小型家電製品 (充電池内蔵でない)	0.00	0.00	0.00	0.00	
8	金属類	25	カン	0.24	0.63	0.87	0.11	0.32
		26	家庭用金物類	0.31	1.37	1.68	0.21	
9	ガラス類	27	ビン	0.00	0.45	0.45	0.06	0.06
		28	資源化できないガラス類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		29	ガラス食器	0.00	0.00	0.00	0.00	
10	陶磁器類	30	陶磁器類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11	有害ごみ	31	資源化している有害ごみ	0.03	0.07	0.10	0.01	0.01
12	その他	32	紙おむつ (大人用)	14.74	16.89	31.63	4.01	23.11
		33	紙おむつ (子ども用)	31.04	28.32	59.36	7.53	
		34	マスク	0.67	1.39	2.06	0.26	
		35	衛生用品	20.95	59.36	80.31	10.19	
		36	上記以外の燃やせるごみ	1.20	4.47	5.67	0.72	
		37	上記以外の燃やせないごみ	3.13	0.00	3.13	0.40	
13	粗大ごみ	38	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	39	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				354.17	426.59	780.76	99.07	99.07

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	1 回目 総重量	2 回目 総重量	合計 (kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	40	指定有料袋	147	171	2.89	3.21	6.10	0.77	0.93
		41	指定無料袋	27	17	0.98	0.28	1.26	0.16	
		42	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						3.87	3.49	7.36	0.93	0.93
合計						358.04	430.08	788.12	100.00	100.00

「燃やせないごみ」（1回目 2024年9月実施・2回目 2025年2月実施）

大分類		小分類		1回目	2回目	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
				総重量	総重量			
1	生ごみ	1-1	生ごみ-調理くず（肉・魚・野菜類）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25
		1-2	生ごみ-調理くず（その他）・食べ残し	0.00	0.00	0.00	0.00	
		1-3	生ごみ生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		2-1	生ごみ（手付かず）	1.95	0.00	1.95	0.25	
2	紙類	3	資源化している紙類	4.77	2.01	6.78	0.87	0.95
		4	資源化できない紙類	0.63	0.02	0.65	0.08	
		5	アルミ蒸着の紙製飲料容器	0.00	0.00	0.00	0.00	
		6	紙カップ	0.00	0.00	0.00	0.00	
3	プラスチック	7	ペットボトル	0.75	1.21	1.96	0.25	39.31
		8-1	白色発泡トレイ-白色	0.00	0.00	0.00	0.00	
		8-2	白色発泡トレイ-有色	0.00	0.00	0.00	0.00	
		9	容器包装（軟質）	5.94	9.95	15.89	2.04	
		10	容器包装（硬質）	15.53	12.50	28.03	3.59	
		11	ペットボトルのキャップ	0.15	0.07	0.22	0.03	
		12-1	製品等プラスチック-ハンガー	9.04	9.44	18.48	2.37	
		12-2	製品等プラスチック-収納ケース	1.22	0.00	1.22	0.16	
		12-3	製品等プラスチック-その他	137.64	98.89	236.53	30.31	
		13	ビデオテープ	0.00	4.10	4.10	0.53	
4	木・草類	14	インクカートリッジ	0.18	0.22	0.40	0.05	1.61
		15	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		16	資源化できない剪定枝	2.47	0.00	2.47	0.32	
		17	草、落ち葉、生け花	0.00	0.00	0.00	0.00	
		18	木製品・木片（可燃）	2.37	7.76	10.13	1.30	
5	繊維類	19	木製品・木片（不燃）	0.00	0.00	0.00	0.00	4.87
		20	資源化している繊維類	0.31	0.97	1.28	0.16	
6	ゴム類・皮革類	21	資源化できない繊維類	17.77	18.92	36.69	4.70	
22	ゴム製品・皮革製品	22	ゴム製品・皮革製品	15.92	30.31	46.23	5.92	5.92
7	小型家電製品	23	小型家電製品（充電池内蔵）	7.86	4.49	12.35	1.58	14.98
		24	小型家電製品（充電池内蔵でない）	51.37	53.22	104.59	13.40	
8	金属類	25	カン	2.43	6.77	9.20	1.18	13.71
		26	家庭用金物類	55.17	42.63	97.80	12.53	
9	ガラス類	27	ビン	3.88	4.13	8.01	1.03	4.38
		28	資源化できないガラス類	6.82	6.61	13.43	1.72	
		29	ガラス食器	8.11	4.66	12.77	1.64	
10	陶磁器類	30	陶磁器類	29.84	32.39	62.23	7.97	7.97
11	有害ごみ	31	資源化している有害ごみ	0.33	0.39	0.72	0.09	0.09
12	その他	32	紙おむつ（大人用）	0.00	0.00	0.00	0.00	5.08
		33	紙おむつ（子ども用）	0.00	0.00	0.00	0.00	
		34	マスク	0.00	0.08	0.08	0.01	
		35	衛生用品	0.00	0.00	0.00	0.00	
		36	上記以外の燃やせるごみ	5.15	2.49	7.64	0.98	
		37	上記以外の燃やせないごみ	14.21	17.69	31.90	4.09	
13	粗大ごみ	38	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	39	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				401.81	371.92	773.73	99.14	99.14

大分類		小分類		1回目	2回目	1 回目	2 回目	合計 (kg)	組成比	組成比
				数量	数量	総重量	総重量		(%)	(%)
15	排出容器	40	指定有料袋	169	130	4.23	2.49	6.72	0.86	0.86
		41	指定無料袋	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
		42	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						4.23	2.49	6.72	0.86	0.86
合計						406.04	374.41	780.45	100.00	100.00

5. 適正排出への取組等

(1) 資源とごみの収集カレンダー&出し方

資源とごみの収集日や出し方をお知らせすることを目的に、10月から翌年9月までの収集カレンダーを作成しています。1日ごとに収集品目をイラストで記しており、資源とごみの出し方の説明も付いています。

毎年9月に全戸にポスティングで配布しており、転入者には転入手続きの際にお渡ししています。

また、町田市公式ホームページに「ごみの出し方早わかりガイド」、「50音別ガイド」を掲載しています。



(2) 防護ネット貸与

アパートやマンションの集積所等のカラス対策などのために、防護ネットの貸出を行っています。貸出期間は5年間で無償です。

年度	2020	2021	2022	2023	2024
申請件数	171	168	170	131	140

(3) 動物死体引取

動物の死体を収容しています。

単位：匹

年度	2020	2021	2022	2023	2024
犬	187	176	144	154	113
飼主あり	181	174	143	149	113
飼主なし	6	2	1	5	0
猫	520	446	437	310	302
飼主あり	198	219	234	160	182
飼主なし	322	227	203	150	120
他	1,034	1,188	1,212	1,229	1,286
飼主あり	86	100	117	125	148
飼主なし	948	1,088	1,095	1,104	1,138
合計	1,741	1,810	1,793	1,693	1,701
飼主あり	465	493	494	434	443
飼主なし	1,276	1,317	1,299	1,259	1,258

(4) 不法投棄対策

市内での不法投棄を防止するため、市民への啓発用看板の貸出や夜間パトロール、不法投棄防犯監視カメラを活用した抑止活動を行っています。また、不法投棄された廃棄物の回収・処理を行っています。

年度	2020	2021	2022	2023	2024
啓発用看板貸出件数	118	205	147	169	105
不法投棄回収・処理件数	23	25	26	29	37

(5) 資源物持ち去り対策

資源物の持ち去り行為を防止・抑止するため、市民団体と協定を締結し、所管警察署の協力を得ながら協働で持ち去り防止活動を行っています。また、職員によるパトロールも行っています。

年度	2020	2021	2022	2023	2024
協定締結団体数	5	5	4	4	4
持ち去り通報件数	26	13	16	11	3
持ち去り目撃回数	94	67	59	33	39
持ち去りパトロール回数	214	237	247	281	282

(6)事業者への周知・啓発等

事業系一般廃棄物の適正排出や減量を推進するため、3,000 m²以上の大規模事業所の立入検査や町田市バイオエネルギーセンター内での内容物検査を実施し、不適切排出があった場合には「事業系廃棄物適正処理ルールブック」を活用した個別訪問や電話による指導を行っています。

また、排出事業者・収集運搬許可業者向けに廃棄物処理に関する説明会を開催しています。

年度	2020	2021	2022	2023	2024
指導件数	165	173	313	337	231

※ 2020 年度及び 2021 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大規模事業所の立入検査を電話で実施しました。

※2022 年度からは少量排出事業者登録時に、「事業系廃棄物適正処理ルールブック」を活用した訪問指導も指導件数に含めています。

(7)家庭系臨時多量ごみ

引っ越しや、生前整理・遺品整理等の際の一時的な多量のごみ(臨時多量ごみ)の処分にあって、無許可で家庭ごみを回収する不用品回収業者による料金トラブルなどが問題となっていました。

町田市では 2018 年 10 月から、ごみの適正処理を推進するため、町田市が許可を与えた事業者を紹介することで、許可業者による家庭系臨時ごみの整理・分別・収集運搬を行っています。

年度	2020	2021	2022	2023	2024
受付件数	206	268	352	480	520
搬入量(トン)	164.1	194.7	305.5	373.1	440.5

(8)ふれあい収集

高齢者世帯等の在宅での生活を支援することを目的として、自宅前・ごみ集積所等の指定された場所に、ごみ及び資源物を出すことが困難な高齢者世帯等に対して、高齢者等訪問収集事業を実施しています。また、収集時に安否確認を行うことで、見守りのネットワークに加わっており、利用者の異変に気付く役割も担っています。

2009 年 8 月に要綱を制定した時点の利用者数は 149 名でしたが、2024 年度の利用者数は 562 名となり、当初の人数から 3.7 倍以上の方がこの事業を利用しています。

年度	2020	2021	2022	2023	2024
利用者数	426	462	517	527	562

(9)不適物の混入による火災の発生予防

燃やせるごみ・燃やせないごみに小型充電式電池、スプレー缶、カセットガスボンベ、ライターなどが混入し、ごみ収集車やごみ処理施設での火災が発生しています。

火災防止の取組として、「燃やせないごみの収集時の選別強化」「町田市バイオエネルギーセンターでの選別強化」「小型充電式電池(2022 年 7 月開始)・充電式小型家電(2024 年 8 月開始)の行政収集」を実施しています。

また、ホームページや広報紙、SNS で、火災の状況の発信を行い、適切な分別のご協力をお願いしています。

2023 年 11 月 4 日に発生した町田市バイオエネルギーセンターのバイオガス化施設の前処理設備の火災に伴い、施設の復旧を進めています。併せて、安全対策としてガス（CO）検知装置や消火用散水ノズルの設置等を行っています。

単位: 件

年度		2020	2021	2022	2023	2024
清掃工場での 出火件数 (初期消火で鎮火した 発火・発煙)	町田リサイクル文化センター	1,230	713	-	-	-
	町田市バイオエネルギーセンター	-	342	1,514	1,206	1,127
清掃工場での 火災件数 (消防消火活動規模)	町田リサイクル文化センター	0	0	-	-	-
	町田市バイオエネルギーセンター	-	1	2	1	1
収集車での火災件数		10	4	3	3	4
集積所等での火災件数		0	1	0	0	0
合計		1,240	1,061	1,519	1,210	1,132

6. ごみ処理事業を補完する制度

(1)一般廃棄物処理業許可について

一般廃棄物の処理について統括的処理責任を持つ市町村において処理を行うことが不可能な範囲に限り、法令の基準を満たした事業者には許可を与えて処理(収集運搬・処分)を行うものです。

現状、既存の許可業者において適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施していません。

■許可の種類

一般廃棄物処理業の許可については、収集・運搬を業とする場合と処分を業とする場合と区別されており、町田市では、収集・運搬許可、収集・運搬(保管・積替え)許可、中間処分許可を与えています。

また、町田市は、品目ごとに限定した許可を与えています。

事業系 許可品目
ちゅうかいりい 紙くず、厨芥類※、木くず、繊維くず、剪定枝、畳、ディスプレイ汚泥、し尿、浄化槽等汚泥、医療廃棄物、実験動物等の動物死体及び付随汚物、道路・公園ごみ ※事業系の生ごみ
家庭系 許可品目
浄化槽等汚泥、特定家庭用機器廃棄物、家庭系臨時ごみ

■一般廃棄物処理業許可業者件数(2024 年度末時点)

収集運搬業許可	59 業者
収集運搬業(積替え保管含む)許可	2 業者
中間処分業許可	1 業者
合計	62 業者

(2)少量排出事業者登録について

事業活動から出たごみは自己処理が原則です。そのため、事業系一般廃棄物は、町田市バイオエネルギーセンターへの直接持ち込み、または契約した収集運搬許可業者への処理の委託が基本的な自己処理方法となります。

しかし、事業系一般廃棄物が少量の事業所については、規定量の範囲内(1 回の排出量が事業系ごみ専用袋 2 袋以内)であれば、市に申請を行い事前登録の上、事業系ごみ専用の指定収集袋を使用して、市の収集を利用できます。

年度	2020	2021	2022	2023	2024	登録済件数
新規登録件数	77	69	45	55	52	2,294

7. 新たなごみの資源化施設

町田市のごみ処理は、1982 年から町田リサイクル文化センターで行ってきましたが、40 年近く経過し老朽化が進み、新たな施設の整備が喫緊の課題となっていました。

新たな施設「町田市バイオエネルギーセンター(愛称名バイエネ君※)」は、焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設(一体で「熱回収施設等」と言います。)を有し、2021 年 12 月にしゅん功、2022 年 1 月から本稼働しました。

また、資源ごみ処理施設については、相原地区は 2028 年度、上小山田地区は 2037 年度を稼働目標とし、市民協働で整備を進めています。

※ 愛称名「バイエネ君」は市民公募によって、2023 年 3 月 5 日に決定

(1)町田市資源循環型施設整備基本計画の改定

町田市は一般廃棄物の処理について、長期的な視点に立った更なる資源化等の取組に向けた方針を明確にするため、2011 年 4 月に「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定しました。そして、一般廃棄物の資源化施設の整備を具体化するため、2013 年 4 月に町田市資源循環型施設整備基本計画(以下「整備基本計画」という)を策定しました。また、2023 年 5 月には、整備基本計画の根幹となる施設の分散配置等の基本的な考え方はそのままに、見直しが必要となっていた計画ごみ処理量や製品プラスチックの取扱い、事業スケジュール等について改定を行いました。

(2)町田市ごみの資源化施設地区連絡会の設置

市民協働で新たなごみの資源化施設を整備するため、町田リサイクル文化センター周辺地区及び相原地区は 2013 年 10 月、上小山田地区は 2015 年 10 月に「町田市ごみの資源化施設地区連絡会」を設置しました。主に施設の整備及び管理運営について検討を行っています。

その後、町田リサイクル文化センターの廃止に伴い、「町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会」は 2021 年 11 月の会をもって終了しました。そして、町田市バイオエネルギーセンターが稼働開始し、2022 年 3 月に「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」を設置しました。

また、上小山田地区については 2024 年 3 月に会の名称を「上小山田地区資源循環型施設連絡会」へ変更しています。

■町田市バイオエネルギーセンター運営協議会の開催状況

開催日	主な内容(協議事項、報告事項等)
第7回町田市バイオエネルギーセンター運営協議会 (2024年8月21日)	①町田市バイオエネルギーセンターの運転状況について (2024年1月～6月分) ②バイオガス化施設前処理施設火災復旧スケジュール ③施設運転(騒音、悪臭等)に関するご意見受付フロー(案) ④町田市バイオエネルギーセンター消防訓練実施結果の報告 ⑤町田市バイオエネルギーセンター専門委員会設置要領の一部改正について(案) 【連絡事項】 ①排水浄化センター内における薬品漏洩事故について(報告) ②バイエネ君 施設見学1万人達成イベントについて ③学ぼう! 涼もう! 遊ぼう! バイエネ君との夏休み ④3Rまなびフェスタ 夏 ⑤バイエネ君で生じる燃焼ガス中のCO2をイチゴ栽培に利用する 実証に関する報道関係者向け取材会の実施について ⑥充電式小型家電の回収が始まりました(2024年8月から)
第8回町田市バイオエネルギーセンター運営協議会 (2025年2月6日)	①町田市バイオエネルギーセンターの運転状況について (2024年7月～12月分) ②バイオガス化施設前処理施設火災復旧スケジュール 【連絡事項】 ①石川県災害被災地からの災害廃棄物の受入れについて ②リチウムイオン電池検知システムの実証実験を行いました(報告) ③消防訓練の実施について(12月5日実施)(報告) ④充電式小型家電の分別排出方法について(報告) ⑤資源ごみの暫定処理方法について ⑥生涯学習総務課からのお知らせ

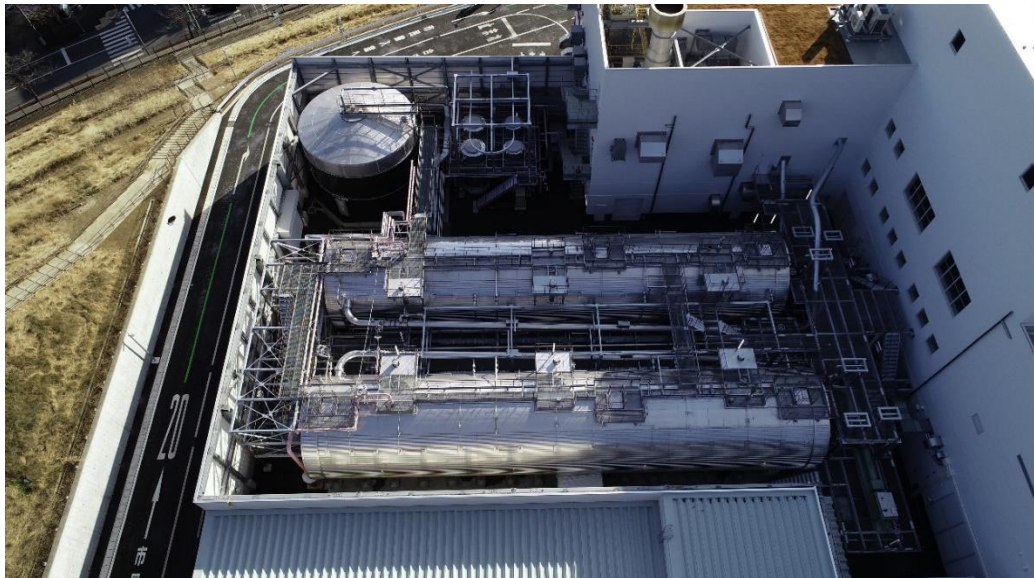
■相原地区資源ごみ処理施設連絡会の開催状況

第17回相原地区資源ごみ処理施設連絡会 (2024年11月23日)	・第16回連絡会の内容確認について ・発注仕様書(案)について ・地区連絡会等における今後の報告事項について
--------------------------------------	--

■上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会の開催状況

第9回上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会 (2024年6月28日)	・第8回連絡会の内容確認について ・資源循環型施設設置位置の再検討について ・地区連絡会等における今後の協議事項について
--------------------------------------	--

- (3)町田市バイオエネルギーセンター(焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)の整備
 町田市バイオエネルギーセンターは2022年1月から稼働を開始しました。その後は旧工場(町田リサイクル文化センター)の解体及び跡地の整備を2024年9月まで行い、全ての整備工事を完了しました。



町田市バイオエネルギーセンター（バイオガス化施設の発酵槽）

■事業概要

事業名	町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業
施設名称	町田市バイオエネルギーセンター
建設地	町田市下小山田町 3160 番地外
面積	敷地面積：約 77,000 m ² 延床面積：工場棟 約 17,000 m ² 、管理棟 約 5,600 m ²
事業方式	DBO方式（公設民営）
業務概要	施設整備業務：設計・建設・解体（既存の施設） （2016 年 12 月 22 日から 2024 年 6 月 30 日まで） 施設運営業務：運営管理・維持管理（2022 年 1 月～約 20 年）
施設概要	熱回収施設（焼却施設）：ストーカ方式 258t/日（129t/日×2 炉） バイオガス化施設：乾式高温メタン発酵 50t/日 不燃・粗大ごみ処理施設：機械選別・手選別 47t/5h

■スケジュール

（年度）										
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	～2040
熱回収施設等	★									
		設計		施設整備工事			稼働	運営		
	契約	造成工事					既存工場棟解体工事等			
		旧管理棟等 解体工事								

■東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）の実施

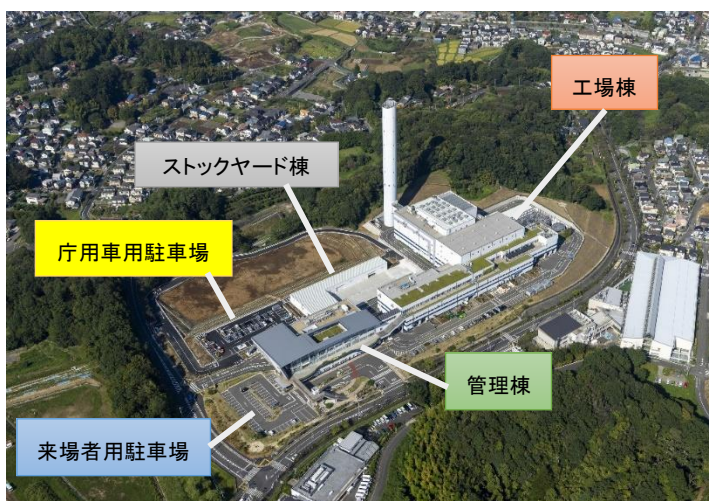
熱回収施設等の建設地である旧町田リサイクル文化センター（現町田市バイオエネルギーセンター）内において、2014 年 1 月から「環境影響評価」の手続きを進めています。

環境影響評価とは、新たな施設を整備することによる周辺環境への影響について、事前に調査・予測・評価を行い、それらを踏まえて環境保全のための措置を行い、より良い施設を整備する制度です。

2024 年度 環境影響評価の手続き
・事後調査計画書に基づき大気汚染、水循環、電波障害、生物・生態系等を調査
・事後調査報告書提出



町田リサイクル文化センター 2017年7月時点【工事前】



町田市バイオエネルギーセンター 2024年9月【工事完了後】

(4) 資源ごみ処理施設(相原地区、上小山田地区)の整備

2024年度は施設整備に向けて、相原地区においては事業者にはアヒアリングを行い、費用及び工期等の情報収集を行ったほか、工事発注に向け、事業者選考基準(素案)の作成を行いました。上小山田地区においては、資源ごみ処理施設整備に必要な道路整備について、道路部と協議を行いました。また、地元町内会等へ説明会を実施し、事業の進捗状況等について周知しました。

(5) 資源ごみ処理施設建設 NEWS の発行

2012年11月に、新たなごみの資源化施設についての情報を分かりやすくお伝えするため、「資源ごみ処理施設建設 NEWS」を創刊しました。施設の詳しい内容や地区連絡会の活動についての情報を発信しています。

発行年月日	発行号	掲載記事の見出し
2024年10月31日	Vol.36	・町田市バイオエネルギーセンターの整備工事が完了しました ・充電式小型家電を有害ごみの日(毎月2回目のビン・カン収集日に有害ごみ(電池)のかごに出せるようになりました
2025年2月21日	Vol.37	・町田市バイオエネルギーセンターの整備に関して、沿革を振り返ってまいります ・日野市のプラスチック類資源化施設を見学しました ・相原地区資源ごみ処理施設連絡会を開催しました ・あなたの出したごみが火災を発生させているのかも！？

第3章 リデュース(発生抑制)推進事業

1. 資源とごみの出前講座

環境問題やごみ減量について理解を深め、ごみ減量を実践してもらうことを目的に実施しています。市の職員が地域や学校等へ出向いて、ごみ減量の方法やごみ収集の仕組み、清掃工場でのごみ処理の仕組みなどをお話しています。

2024 年度は、町内会・自治会、幼稚園・保育園、小学校、学童保育クラブ、中学校及び高校で実施しました。

参加数	対象	町内会・自治会・ 市民団体など	市内幼保・小学校・ 学童保育クラブなど	合計
実施回数		9	113	122
参加(人)		202	10,957	11,159

2. 施設見学・視察の受け入れ

清掃関連施設の見学・視察を通じて、市の清掃事業に対する理解を深めてもらうことを目的に実施しています。町田市バイオエネルギーセンターをはじめ、リレーセンターみなみ、町田市剪定枝資源化センター等の見学に対応しています。また、他自治体の議員、職員の視察では、要望にあわせて、ごみ減量施策、計画策定や審議会運営などについての説明も行っています。

2024 年度は、町田市バイオエネルギーセンターにおいて、他自治体の議員、職員等 54 団体の視察を受け入れ、市民等の施設見学を含めて合計 3,655 人の方に見学いただきました。

3. ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)

ごみ減量サポーターとは、地域に密着し、ごみの減量と資源化への取組を推進していく「ごみ減量の市民リーダー」です。市民と行政が協働して、ごみの減量と資源化を推進していくことを目的としています。町内会・自治会の推薦によって市長の委嘱を受けたごみ減量サポーターは、それぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援しています。

任 期	2 年(中途の変更も可能)
サポーターの人数	2024 年度委嘱数 209 名 (町内会・自治会単位で 1,000 世帯まで 1 名、2,000 世帯まで 2 名)
活 動 実 績	ごみの減量や資源化に関する啓発資料及びごみ収集時や清掃工場が発生している火災の防止に向けた適正なごみの分別に関する啓発資料の地域内での情報共有、イベントやお祭りでの分別ステーション設置やリユース食器の活用、地域リサイクル広場の開催、町内会・自治会の方々と町田市バイオエネルギーセンターの施設見学等

4. 広報紙の発行等による情報発信

(1)環境広報紙「ECO まちだ」

環境に良い行動のヒントになる取組や情報をお知らせし、日常生活でエコライフを実践していただくことを目的に発行しています。ごみの減量や資源化の取組の紹介をはじめ、節電や環境保全のことなど、環境に関する様々な情報を発信しています。

2024 年度は 4 回(6 月・11 月・12 月(特別号)・2 月)発行しました。

(2)ごみ情報紙「ごみナクナ〜レ」

市民や市民団体、事業者の取組を中心にごみに関する情報をお知らせし、ごみの減量と資源化を楽しみながら取り組んでもらうことを目的に発行しています。「ごみナクナ〜レ」という名称には、環境先進都市をめざす町田市の「ごみゼロ」への願いが込められています。

2024 年度は、9 月 15 日に町田市ごみ分別アプリを特集した第 27 号、1 月 15 日に今日からできるごみの減らし方「まるわかり本」を特集した第 28 号を発行しました。

(3)町田市公式 SNS「ごみナクナ〜レ」

市民がごみの減量と資源化に取り組むきっかけとなるような話題を、X(旧 Twitter)や Instagram を用いて情報発信しています。

2024 年度は、イベント情報や「まちだ☆おいしい食べきり協力店」の紹介、火災予防、ごみの減量・資源化などの身近な話題を中心に、X(旧 Twitter)と Instagram 合わせて 374 回投稿し、フォロワー数は 149 人増えて計 1,064 人となりました。

(4)ハスのん SNS

町田市のエコキャラクター「ハスのん」は、SNS で、市民の方に環境を身近に感じてもらえるような情報を発信しています。2024 年度は、X(旧 Twitter)と Instagram 合わせて 182 回投稿し、フォロワー数は 246 人増えて計 1,730 人となりました。

(5)動画配信「さんあーるチャンネル」(YouTube)

市民にごみについて身近に感じてもらい、ごみの減量と資源化に取り組むきっかけとなるような話題を動画にして、YouTube を用いて発信しています。

2024 年度は、「まちだ☆おいしい食べきり協力店」の紹介として 2 本の動画を作成して公開しました。

(6)町田市ごみ分別アプリ

町田市ごみ分別アプリは 2018 年 1 月に配信を開始した、資源とごみの分別・収集日の確認などができるスマートフォン及びタブレット端末用のアプリケーションです。

主な機能は、今日出せるごみの表示、ごみ収集日のスケジュール表示、ごみの出し方検索、荒天・降雪時の収集状況のお知らせ、3R 啓発に関する情報表示です。

2024 年度は転入者への紹介やイベント、広報紙で PR を行い、また、対応言語を 3 言語から 11 言語に増やし、ダウンロード数は、前年度累計比 21%増の 16,670 件で累計 94,413 件となりました。

5. 食品ロス削減の取組

(1)まちだ☆おいしい食べきり協力店の認定

小盛メニューの設定、食べ残し削減の呼びかけ、ポスター掲示等による啓発活動など、食品ロス削減、その他生ごみの発生抑制等に取り組む飲食店・食品販売店等を「まちだ☆おいしい食べきり協力店」に認定し、登録しています。登録した協力店を市ホームページや広報紙で紹介しています。

2024 年度末現在の登録店舗は、18 店舗です。

(2)未利用食品の受付(フードドライブ※)

受け付けした食品は、町田市社会福祉協議会(フードバンクまちだ)から、子ども食堂・地域団体や関係機関を通して食品を必要としている世帯へ提供されています。

2024 年度は、1,005kg の食品を受け付けしました。

以下の公共施設で未利用食品の受付を実施しています。

- ・町田市庁舎
- ・町田市社会福祉協議会(フードバンクまちだ)
- ・リサイクル広場(地域リサイクル広場を除く)
- ・町田市立室内プール
- ・南市民センター
- ・成瀬コミュニティセンター
- ・忠生市民センター

※フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

(3) フードシェアリングアプリの活用

2023 年に、フードシェアリングアプリ「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと連携協定を締結しました。「TABETE」は、まだおいしく安全に食べられるにも関わらず売り切るのが難しい食品とユーザーをマッチングするアプリです。主に、店頭で売り切れないパンやキャンセルが出てしまった料理等が通常よりも安く出品されています。

広報紙などで「TABETE」の利用を市民に促すことで、市内食品関連業者の抱える売れ残り等によって廃棄せざるを得ない食品を、購入希望者と結び付け、食品ロスの削減を目指しています。

2024 年度は、2,356 人のアプリユーザーと 3,821 の食品がマッチングされました。

(4) まちだ☆おいしい食べきりキャンペーンの実施

忘年会や新年会など、宴会の機会が多い年末年始に、出された料理を残さずに食べきる行動を啓発する「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」を実施しています。

2024 度は、町田商工会議所、町田市商店会連合会、東京都町田食品衛生協会、町田青年会議所等と協働し、各商店会などに啓発ポスターを配付しました。バス車内での啓発ポスターについては、神奈川中央交通バス 115 台、町田市民バス(まちっこ・唐木田バス)6 台、コミュニティバス(たまちゃんバス)5 台で掲示しました。

また、神奈川中央交通町田営業所のバス 50 台、多摩営業所のバス 30 台の車内で「お家でも、お店でも、おいしくきれいに食べきろう！」の動画を放映しました。

(5) 食品ロス削減月間における取組

食品ロス削減月間(10 月)に合わせ、食品ロス削減啓発ポスターを作成し、リサイクル推進店(スーパー等の小売店)、公共施設、コンビニエンスストア等で掲示しています。併せて、スーパー等の店頭で食品ロス削減を啓発するチラシ等を配布し、家庭からの食品ロス削減を周知しています。

2024 年度は、リサイクル推進店 5 店の店頭で来店された方に対して食品ロス削減チラシの他、景品として水切りネットをお渡ししました。また、店舗に対して、プライスレール掲示用の手前取り POP を配付し、手前に置かれている商品から手に取るように促す食品ロス削減キャンペーンを実施しました。

(6) 食品衛生実務講習会での PR

町田市保健所が主催する食品衛生実務講習会に参加し、事業系廃棄物の出し方の PR や食品ロス削減の啓発を行っています。

2024 年度は、9 月と 2 月と 3 月に開催された食品衛生実務講習会に参加しました。

(7)使い切り料理教室の実施

食材を使い切ってごみを出さない料理をすることを目的として、「使い切り料理教室」を開催しています。

2024 年度は、使い切れずに廃棄されてしまう食材の一つである調味料を取り上げ、食材の使いきりをメインに食に関連して排出されるごみの減量や食品ロス削減の重要性を周知しました。

6. マイボトルに関する啓発活動

(1)マイボトル OK 店の認定

お客様が持参するマイボトルに飲み物を提供することができる店舗をマイボトル OK 店として認定し、登録、周知しています。

2024 年度の登録店舗は、29 店舗です。

(2)マイボトル専用給水器の設置

ウォータースタンド(株)と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結し、市庁舎をはじめとした公共施設にマイボトル専用給水器を設置しています。

2024 年度末現在で 16 施設に 17 台のマイボトル専用給水器を設置しており、使用量(推計値)は 1 年間で約 100,103L(500mL ペットボトル約 20 万本分)でした。

(3)マイボトルキャンペーン

マイボトルの推進を目的として、イベント会場などでオリジナルステッカーの配布、マイボトルへの給水サービスを行っています。2024 年度は、都立山崎高校、ペスカドーラ町田のホームゲーム、こどもマラソン大会等で、マイボトルキャンペーンを 8 回実施しました。

7. 市民対象の施設見学会

(1)プラスチックの3R 講座

参加者に講座・工作会・容器包装プラスチックの中間処理施設見学などを通じてプラスチックごみ削減・分別や資源化について啓発し、プラスチックごみの発生抑制に向けた市民の取り組みを促進することを目的とした講座です。

2024 年度実施内容

11 月 16 日	～プラスチックとのつきあい方を学ぼう～ オリジナルマイボトル・マイバックの工作会と、バスで行く工場見学会
-----------	---

(2)三多摩は一つなり交流事業

ごみを排出する側の町田市民と、最終処分場がある日の出町民との相互理解を深め、一般廃棄物広域処分事業をスムーズに行うことを目的に行っている事業です。

ごみの行方について知っていただき、ごみ処理についての理解を深めてもらうため、最終処分場見学会を実施しています。

2024 年度実施内容

8 月 9 日	夏休み 親子で行く最終処分場見学とさかな園
---------	-----------------------

8. ごみ減量に関する町田市主催のイベント

(1) まちだ ECO to(いーこと) フェスタ

環境全般に関して広く市民への啓発を行うことを目的に、環境イベント「まちだ ECO to(いーこと)フェスタ 2025」を 2025 年 3 月 1 日に町田市庁舎で開催しました。

2024 年度は、「生きものをつながって地球に ECO to(いーこと)しよっ！」をテーマに、「謎あり！迷路あり！」の体験型ゲームや、気象防災キャスターの天達武史さんを講師に迎えた講演会「ECO to(いーこと)フェスタにやってきました！天気の人と考える地球温暖化」など、楽しく学べる様々な催しを行いました。

(2) まちだ ECO to(いーこと)ゴー・ラウンド！

環境問題への関心の低い若年層へ向けて、食品ロス削減・プラスチック資源循環などの環境施策を PR するイベント「まちだ ECO to(いーこと)ゴー・ラウンド！」を 2024 年 11 月 15 日から 12 月 1 日までの期間に開催しました。若い世代に人気のゲーム作品とコラボレーションし、会場となった町田薬師池公園四季彩の杜をめぐる環境学習スタンプラリーや食品ロス削減レシピ・食品ロスダイアリーの配布など、さまざまな企画を実施しました。ターゲットに設定した 10 代から 30 代を中心に、市内外から多くの方にご参加いただいたイベントとなりました。

(3) バイエネ君でさんあーるまつり

「日々の暮らしの中にある 3R」について気付いてもらい、3R を身近なものとして意識してもらうことを目的として市が主催しているイベントです。

2024 年度は、バイエネ君(町田市バイオエネルギーセンター)で『バイエネ君でさんあーるまつり』として実施し、都立町田総合高校の生徒及び 3R 市民リーダーと協力して、ごみの分別や減量についての PR を行いました。

(4) 夏休みわくわくエコ体験

子ども達に気づきの場を提供することで、3R 意識の普及促進や物を大切に作る姿勢を育むことを目的に実施しています。「分別ゲーム」や「工作体験」でごみを分別することで資源として生まれ変わることを体験しながら学びます。

2024 年度は、プラスチックごみの削減と電池類の適正な分別と排出についての講話、粗大ごみを再利用したは材や不要になった CD ケースを再利用した工作会を町田市バイオエネルギーセンターで 1 回実施しました。

(5) リサイクルガラス砂絵教室

一度しか使えないワンウェイビン(ワインのビン等)のリサイクルを学ぶ「環境学習」の一環として、研磨された安全なリサイクルガラス砂を使用した「砂絵教室」を開催しています。

2024 年度は市内の子どもセンター及び町田市バイオエネルギーセンターで 6 回実施しました。

(6) 生ごみ水切りキャンペーン

悪臭防止やごみの減量に効果的な生ごみの水切りを習慣づけていただくため、生ごみが軽くなることを実感できる疑似体験のイベントを実施しています。また、疑似体験以外にもクイズ形式のイベントも実施し、楽しみながら学べる手法も取り入れています。

2024 年度は、市民センターまつりやバイエネ君でさんあーるまつり、くらしフェアなどで 6 回実施しました。

(7)ごみ袋サイズダウンチャレンジ

ごみの適切な分別を推進することを目的として、ごみの分別により使用するごみ袋のサイズダウンが可能となることをゲーム形式で体験してもらうものです。ごみの現状や各種制度の紹介などを行っています。

2024 年度は、市民センターまつりやバイエネ君でさんあーるまつり、3Rまなびフェスタなどで 5 回実施しました。

(8)各種イベントへの出展

3R 意識の普及促進を図るため、市内で開催される様々なイベント等に出展しています。ゲームやクイズ、自作の歌によるごみ減量の PR や、スケルトンごみ収集車“みえるくん”によるごみ収集体験を通じて、3R について楽しく学んでいただいています。

2024 年度は、町田さくらまつりや各市民センターまつりなど 30 箇所のイベントに出展しました。

(9)エコバッグの利用促進

レジ袋の原料となる原油の節約やレジ袋利用に伴うごみの削減のため、繰り返し利用できるエコバッグの利用促進を図っています。

2024 年度は、かるた大会の参加者や3R川柳入選者、ごみ減量アイデア応募者にエコバッグを配布し、エコバッグの利用促進を図りました。



配布したエコバック

9. FC 町田ゼルビアとのごみ減量意識の普及 PR

地域密着型のサッカークラブを目指し、地域貢献活動に取り組んでいる FC 町田ゼルビアと環境の保全、回復及び創造に向けた協力協定を締結しています。

2024 年度は、FC 町田ゼルビアとの協働による古紙回収会を町田市バイオエネルギーセンターで 12 回(毎月 1 回第 3 土曜日)行いました。市民にリサイクルできる資源を持ち込んでいただくことで、ごみ減量・削減の推進を図りました。



古紙回収会の様子

10. 事業系ごみ減量及び適正排出の取組

事業系ごみの減量及び適正排出を図るため、2024 年度は、以下の取組を実施しました。

- ・大規模事業所(事業用延べ床面積が 3,000 m²以上の事業用建築物)に対して、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書提出の義務付け(対象:272 事業所)及びおおむね 5 年に1度の定期指導(49 件)の実施
- ・廃棄物管理責任者及び一般廃棄物処理許可業者や市内事業者を対象に、事業系一般廃棄物講習会の実施(2024 年 11 月開催、110 名参加)
- ・一般廃棄物処理業許可業者が搬入した廃棄物の内容物検査を清掃工場内で実施し、不適物が確認された際には排出事業者を特定して指導を実施

11. 8市連携海洋プラスチックごみ削減啓発プロジェクト

町田市では、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市及び大和市の8市で連携し、深刻な海洋汚染につながるプラスチックごみの発生抑制のための取組について、先進事例の共有や、アクションも含めた活動の検討を進めています。

2024年度は、以下の取組を実施しました。

- (1) 5月25日に東急田園都市線南町田グランベリーパーク駅周辺にて、ポイ捨てごみや海洋プラスチックごみ削減の取組を啓発するため、ポイ捨てごみの清掃活動と啓発品の配布を行いました。
この他にも、成瀬駅、多摩境駅、鶴川駅、町田駅周辺にて、清掃・啓発活動を行いました。
- (2) 8市連携プラスチックごみ削減啓発プロジェクトで作成した動画を以下のとおり発信しました。
 - ・FC町田ゼルビア及びASVペスカドーラと連携し、両チームのホームゲームで放映
(FC町田ゼルビア: 8月・2試合、ASVペスカドーラ: 1月・2試合)
 - ・町田駅周辺に位置する東急リバブル株式会社の大型ビジョンに掲載
 - ・各町田市立小・中学校の児童、教職員等に動画配信を案内

12. まちだ3R賞

まちだ3R賞は事業所から出るごみの減量を進める方策のひとつとして、発生抑制、再利用、再生利用に積極的・組織的に取り組んでいる事業所を表彰する制度です。2018年度に開始し、2024年度に7回目を迎えました。

2024年度は、10事業所を表彰しました。

年度	表彰実績
2022	BOOKOFF SUPER BAZAAR 町田中央通り店 学校法人 玉川学園 学校法人 日本大学第三学園 ディノスロジスティクスセンター東京
2023	BOOKOFF SUPER BAZAAR 町田中央通り店 学校法人 玉川学園 東京建物町田ビル 日本生命町田ビル 町田市立総合体育館 東京湯河原温泉万葉の湯 東横INN 町田駅小田急線東口 町田マルイ 町田モディ
2024	東京建物町田ビル 学校法人玉川学園 町田市立総合体育館 ディノスロジスティクスセンター東京 株式会社東横イン町田駅小田急線東口 株式会社ホテル町田ヴィラ 協和キリン株式会社東京リサーチパーク 三井住友海上玉川研修所 学校法人明泉学園フェリシア高等学校 株式会社バルカーM・R・Tセンター

13. ごみの有料化と指定収集袋

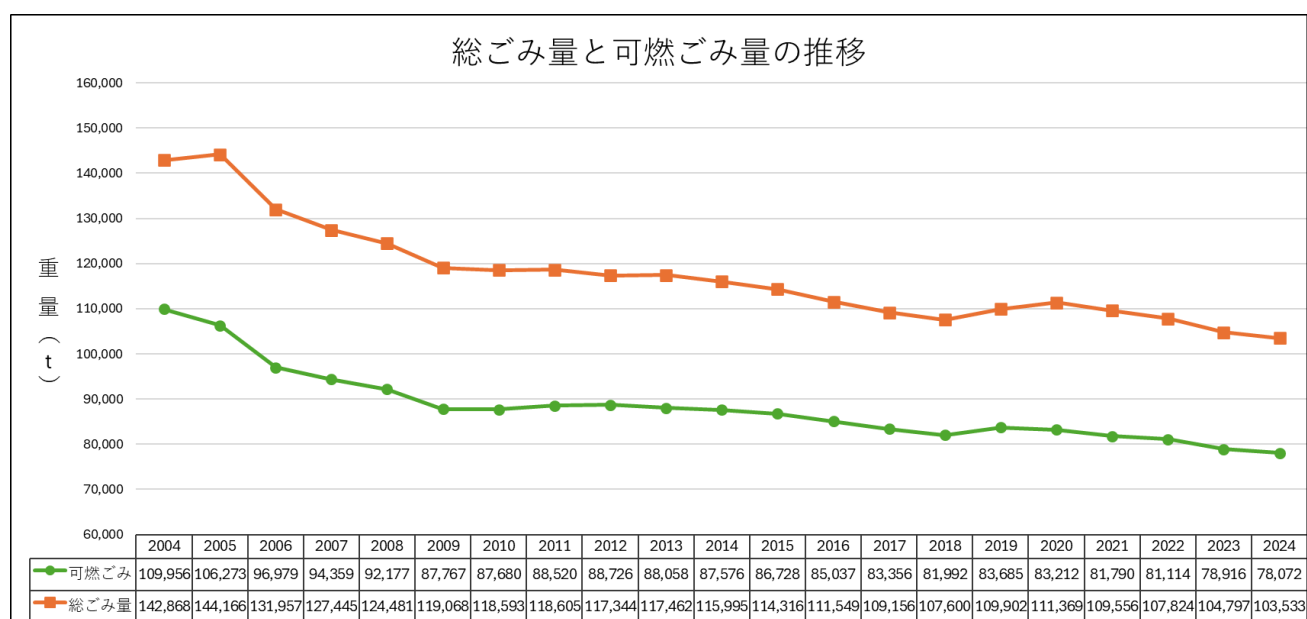
(1)有料化の経緯

町田市では 2000 年以降、ごみ排出量がほぼ一貫して増加傾向にあり、資源化率は低下していました。また、最終処分場がひっ迫していた上に、新たな処分場の整備も困難な状況にあり、ごみの減量と資源化が、喫緊の課題となっていました。

そのため、2005 年 10 月からごみの減量・資源化の強力な推進、公平な負担システムの導入等を目的として燃やせるごみ・燃やせないごみ・事業系ごみを対象にごみの指定収集袋制度(有料化)を開始しました。

(2)有料化の効果

ごみの有料化以降、新型コロナウイルス感染症が流行した 2019 年～2020 年を除いて、ごみの排出量は減少しています。



(3)指定収集袋と手数料について

現在、指定収集袋制度は燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチック(JR 横浜線以南の地域のみ)、事業系ごみで導入しています。

指定収集袋の手数料収入は、製造費等の必要経費を除いて基金(48 ページ参照)に積み立てており、ごみ減量やリサイクル推進、廃棄物のリサイクル施設整備の費用として活用しています。

なお、おむつ専用袋、ボランティア袋の交付及び生活保護世帯、一部高齢者世帯においては、処理手数料を減免しています。

【指定収集袋の配送数量(販売量)】

単位:箱(1箱当たり 300 枚)

年度	燃やせるごみ				燃やせないごみ				容器包装プラスチック		事業系	合計
	5L	10L	20L	40L	5L	10L	20L	40L	20L	40L	30L	
2022	3,392	11,284	26,919	23,214	678	1,133	2,514	3,541	2,470	1,187	229	76,561
2023	3,556	11,408	26,631	23,117	618	1,117	2,451	3,500	2,493	1,191	223	76,305
2024	3,468	11,144	26,331	23,030	640	1,046	2,316	3,474	2,453	1,200	210	75,312

第4章 リユース(再使用)推進事業

1. イベントごみ減量支援

夏まつりなどのイベント参加者へのごみ減量・資源化意識の普及を目指し、イベントの主催者に対して、リユース食器等の斡旋や分別ステーションの貸出を行っています。

2024 年度の利用件数は 147 件で、当該制度を利用したイベントの参加人数は延べ 178,895 人でした。

2. 粗大ごみの再生販売

資源の有効活用とごみの減量を図る事を目的に、一般財団法人まちだエコライフ推進公社と協定を締結し、収集した粗大ごみの一部を同公社が修理・再生し、展示販売を行っています。

2024 年度は、6,324 点、約 87tの粗大ごみを再生販売しました。

また、2023 年度に株式会社ジモティーと「リユースの促進リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、再生販売している品物をジモティープラットフォーム(掲示板)に出品することで更なるリユースの促進を図りました。2024 年度の出品数は、4,830 点で、そのうち 4,264 点(約 88%)が販売されました。

3. 不要品リユース事業

不要品一括査定サイト「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を 2024 年 3 月に締結し、同サイトを町田市ホームページで紹介しています。

まだ使用可能な不要品を「おいくら」に出品し、登録リユース業者から買取査定を受けて売払うことで、廃棄ではなくリユースができるよう案内しました。

2024 年度の「おいくら」への依頼件数は、1,788 件で、依頼商品数は 4,155 点でした。

4. ベビー用品のリユース

各家庭で不要となった、まだ使えるベビー用品を回収し、必要な方へ無料で配布する事業です。

各地域の子どもセンターや市庁舎等で「回収会」と「配布会」を開催し、ベビーカー、ベビーベッド等の育児用品やベビー玩具などを回収のうえ、必要な方へ譲渡しています。

2024 年度は、「回収会」を 2 回、「配布会」を 2 回実施しており、2,337kg のベビー用品を回収し、2,190kg をリユース品として提供しました。

5. その他のリユースの取組

(1) くるくるコーナー(リサイクル広場)

リサイクル広場(41 ページ参照)に持ち込まれた陶磁器・ガラス食器のうち、まだ使用できるものをリユース品として提供しています。

2024 年度は 8,088kg をリユース品として提供しました。

(2) おもちゃ病院

壊れたおもちゃを無料で治療(修理)する事業です。ボランティア団体「おもちゃ病院まちだ」と協力協定を締結し、こころこ児童館(玉川学園)や子どもセンターつるっこ(鶴川)、その他のイベントで「おもちゃ病院」を開院(開催)しています。

2024 年度は、52 回の開催で 731 件の治療(修理)を行いました。

第5章 リサイクル(再生利用)推進事業

1. 生ごみ自家処理の普及促進の取組

(1) 生ごみ処理機等購入費補助制度

家庭用生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付しています。補助金額は、購入金額の 2 分の 1 (上限 20,000 円) です。

2024 年度は、298 件の申請に対し、4,849,600 円の補助を行いました。

(2) ダンボールコンポストの普及

ダンボールを使い生ごみを手軽に処理できる、ダンボールコンポストの普及に取り組んでいます。

2024 年度は、ダンボールコンポスト講習会を 12 回、フォローアップ講習会を 5 回、出張ダンボールコンポスト講習会を 3 回開催し、136 世帯にダンボールコンポストの普及を図りました。

(3) 大型生ごみ処理機の貸出制度

マンションの管理組合や町内会・自治会を対象に大型生ごみ処理機を貸与しています。市はリース料・電気料金・保守点検費・工事費・保険料を負担し、貸与された団体は、日常の管理と一次生成物(たい肥のもと)の自己消費を行います。

2024 年度末時点での設置台数は、67 台です。

2. 地域資源回収

町内会・自治会、子ども会、老人会などの地域の団体が自主的に行っている資源回収です。市は登録(実施)団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付するとともに、資源回収の看板を支給するなどの支援を行っています。ごみの減量や資源の有効利用だけでなく、地域コミュニティの活性化にも役立っています。

登録(実施)団体	310団体
登録世帯数	92,436世帯
回収品目	新聞・雑誌・雑紙・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン
奨励金の額	6円/kg、4円/本(生きビン)
回収量	7,734t
奨励金交付額	48,466,400円

登録(実施)団体のうち、一定の要件を満たすものについては特別指定団体に指定しています。その区域内では集積所の管理を団体に委ねるとともに、地域資源回収対象品目についてはすべて団体が回収することとしています。2024 年度末時点で、5 団体を指定しています。

3. 剪定枝資源化事業

市内で発生する剪定枝を町田市剪定枝資源化センターで破砕・発酵させて、良質な剪定枝たい肥(土壌改良材)を作っています。

出来上がった剪定枝たい肥は、町田市剪定枝資源化センターでの販売のほか、JA町田市の 5 店舗で袋詰め剪定枝たい肥の販売を行っており、町田市の農業の振興に寄与しています。

2024 年度は、1,200t の剪定枝を資源化しました。

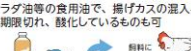
4. リサイクル広場

リサイクル広場は、家庭から出る陶磁器や家庭金物などのリサイクルできる対象品目を直接お持ちいただく場所です。常設と移動式の 2 種類があり、常設は境川クリーンセンター内建物で月～土曜日、移動式は、市内 10 箇所で月 1 回ずつ開催しました。

また、地域の方々が自主的に運営するリサイクル広場(地域リサイクル広場)では、2024 年度は 11 団体が合計で 73 回地域リサイクル広場を開催しました。市は運営に必要な物品の貸与、回収した対象品目の引き取りを行い、市民と協働してごみの資源化を推進しています。

2024 年度は、常設、移動式、地域リサイクル広場の合計で、99,785kg の資源を回収しました。

リサイクル広場対象品目一覧

対 象 品 目						町田市環境政策課 TEL.042-797-0530	
新しく回収されました! 使用済みプラスチック製筆記具類 ボールペン、ボールペンの替え芯、シャープペンシル、シャープペンシルの替え芯のケース、サインペン、マーカー、修正テープ、筆記用具の包装物(プラスチック製)メーカーやブランドは問いません。再資源化され、様々なリサイクル品に生まれ変わります。 		紙容器 ② マークのあるもので、内側にアルミが描かれているものも可 洗って乾かして再生紙に 		ビデオテープ VHS、ベータ、8ミリ等で、ケース、ラベルの記入可 分解してそれぞれリサイクル 		カセットテープ、CD、MD、DVD、BD 等	
使い捨てコンタクトレンズケース 購入場所やメーカーは問いません。回収したケースは、再資源化され、様々なリサイクル品(プラントナー、生活用品ポルなど)に生まれ変わります。 		家庭金物 台所用品、大工道具は、取っ手や柄付きのもの等、大部分が金属でできているもの 溶かして金属材料に 		インクカートリッジ ブラザー・キヤノン・エプソン・日本HPの純正品(インクカートリッジ・リフレフィルカートリッジ) 各メーカーでプラスチック製品等にリサイクル 		左記 4 社以外のインクカートリッジ	
陶磁器・ガラス食器 食器類・植木鉢等で、割れているもの、欠けているものも可 リユースや、破砕して陶磁材料に 		洗剤の計量スプーン プラスチック製のもの ペットボトルのふた 飲料用のもの 溶かしてプラスチックに 		小型家電 携帯電話 30センチ×15センチの投入口に入る小さい家電製品 レアメタルや金属をリサイクル 		投入口に入らないもの パソコン	
廃食用油 サラダ油等の食用油で、揚げカスの混入、異味・異臭、酸化したものも可 燃料に 		機械油等の食用油以外の油、ドロドロに固まった油		ご加入の町内会・自治会でリサイクル広場を開催してみませんか? 現在、約10団体の町内会・自治会が、地域の環境活動のため、地域の交流のために、自主的にリサイクル広場を開催しております。初めて開催を希望する団体様には、今後自主的に地域でリサイクル広場を開催していただくことを目的として、リサイクル広場の準備・受付・片付けまで、体験できる支援をいたします。 ご希望の際は、町田市環境政策課まで(電話：042-797-0530) 			

5. 使用済み資源物の回収

市では事業者と協働、連携してごみ減量・資源化とごみ減量意識の普及を目的として使用済み資源物の回収を行っています。

(1) 使用済みインクカートリッジの回収

プリンターメーカー4 社と日本郵便が協働で行っている「インクカートリッジ里帰り事業」に参加し、市庁舎・各市民センター・リサイクル広場などで使用済みインクカートリッジを回収しています。

2024 年度は、約 564 kg のインクカートリッジを回収しました。

(2) 使用済み小型家電の回収

市庁舎・各市民センター・各コミュニティセンターなど市内 22 箇所にある使用済み小型家電回収ボックスとリサイクル広場で、『30 センチ×15 センチの投入口』に入る小型の家電製品※と携帯電話の回収を行っています。2017～18 年度は、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、この事業を行っていました。2019 年度からは、同プロジェクトを引き継ぎ、東京 2020 大会のレガシーとして、使用済み小型家電回収ボックスで携帯電話の回収を継続しています。

また、宅配便を利用した小型家電の回収サービスを行っているリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結しています。

2024 年度は、47,014kg の小型家電を回収しました。

※主に「使用済み小型電子機器等の回収に係るガイドライン(環境省)」にある「特定対象品目」(16 品目)

(3)リサイクル推進店制度(資源の拠点回収)

リサイクル及びごみの減量の一層の推進を図るために、再生資源として利用できる発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定しています。市内 47 店舗で、ごみの減量とリサイクルにご協力いただいています。

2024 年度は、発泡トレイ 12,160 kg、ペットボトル 240,090 kg、紙パック 13,860 kgを回収しました。

(4)使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収

2023 年に HOYA 株式会社アイケアカンパニー(コンタクトのアイシティ)と連携協定を締結し、使い捨てコンタクトレンズの空ケースの拠点回収を行っています。回収された空ケースは、再資源化され、様々なプラスチック製品に生まれ変わります。なお、資源化による収益の全額が日本アイバンク協会へ寄付され、角膜の病気による視力障害の方の視力回復に役立てられています。

2024 年度は、市内 10 箇所の公共施設に設置した回収ボックスから、288.32kg(およそ 288 万個)のコンタクトレンズの空ケースを回収しました。

(5)使用済みプラスチック製ペン等の回収

2023 年に株式会社パイロットコーポレーションと連携協定を締結し、使用済みプラスチック製ペン等の拠点回収を行っています。回収されたペン等は、再資源化され、様々なプラスチック製品に生まれ変わります。

2024 年度は、市内 2 箇所の公共施設に設置した回収ボックス及び移動リサイクル広場にて、103.5kgの使用済みプラスチック製ペン等を回収しました。

6. 施設内資源化の取組

清掃工場に搬入されたごみのうち、資源化が可能なものについては施設内で選別し、資源化事業者へ引き渡しています。

資源化の主な品目・資源化手段・資源化用途

品目	資源化手段	資源化用途
古紙類	材料リサイクル	紙製品・トイレトペーパー等
紙容器	材料リサイクル	紙製品・トイレトペーパー等
牛乳パック	材料リサイクル	紙製品・トイレトペーパー等
衣類	再生・再利用・材料リサイクル	再利用・工業用ウエス等
有色発泡トレイ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
白色発泡トレイ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
ペットボトル	材料リサイクル	再生繊維・製品
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル協会が指定	容器包装リサイクル協会が指定
硬質プラスチック	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
ビデオテープ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
破砕プラスチック	材料リサイクル	再生プラスチック製品
鉄	材料リサイクル	再生鉄製品等
アルミ	材料リサイクル	再生アルミ製品等
落じん灰	材料リサイクル	レアメタル回収
スチール缶	材料リサイクル	再生スチール製品等
アルミ缶	材料リサイクル	再生アルミ製品等
生きビン	再利用	リターナブルビン
カレット (ガラスピンを砕いたもの)	材料リサイクル	ガラス製品等

品目	資源化手段	資源化用途
ガラス・陶磁器	再生砂として加工	再生砂等
乾電池	材料リサイクル	再生鉄製品等
小型充電式電池	材料リサイクル	金属材料等
蛍光管・電球等	材料リサイクル	蛍光管・ガラス製品・金属原料
使用済小型家電	材料リサイクル	再生金属製品・再生プラスチック製品
充電式小型家電	材料リサイクル	再生金属製品・再生プラスチック製品
綿布団	再生・再利用・材料リサイクル	再利用
羽毛布団	再生羽毛製品	再生羽毛布団・羽毛製品等
木質家具	サーマルリサイクル	発電用燃料
廃食油	サーマルリサイクル・材料リサイクル	燃料・塗料用添加剤・樹脂製品・脂肪酸原料・飼料等
焼却灰	材料リサイクル	エコセメント
焼却灰(固化灰の一部)	熔融処理	路盤材等
コンクリート製品	材料リサイクル	路盤材等

第6章 清掃事業費

1. 清掃事業費決算額

(1) 歳入

単位: 円

款	節	内容	2023年度 決算額	2024年度 決算額	増減額
14.		使用料及び手数料	1,649,833,145	1,641,421,285	-8,411,860
		使用済自動車引取業許可等手数料	35,100	104,600	69,500
		廃棄物処理手数料	1,631,232,255	1,623,555,995	-7,676,260
		廃棄物処理業許可手数料	640,000	0	-640,000
		バイオエネルギーセンター使用料	225,690	295,430	69,740
		し尿処理手数料	17,700,100	17,465,260	-234,840
15.		国庫支出金	612,000,000	131,000,000	-481,000,000
		循環型社会形成推進交付金	612,000,000	0	-612,000,000
		廃棄物処理施設整備交付金	0	131,000,000	131,000,000
16.		都支出金	456,840	434,781	-22,059
		環境政策推進区市町村補助	1,792,000	2,728,000	936,000
		動物死体処理委託金	456,840	434,781	-22,059
17.		財産収入	417,782,110	493,697,643	75,915,533
		土地建物貸付収入	13,643,000	12,432,000	-1,211,000
		利子及び配当金	3,095,339	4,480,723	1,385,384
		物品売払収入	401,043,771	476,784,920	75,741,149
19.		繰入金	659,915,324	645,145,966	-14,769,358
		基金繰入金	659,915,324	645,145,966	-14,769,358
21.		諸収入	184,811,484	136,625,879	-48,185,605
		廃棄物処理事業受託収入	4,693,203	0	-4,693,203
		光熱水費使用料	1,441,493	1,050,448	-391,045
		講習会等参加費	27,000	30,000	3,000
		広告掲載料	1,200,000	1,950,800	750,800
		三多摩は一つなり交流事業補助金	178,450	209,836	31,386
		駐車場使用料	942,450	1,316,610	374,160
		余剰電力売払収入	176,050,200	131,914,728	-44,135,472
		原子力損害賠償金	90,000	39,600	-50,400
		不法投棄未然防止事業協力金	113,850	0	-113,850
		電話使用料	42,961	42,657	-304
		委員謝礼	15,000	71,200	56,200
		光熱水費返還金	16,877	0	-16,877
		遺失物拾得金	0	41000	41000
21.		市債	1,057,000,000	782,000,000	-275,000,000
		廃棄物処理施設整備事業債	1,057,000,000	782,000,000	-275,000,000
			4,581,798,903	3,830,325,554	-751,473,349

■ 指定収集袋販売収入の内訳

廃棄物処理手数料のうち、指定収集袋販売収入の内訳は次のとおりです。

単位: 円

種類	2023年度 決算額	2024年度 決算額	増減額
燃やせるごみ	762,878,880	756,753,760	-6,125,120
燃やせないごみ	97,544,640	95,439,600	-2,105,040
容器包装プラスチック	23,400,000	23,294,400	-105,600
事業系一般廃棄物	11,872,800	11,340,000	-532,800
計	895,696,320	886,827,760	-8,868,560

(2)歳出

単位:円

款	項	目	中事業	2023年度 決算額	2024年度 決算額	増減額
4.	衛生費					
	3.	清掃費		8,837,609,154	8,510,642,177	-326,966,977
		1.	ごみ政策費	2,234,262,584	2,298,768,382	64,505,798
			職員人件費	166,561,043	176,162,036	9,600,993
			一般廃棄物資源化基本計画推進事業	4,993,800	16,028,800	11,035,000
			廃棄物減量推進事業(環境政策課)	525,482,696	569,308,245	43,825,549
			循環型施設周辺公園整備促進事業(環境政策課)	8,948,500	44,000	-8,904,500
			3R啓発事業	102,556,095	102,976,994	420,899
			生ごみ自家処理推進事業	26,420,996	26,907,969	486,973
			リサイクル広場事業	27,775,052	27,233,129	-541,923
			プラスチックごみ減量推進事業	621,700	668,000	46,300
			廃棄物総合調整事務	384,009,702	333,617,559	-50,392,143
			広域廃棄物処理事業	986,893,000	1,045,821,650	58,928,650
		2.	循環型施設整備費	2,092,649,911	1,513,793,994	-578,855,917
			職員人件費	144,038,577	153,007,503	8,968,926
			循環型施設整備課管理事務	68,665	110,435	41,770
			循環型施設整備事業(収)	50,846,954	60,214,256	9,367,302
			循環型施設整備事業(資)	1,897,695,715	1,300,461,800	-597,233,915
		3.	廃棄物処理費	2,128,745,502	2,275,916,942	147,171,440
			職員人件費	200,364,683	190,549,524	-9,815,159
			循環型施設管理課管理事務	3,893,756	3,498,742	-395,014
			バイオエネルギーセンター運営事業	1,145,001,868	1,282,567,762	137,565,894
			バイオエネルギーセンター施設管理事務	106,272,204	119,145,156	12,872,952
			リレーセンターみなみ事業	138,922,138	158,988,448	20,066,310
			境川クリーンセンター事業	72,059,172	72,769,397	710,225
			再資源化推進事業	186,313,431	185,914,337	-399,094
			剪定枝資源化事業	152,630,783	143,249,649	-9,381,134
			最終処分場適正管理事業	103,157,467	101,688,927	-1,468,540
			最終処分場整備事業	20,130,000	0	-20,130,000
			循環型施設周辺公園整備促進事業(循環型施設管理課)	0	17,545,000	17,545,000
		4.	ごみ収集費	2,309,136,652	2,348,272,634	39,135,982
			職員人件費	512,415,230	513,749,358	1,334,128
			ごみ収集課管理事務	276,267	265,673	-10,594
			廃棄物収集事業	18,926,513	20,511,638	1,585,125
			車両管理事務	43,902,235	40,288,072	-3,614,163
			ごみ収集業務委託事業	1,728,448,617	1,766,990,039	38,541,422
			ごみ収集課システム管理事務	3,586,946	3,592,776	5,830
			適正処理推進事業	1,580,844	2,875,078	1,294,234
		5.	し尿処理費	72,814,505	73,890,225	1,075,720
			職員人件費	15,164,932	16,250,801	1,085,869
			し尿収集事業	57,649,573	57,639,424	-10,149
				8,837,609,154	8,510,642,177	-326,966,977

2. ごみ処理経費

2024 年度のごみ処理経費の総額は、79 億 7,117 万 6,957 円(歳入控除前)でした。主な内訳としては、ごみや資源物の収集運搬業務委託費、人件費、町田市バイオエネルギーセンターの施設管理運営費や所有する施設の減価償却費などです。一方で、ごみ処理手数料、資源物売払収入、基金繰入金といったごみ処理に係る歳入は、25 億 9,251 万 6,790 円でした。

2024 年度は 2023 年度と比較して、ごみ処理経費(歳入控除後)が町田市バイオエネルギーセンター運営費の増加、基金繰入金の減少などに伴い 3.8%増加し、ごみ量が 1.2%減少したため、ごみ処理原価は増加しています。

(1) 2024 年度ごみ処理過程別・ごみ種別経費及び原価

単位: 円

区分	発生抑制 ^{※1}	収集	中間処理 ^{※2}	最終処分 ^{※3}	計
燃やせる	経費(円)	1,255,827,433	2,898,915,883	848,968,859	5,003,712,175
	ごみ量(t)	60,004	78,072	8,081	
	原価(円/t)	20,929	37,131	105,064	
燃やせない	経費(円)	448,541,842	320,759,419	49,493,118	818,794,379
	ごみ量(t)	6,597	6,631	471	
	原価(円/t)	67,992	48,373	105,047	
粗大	経費(円)	161,424,863	166,374,965	26,643,024	354,442,852
	ごみ量(t)	1,602	3,567	253	
	原価(円/t)	100,765	46,643	105,176	
資源	経費(円)	664,079,418	525,810,636	0	1,189,890,054
	ごみ量(t)	14,271	6,742	0	
	原価(円/t)	46,533	77,990	0	
有害	経費(円)	11,341,834	19,484,292	0	30,826,126
	ごみ量(t)	155	155	0	
	原価(円/t)	73,173	125,705	0	
発生抑制	経費(円)	573,511,371			573,511,371
経費合計(円) ^{※4}		573,511,371	2,541,215,390	3,931,345,195	925,105,001
歳入 ^{※4}		398,574,991	539,680,818	1,654,260,981	2,592,516,790
経費合計【歳入控除後】(円)		174,936,380	2,001,534,572	2,277,084,214	925,105,001
ごみ量(t) ^{※5}			82,629	95,167	8,805
原価合計【歳入控除後】(円/t)			24,223	23,927	105,066

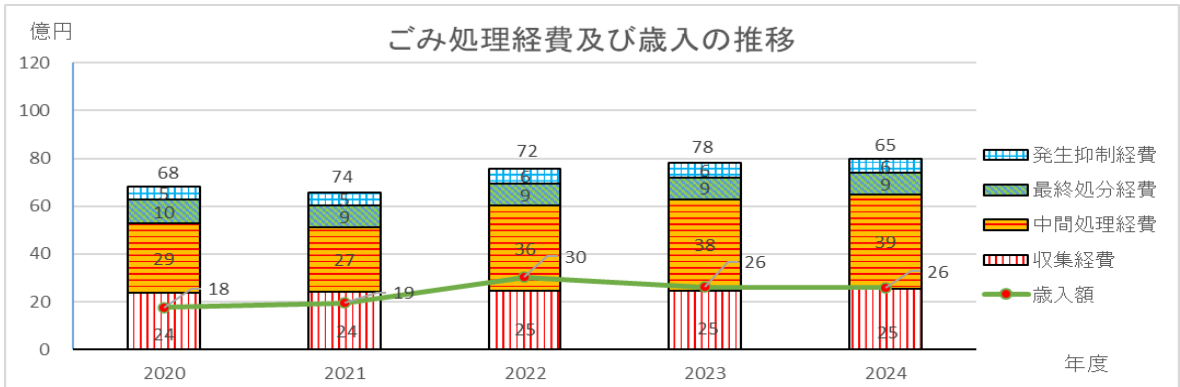
※1 ごみの発生抑制を目的とした事業の実施に要した経費。指定収集袋の購入費等も含む

※2 清掃工場や町田市剪定枝資源化センター等の管理運営費

※3 残さの埋め立て、エコセメント化を行う東京たま広域資源循環組合への残さの運搬費用、負担金等

※4 ごみ処理経費及び歳入はごみ処理に係るもののみ算入しており清掃費全体の決算額とは異なる

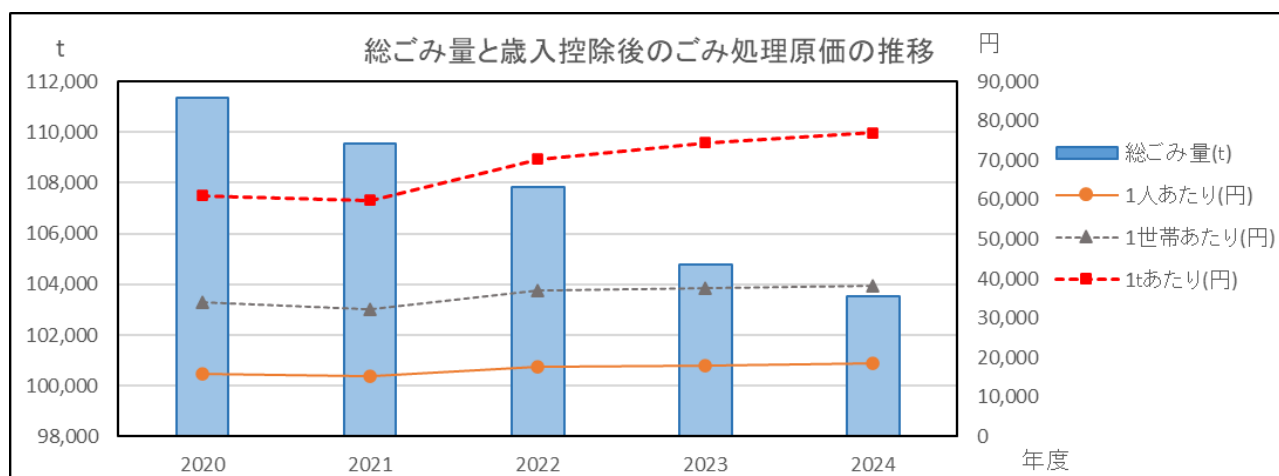
※5 「ごみ量(t)」について、「中間処理」は「収集量」+「持込量」で「最終処分は焼却残さの量」また「資源」に含まれる紙資源は中間処理を行わないため中間処理のごみ量には含まれない



(2)ごみ処理原価の推移

%表示は前年度比

年度		2020	2021	2022	2023	2024	
人口(人)		429,200	430,607	431,153	430,685	430,497	0.0%
世帯数(世帯)		199,736	202,737	205,236	206,896	208,688	0.9%
総ごみ量(t)		111,369	109,556	107,824	104,797	103,533	-1.2%
ごみ処理 原価	経費合計(円)	6,805,720,450	6,555,663,315	7,570,382,852	7,805,057,725	7,971,176,957	2.1%
	1人あたり(円)	15,857	15,224	17,558	18,122	18,516	2.2%
	1世帯あたり(円)	34,074	32,336	36,886	37,725	38,197	1.3%
	1tあたり(円)	61,110	59,838	70,211	74,478	76,992	3.4%
ごみ処理 原価 (歳入控 除後)	経費合計(円)	5,046,222,390	4,613,137,480	4,542,260,766	5,182,821,807	5,378,660,167	3.8%
	1人あたり(円)	11,757	10,713	10,535	12,034	12,494	3.8%
	1世帯あたり(円)	25,264	22,754	22,132	25,050	25,774	2.9%
	1tあたり(円)	45,311	42,087	42,127	49,456	51,951	5.0%



3. 指定収集袋販売収入の使い道

指定収集袋の販売収入から、指定収集袋の購入費、販売委託費等の必要経費を差し引いた金額を町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金として積み立てています。積み立てた基金は、条例に基づきごみ減量・リサイクルを推進する事業やリサイクル施設の整備に使用しています。

2024 年度は、基金から約 6 億 4514 万円を取り崩し、ペットボトルや剪定枝などの資源化、生ごみ処理機の普及やリサイクル広場の利用促進等を実施しました。この金額は、2024 年度のごみ処理や資源化等にかかった費用総額(約 79.7 億円)の 8.1%にあたります。

(1) 基金積立額

単位: 円

	項目	決算額
収入	廃棄物処理手数料(指定収集袋及び広告収入)	887,628,560
必要経費	指定収集袋購入	208,208,286
	家庭ごみ処理手数料収納事務委託	95,818,331
	指定収集袋保管・配送及び手数料収納管理委託	18,750,421
	その他経費	24,000
	合計	322,801,038
積立金(収入－必要経費)		564,827,522
その他積立金(利子及び配当金)		4,480,723

(2) 基金取り崩し額内訳

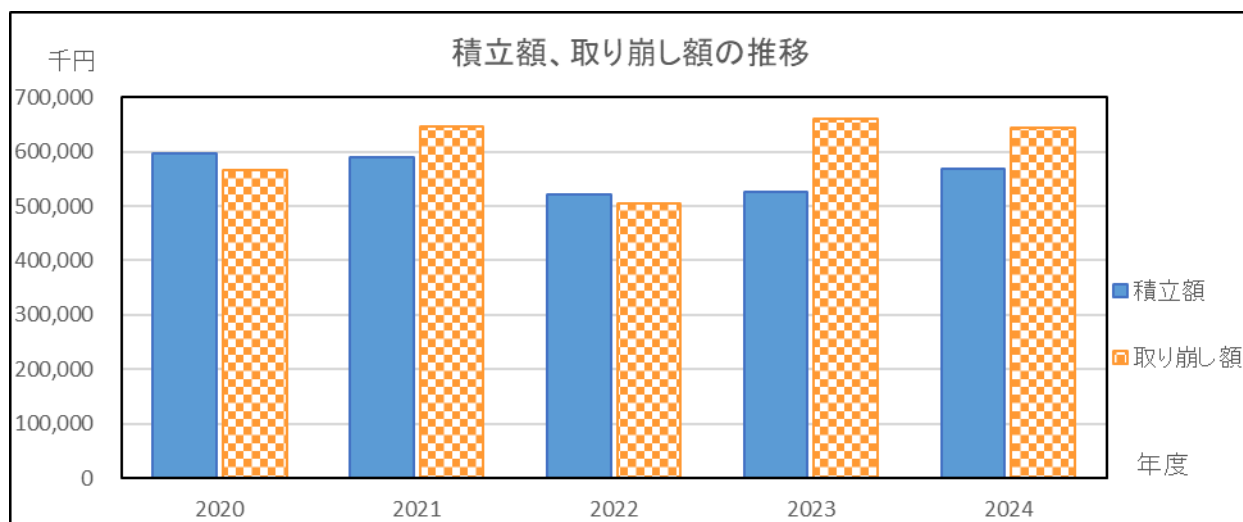
単位: 円

	決算額
容器包装プラスチック収集・処理	198,601,200
循環型施設整備関連	920,027
ペットボトル収集・処理	83,003,765
ごみ減量意識普及関連(ごみ減量情報紙作成・配布 ほか)	17,255,367
剪定枝資源化センター運営関連	115,354,497
生ごみ処理機普及関連	27,057,969
リサイクル広場関連	27,233,129
収集カレンダー等作成・配付	14,938,390
使用済小型家電回収資源化関連	2,821,100
イベントごみ減量関連	15,132,391
バイオガス施設運営費	142,828,131
合計	645,145,966

(3) 積立額、取り崩し額の推移(翌年度精算分も含む)

単位:円

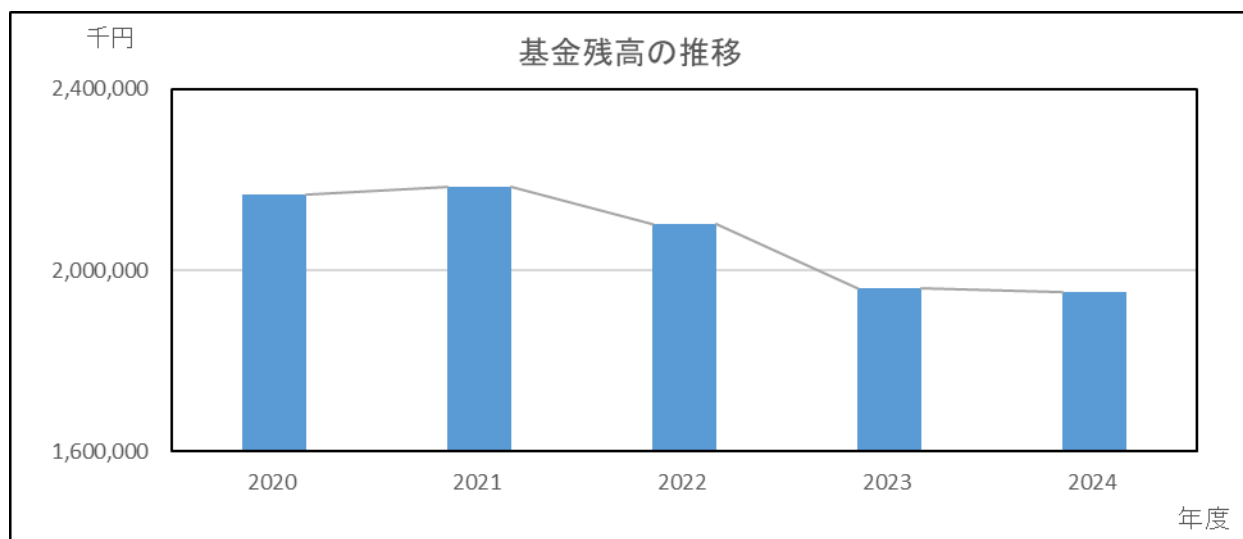
年度	2020	2021	2022	2023	2024
積立額	596,472,499	589,517,057	522,060,033	525,482,696	569,308,245
取り崩し額	565,037,513	647,368,720	505,014,863	659,915,324	645,145,966



(4) 基金残高の推移(3月31日時点)

単位:円

年度	2020	2021	2022	2023	2024
基金残高	2,167,099,292	2,182,869,161	2,102,178,612	1,961,466,945	1,952,035,445



第7章 し尿処理事業

1. し尿処理事業の概要

町田市は、1958年に市制施行され、多摩地域で9番目の市として誕生しました。

し尿は、比較的高い濃度の有機物と窒素やリンを含んでおり、貴重な肥料資源として農地還元され、悪臭やハエなどの問題を除けば特に支障はありませんでした。しかし、都市化による人口増加に加えて、化学肥料の普及や伝染病、寄生虫等の問題が発生したことで、農地還元が限界になり、余剰し尿が社会問題になってきました。

これらのことから、し尿を収集し集約的に処理することが急務となり、1960年の都市計画決定を受け、木曽町に1961年に54kL／日の処理能力を持つ嫌気性消化処理施設(1976年更新)を備えた「清掃第一事業場」(1991年に施設名を「境川クリーンセンター」に変更)を設置し、し尿処理事業がスタートしました。

1965年に100kL／日の処理能力を持つ化学処理施設(老朽化に伴い1986年撤去)を、1973年に80kL／日の処理能力を持つ嫌気性消化処理施設を増設し、施設の充実を図りました。さらに、大型店舗や集合住宅から排出される合併処理浄化槽汚泥対策として、1985年に汚泥処理施設を設け、町田市のし尿を全量施設内処理すべく努力してきました。また、臭気対策については、各々の施設ごとに、強臭系と弱臭系に分けて脱臭装置を設け、適切な維持管理のもとに、効果を上げました。

その後、公共下水道の普及に伴い、生し尿の搬入量が年々減少したため、1996年から一部施設を休止し、1997年からは全てのし尿処理施設を廃止して、し尿等(浄化槽汚泥含む)を、投入施設にて破砕・希釈後に全量下水道に放流していました。

2016年度から投入施設の老朽化と敷地の有効利用を目的とした改修事業を始め、2019年に新しい投入施設が完成し、敷地面積が約1.5haから約0.3haに縮小しました。新たな投入施設では、し尿等の汚泥を脱水することで、清掃工場の焼却炉の燃焼を助ける助燃剤を生成し、分離液を希釈後に全量下水道に放流してい

ます。臭気対策については、従来の活性炭に加えて、強臭対策のために薬品を使用した脱臭設備を備えています。

事業者のし尿の収集業務は、当初数社のくみ取り業者が有料で収集を行っていましたが、1966年に統合され、現在に至ります。

一般家庭のし尿のくみ取りは、1970年から無料で行い、1980年からは浄化槽の清掃補助を開始しました。

公共下水道の普及に伴い1995年から、公共下水道利用者との負担の公平化と更なる普及を図る観点から、公共下水道の供用開始後3年を経過した区域においては、し尿くみ取りを有料とし浄化槽の清掃補助は廃止しました。

2000年からは、浄化槽清掃補助を公共下水道供用開始年度の次年度までとし、補助期間を短縮しました。一方、建築確認申請(浄化槽設置届)がない浄化槽については新たに浄化槽清掃補助を行うことになりました。

2017年には、2016年に定めた「町田市公共用水域水質改善10ヶ年計画」に基づき、し尿くみ取り料金の改定と浄化槽清掃補助の改正を行いました。これにより、一般家庭のし尿くみ取り料金をすべて有料とし、また浄化槽法の三大義務(清掃・保守点検・法定検査)の実施を補助要件とする浄化槽維持管理費補助制度を開始しました。

その他、1971年には、周辺住民代表と市で構成する町田市清掃第一事業場運営協議会(現町田市境川クリーンセンター運営協議会)を、周辺環境の向上と公害の発生を未然に防止する目的で設置し、現在に至っています。また、2013年には、災害時に避難施設等からのし尿収集をスムーズに行えるよう、(株)町田清掃社と「災害時におけるし尿収集運搬に関する協定」を締結しました。

以上のように町田市では、快適な市民生活と環境保全、ならびに市民サービスの向上を目指して、計画的なし尿収集と投入施設の保守及び適正な運転管理を行っています。

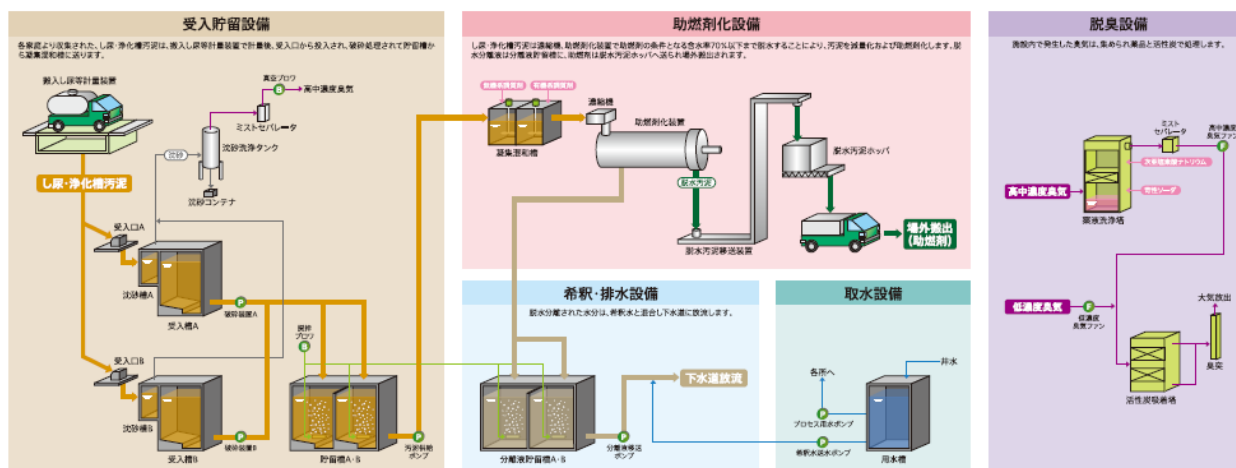
2. し尿処理施設概要

名称	境川クリーンセンター
区分	し尿等投入施設
所在地	木曽東二丁目1番1号
敷地面積	2,433 m ² (+緩衝帯約 500 m ²)
延床面積	760 m ² (+地下水槽 168 m ²)
着工・しゅん工年月	2017年9月～2019年3月
処理能力	41.5kL/日



外観写真

処理の流れ



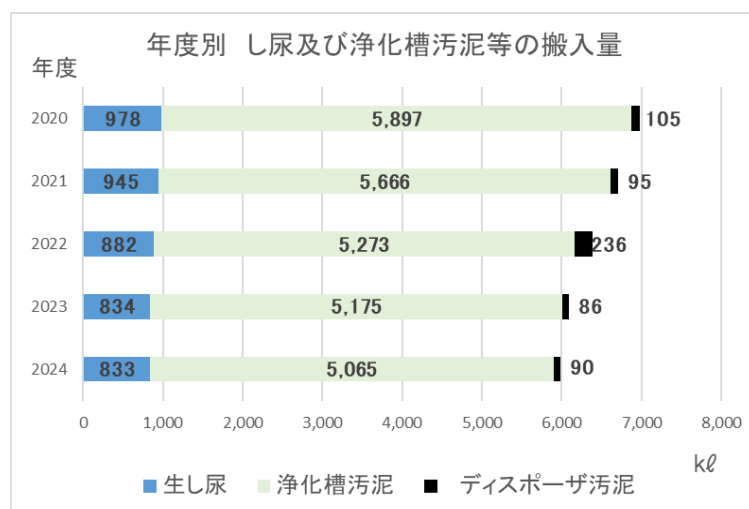
3. し尿処理状況

年度別し尿及び浄化槽汚泥等の搬入量

単位:kL

年度	生し尿	浄化槽汚泥	ディスポーザ※ 汚泥	合計
2020	978	5,897	105	6,980
2021	945	5,666	95	6,706
2022	882	5,273	236	6,391
2023	834	5,175	86	6,095
2024	833	5,065	90	5,988

※ディスポーザとは、台所のシンク下へ設置して生ごみを水と一緒に粉碎処理し、下水道へ流下する機器です。メンテナンスの際に発生するディスポーザ汚泥を搬入しています。



第8章 資料編

1. ごみ処理施設

(1) 町田市バイオエネルギーセンター

名称 区分	町田市バイオエネルギーセンター
	熱回収施設(焼却施設)
所在地	町田市下小山田町 3160 番地
敷地面積	76,624 m ²
造成面積	55,489 m ²
主要建築物 (延床面積)	工場棟(17,372 m ²) (洗車場含む)
	管理棟(6,197 m ²) (グリーンウォーク、渡り廊下、駐車場上屋含む)
	ストックヤード棟(1,261 m ²)
	合計 24,830 m ²
着工・ しゅん工年月日	着工:2017 年 7 月 1 日 稼働開始:2021 年 12 月 31 日(管理棟・工場棟完成) しゅん功:2024 年 9 月 30 日(緑地、ストックヤード棟等完成)
焼却炉	129t/日 × 2 炉
不燃・粗大破砕機	47t/日(5 時間)
施工業者	(株)タクマ
工事費	31,504,501 千円(税込)
財源内訳	国庫支出金 10,412,430 千円 市債 15,212,350 千円 都支出金 1,175,802 千円 その他 2,309,089 千円 一般財源 2,394,830 千円

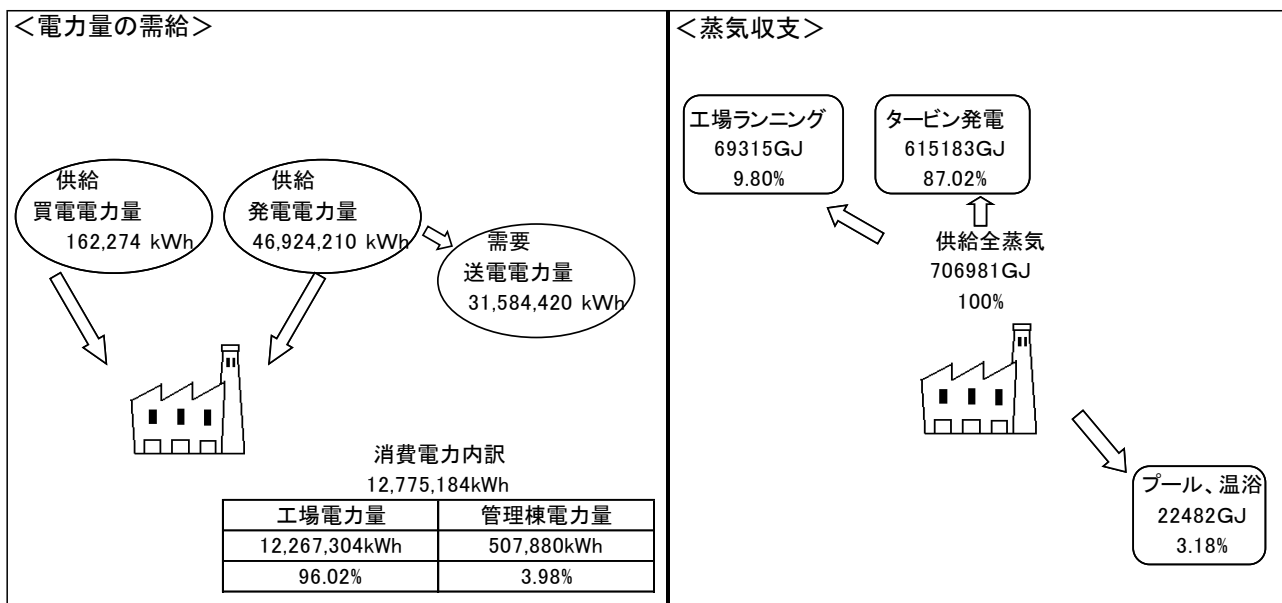
■ 清掃工場の概要

受入供給設備	トラックスケール	自動計量デジタル指示式 搬入用 2 台、搬出用 2 台 (30t 3.0m × 10.0m)
	プラットフォーム	エアーカーテン密閉構造 屋内負圧方式 燃やせるごみ投入口(4t 車用 6 箇所) (10t 車用 1 箇所) 不燃粗大ごみ投入口 1 箇所(直投)
	燃やせるごみピット	6,900 m ³ (258t × 7 日分)
	燃やせるごみ供給 クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 2 基 吊り上げ荷重 7.4t、バケット切り取り容量 8 m ³
	給じん装置	水平単段プッシャ式 2 基(1 炉 1 基) 油圧駆動方式 能力 5,375kg/時間
焼却設備	焼却炉	ストーカ方式(全連続燃焼式) 129t/日 × 2 基 油圧駆動方式 火格子面積:30.81 m ² ストーカ構成:乾燥ストーカ、第1燃焼ストーカ、第2燃焼ストーカ、後燃焼ストーカ
	助燃バーナー	助燃バーナー4 基(1 炉 2 基) 都市ガス(13A)

		450N m ³ /時間×2 基×1/炉
燃焼ガス冷却設備	自然循環式ボイラ	2 基(1 炉 1 基) 蒸気発生量 17,300kg/時間 常用圧力 5.0MPa
排ガス処理設備	バグフィルター	No.1 バグフィルター 2 基(1 炉 1 基) 〔ガス量 30,300N m ³ /時間・設計温度 230℃〕 入口含塵量 5.15g/N m ³ 以下 出口含塵量 0.0045g/N m ³ 以下 No.2 バグフィルター 2 基(1 炉 1 基) 〔ガス量 28,300N m ³ /時間・設計温度 230℃〕 入口含塵量 0.85g/N m ³ 以下 出口含塵量 0.0045g/N m ³ 以下
	有害ガス除去装置	乾式有害ガス除去装置 乾式消石灰噴霧方式 消石灰貯槽 27 m ³ ×2 基 集じん装置用薬剤輸送ブローア 9.7 m ³ /分(No.1 用) 3.8 m ³ /分(No.2 用)
	活性炭供給装置	〔常時〕 活性炭貯留タンク 10 m ³ ※薬剤輸送ブローアは集じん装置用薬剤輸送ブローアを共用
	触媒反応塔	触媒脱硝法 2基(1 炉 1 基) ガス量 27,600N m ³ /時間 使用薬剤 アンモニア水
排水処理設備	—	工場排水は、場内処理のうえ下水道放流(一部再利用)
余熱利用設備	蒸気タービン	抽気復水タービン 1 基 主蒸気流量 最大 28,159kg/時間
	発電機	三相交流同期発電機 1 基 出力 6,912kVA(6,220kW) 回転数 1,500rpm 電圧 6,600V 電流 605A
灰出設備	焼却灰選別機	〔粒度選別機・磁選機〕 鉄分・残さ選別
	貯留設備	選別灰ピット 110 m ³ ×1 基 鉄ピット 80 m ³ ×1 基
灰処理施設	飛灰貯留槽	容量 50 m ³ ×1 基
	固化用薬剤貯槽	容量 1.75 m ³ ×1 基
	固化機	0.63t/時間×1 基
	固化品ストックバンカー	処理飛灰ピット容積 60 m ³
	乾灰搬出装置	処理能力 14t/時間 1 基

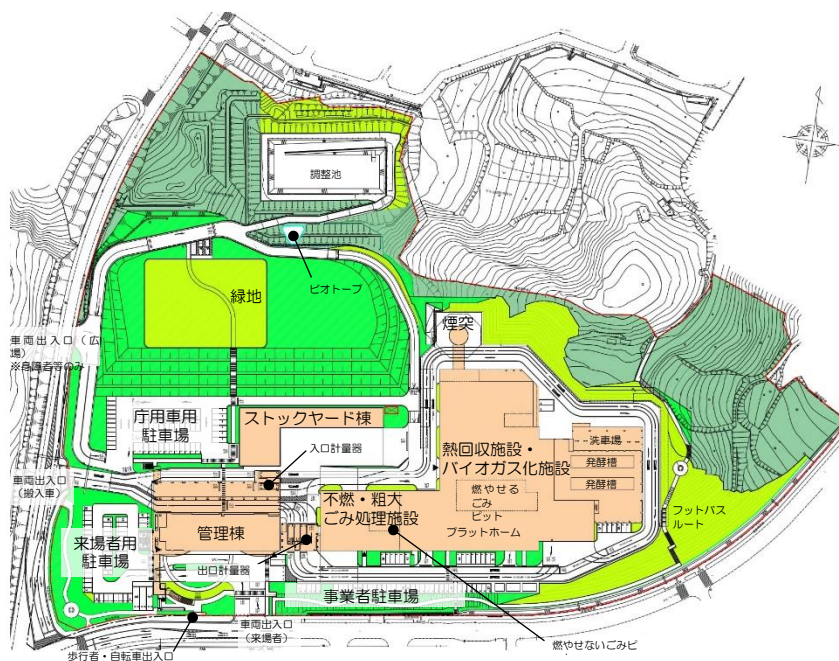
粗大ごみ破碎設備	粗大ごみピット	約 1,800 m ³
	粗大ごみ供給クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 1 基 吊り上げ荷重 2.92t、バケット切り取り容量 3.1 m ³
	破碎機	縦型高速回転式 (破碎能力 11.5t/時間)
	磁力選別機	吊下式 1 基 ベルト速度 77m/分 (破碎物) 9.2t/時間 (鉄) 1.8t/時間
	アルミ選別機	永磁ドラム回転式 1 基 ベルト速度 70m/分 (破碎物) 7.5t/時間 (アルミ) 0.18t/時間
	貯留ホツパ	アルミ類貯留ホツパ 1 基 有効容量:16.3 m ³ 鉄類貯留ホツパ 1 基 有効容量:16.3 m ³
	バグフィルター	バグフィルター 1 基 処理風量:540 m ³ /分 出口粉じん濃度:0.005g/N m ³ 以下
バイオガス化施設	前処理設備	機械式破碎選別装置 処理能力 3.2t/時間 2 基
	生ごみピット	530 m ³
	発酵槽	乾式メタン発酵槽 2 基 直径 6.4m×長さ 32m
	ガス貯留槽地	外部鋼板メンブレン 440 m ³ 1 基
	ガス発電機	ガスエンジン 4 基(うち予備 1 基) 出力 250kW/基
その他	搬入・搬出管理	自動計量及び料金等の表示 日報・月報・年報の作成
	焼却施設管理	クレーン投入量自動計重 クレーン稼動状況記録 クレーン関係日・月・年報作成 プラント運転指示及び記録 プラント運転日・月・年報作成
	環境モニタリング	排ガス観測 排水観測 深井戸観測

■2024 年度 電力量・蒸気量(熱量換算)実績



※計器誤差のため、供給と需要の差し引き電力が消費電力内訳と合わないことがあります。

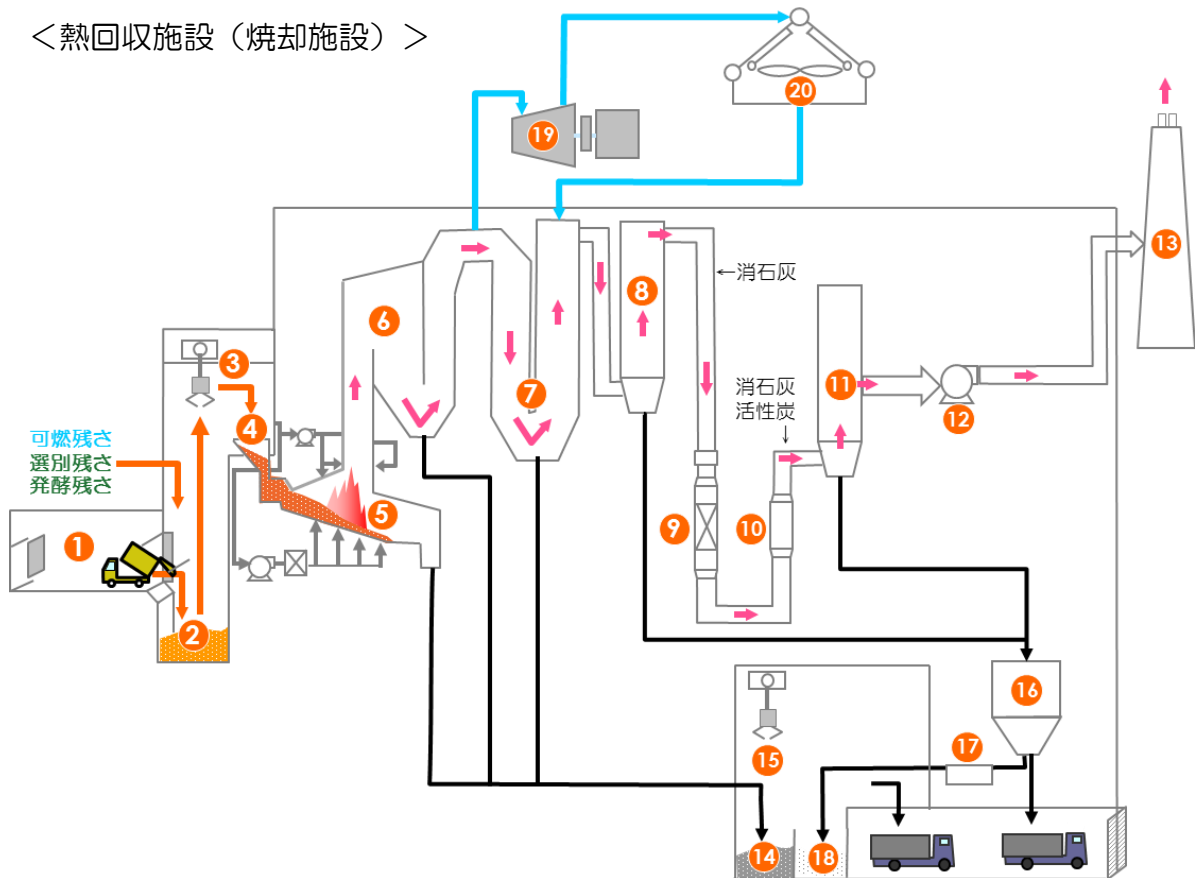
町田市バイオエネルギーセンター施設配置図



町田市バイオエネルギーセンター外観

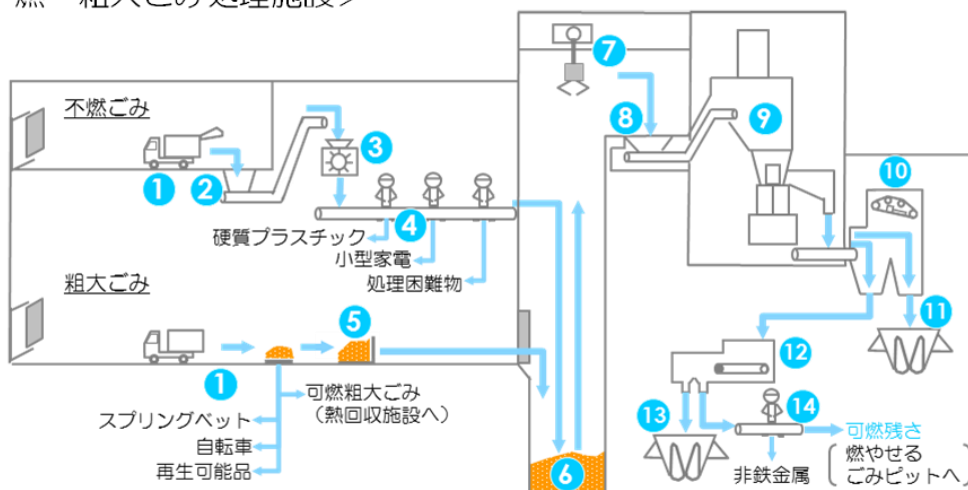
2024 年 12 月撮影

< 熱回収施設（焼却施設） >



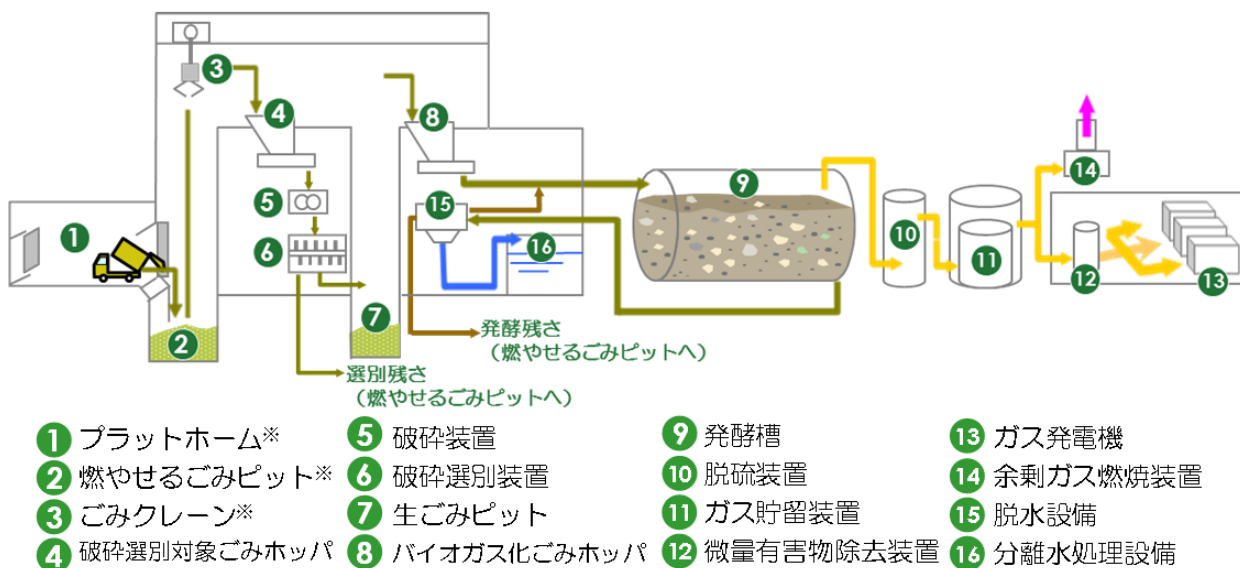
- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| ① プラットホーム | ⑥ ボイラ | ⑪ No.2集じん装置 | ⑬ 煙突 |
| ② 燃やせるごみピット | ⑦ エコノマイザ | ⑫ 誘引送風機 | ⑭ 灰ピット |
| ③ ごみクレーン | ⑧ No.1集じん装置 | ⑬ 煙突 | ⑮ 灰クレーン |
| ④ ごみ投入ホッパ | ⑨ 窒素酸化物除去装置 | ⑭ 灰ピット | ⑯ 蒸気タービン |
| ⑤ 燃焼装置 | ⑩ 排熱回収熱交換器 | ⑮ 灰クレーン | ⑰ 蒸気復水器 |
| | | | ⑱ 飛灰貯留槽 |
| | | | ⑲ 混練機 |
| | | | ⑳ 処理飛灰ピット |

＜不燃・粗大ごみ処理施設＞



- 1 プラットホーム
 - 2 受入ホッパ
 - 3 破袋機
 - 4 手選別コンベヤ
 - 5 受入ヤード
 - 6 ごみピット
 - 7 ごみクレーン
 - 8 ごみ受入ホッパ
 - 9 高速回転破砕機
 - 10 磁力選別機
 - 11 鉄類貯留ホッパ
 - 12 アルミ選別機
 - 13 アルミ類貯留ホッパ
 - 14 残さ搬送コンベヤ

＜バイオガス化施設＞



※熱回収施設と兼用

(2)埋立処分地

名称	町田市一般廃棄物最終処分場
区分	最終処分場
所在地	下小山田町 3267 番地
用地面積	128,996 m ²
埋立地供用面積	65,268 m ²
着工・しゅん工年月	1976 年 10 月～1981 年 6 月
容量	638,822m ³ 池の辺埋立区 402,000 m ³ 峠谷埋立区 236,822 m ³
埋立方式	サンドイッチ工法
施工業者	銭高組、三機工業
事業費	774,060 千円(用地費を除く)
財源内訳	国庫補助金 353,982 千円 市債 297,100 千円 都補助 60,756 千円 一般財源 62,222 千円



池の辺埋立区



峠谷埋立区

(3)排水浄化センター

名称	排水浄化センター
区分	最終処分場浸出水処理施設
所在地	下小山田町 3239 番地 1
用地面積	3,563.52 m ²
着工・しゅん工年月	1976 年 10 月～1978 年 3 月
型式	標準活性汚泥法
処理能力	600 m ³ /日



排水浄化センター外観

(4)リレーセンターみなみ

名称	リレーセンターみなみ
区分	① 燃やせるごみ中継施設 ②容器包装プラスチック圧縮梱包施設
所在地	南町田二丁目 6 番 14 号
敷地面積	1,024.4 m ²
着工・しゅん工年月	① 1984 年 3 月～1985 年 2 月 ②2014 年 12 月～2016 年 1 月
処理能力	① 100t/日 ②4.9t/日
工事費	①7 億 4,800 万円 ②2 億 9,916 万円

■設備概要

燃やせるごみホッパ	容量 約 50 m ³ ごみ量検知装置 薬剤散布装置
燃やせるごみ機械設備	コンパクター コンテナ横移動装置 ターンテーブル トラックスケール式
コンテナ	容積 18 m ³ ×5 台 ごみ積載量 6.7t
容器包装プラスチック圧縮梱包設備	破袋機 手選別コンベヤ 圧縮梱包設備 処理能力 4.9t/日



リレーセンターみなみ外観

(5) 町田市剪定枝資源化センター

名称	町田市剪定枝資源化センター
区分	剪定枝たい肥を生産する施設
所在地	小野路町 3332 番地
敷地面積	6,773.34 m ²
建築物	破砕棟 (351.90 m ³)
	発酵分解棟 (2,495.48 m ³)
	事務所棟 (137.70 m ²)
	ポンプ棟 (8.80 m ²)
機械設備	一次破砕機 1 基、植繊機(膨潤機) 1 基、定量供給装置一式、攪拌機 3 基、トラックスケール一式
着工・しゅん工年月	2006 年 12 月～2008 年 3 月
処理能力	10t／日 (3,000t／年)
工事費	9 億 9,572 万 4 千円



町田市剪定枝資源化センター

(6) 清掃第二事業場

名称	清掃第二事業場
区分	① ビン選別施設、②カン選別・圧縮施設
所在地	下小山田町 3267 番地
処理能力	① 16t／日、②4.5t／日
稼働年月	① 1969 年 3 月、②1977 年 3 月

2. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画

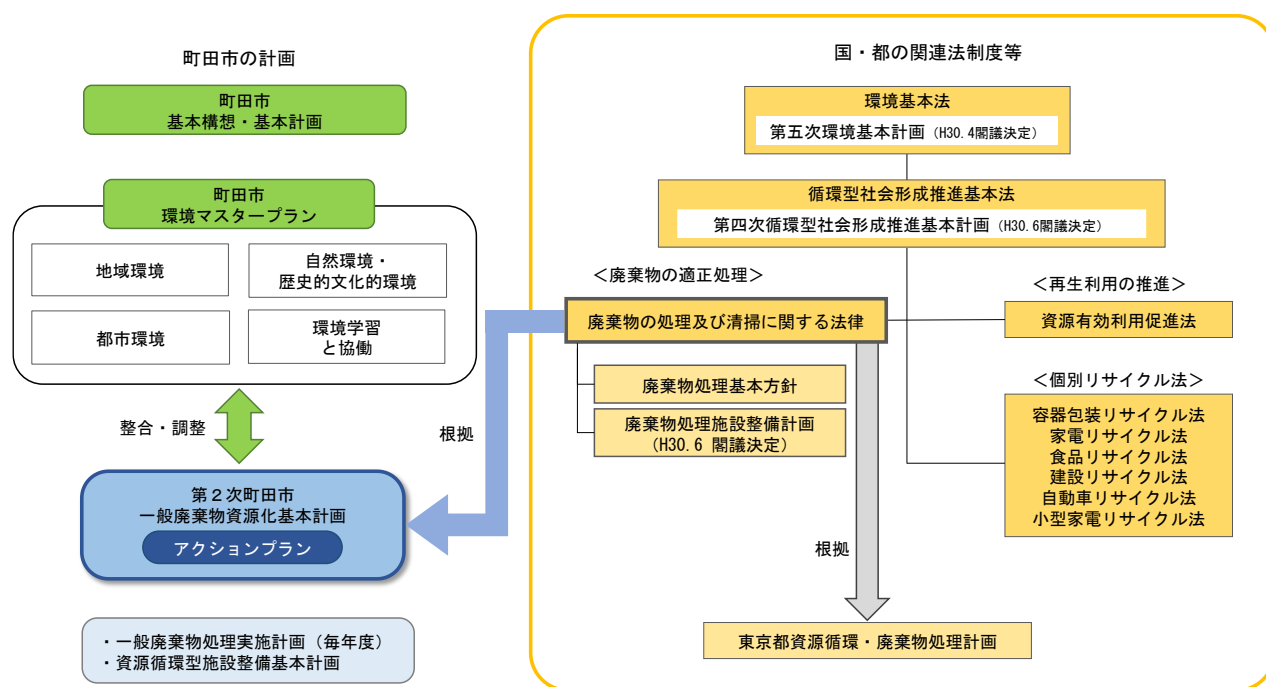
計画策定の目的

町田市(以下、「当市」という。)では2011年4月に「町田市一般廃棄物資源化基本計画」、2015年11月に「ごみ減量アクションプラン」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を目指し、3Rの推進、資源化施設等の整備など様々な施策を進めてきました。ごみ量の推移や質の変化、社会情勢の変化等、当市を取り巻く環境の変化に対応し、更なる減量や資源化等の取り組みを進めるため、新たに「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当市における一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

計画の位置づけ



計画期間

2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。また、中間目標年度を 2025 年度に設定し、事業の進捗状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。

なお、町田市バイオエネルギーセンター稼働後のごみ量の変化、国や東京都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行います。

本計画の期間

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
内容	策定期間		計画期間（2021～2030）									
			計画前期					計画後期				
			中間見直し									
	基準年度		計画開始年度			中間目標年度						計画目標年度

★町田市バイオエネルギーセンター稼働

市を取り巻く社会情勢

1 世界的動向

- (1) 世界共通の行動目標、SDGsを国連サミットで採択
- (2) 海洋プラスチック問題やアジア諸国による廃プラスチック等の輸入規制

2 国の動向

- (1) SDGsの達成に向けた食品ロスの削減を推進
- (2) 災害時等における一般廃棄物処理事業の継続性の確保を要請
- (3) 新型コロナウイルス感染症による社会変化に伴う廃棄物分野における対応

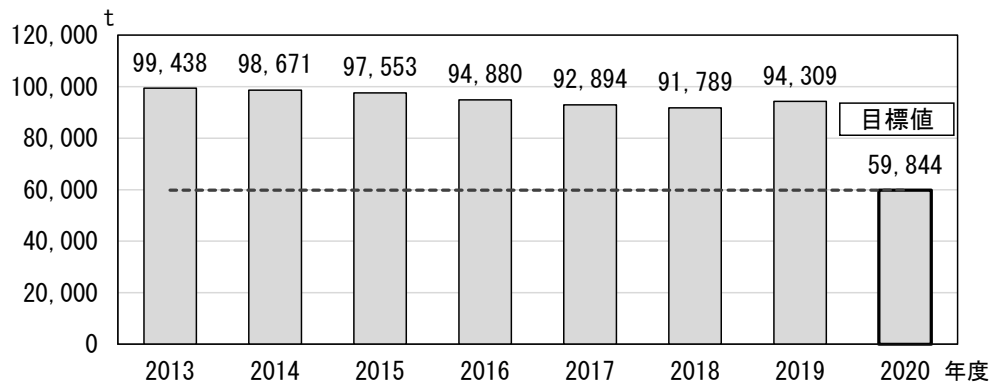
3 東京都の動向

- (1) 持続可能な資源利用の定着と食品ロス発生量実質ゼロを目指す
- (2) CO2実質ゼロの持続可能なプラスチック利用の実現

前計画の評価

2019 年度のごみとして処理する量は 94,309tと基準年度に比べ 5.2%減少していますが、2020 年度の目標である 40%削減までは、あと約 34,000tの削減が必要となっており目標達成は困難な状況です。

【全体目標】ごみとして処理する量の 40%削減の達成状況



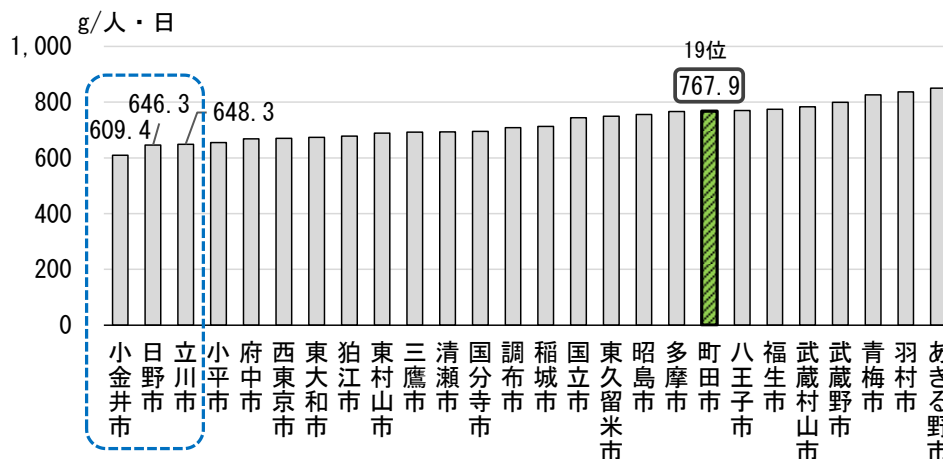
他市との比較

1 市民1人1日当たりのごみ量(資源を含む)

当市の 2019 年度における市民1人1日当たりのごみ量は 767.9g/人・日で、多摩地域 26 市中 19 位、上位 3 市と比較すると 100g 以上多くなっています。

内訳をみると家庭系ごみ(資源を除く)が 26 市中 21 位、事業系ごみは 19 位と、家庭系ごみ、事業系ごみともに多摩地域の中で多い状況です。

多摩地域各市の1人1日当たりのごみ量(資源を含む)

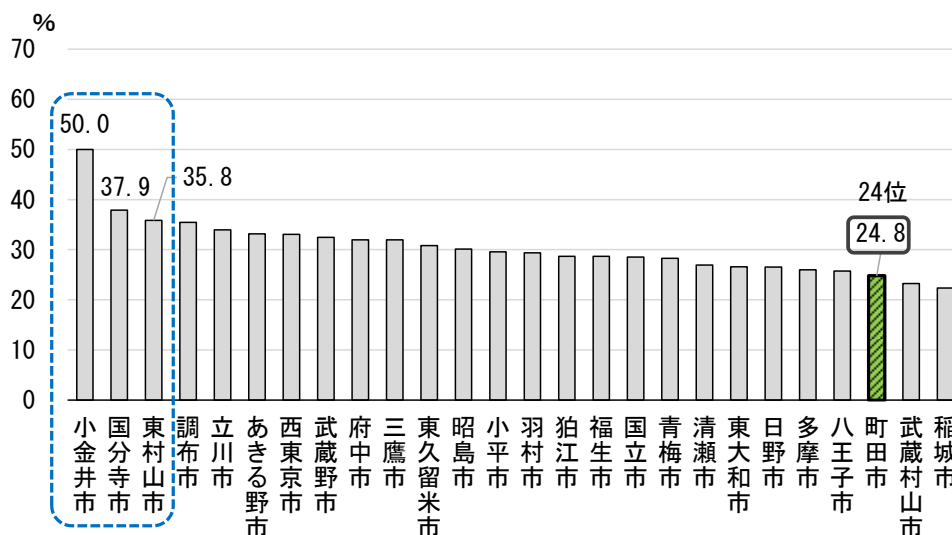


2 資源化率

2019 年度の資源化率は 24.8%で、多摩地域上位 3 市と比較すると 10 ポイント以上低い状況です。また、1人1日当たりの資源ごみの量は、26 市中 21 位で、他市と比較して資源化しているごみ量が少なくなっています。

その要因の 1 つは、当市は容器包装プラスチックの資源化を市内全域で行っていないことが挙げられます。また、資源化率が上位の多くの市では資源の戸別収集を実施しています。戸別収集は、集積所収集方式に比べて排出しやすいこと、排出者がわかるため分別の精度が良い傾向にあることが、資源ごみの排出量や資源化率に影響を与えていると考えられます。

多摩地域各市の資源化率



課題の整理

1 ごみの発生抑制に向けた取組の推進

- (1) 市民・事業者自らが発生抑制に取り組める仕組みの不足
- (2) 市民・事業者との協働の更なる推進
- (3) 生ごみの削減・資源化の推進
- (4) 事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化、資源化の推進

2 資源化率の向上に向けたリサイクルの推進

- (1) 市民への分別協力を促す取組の更なる推進
- (2) 資源化量増加に向けた仕組みの検討
- (3) 増加しているごみへの対策の検討

3 資源ごみの安定的な処理

- (1) 資源化施設の早期整備

4 社会情勢や環境変化への対応

- (1) SDGsの達成に向けた啓発活動の推進
- (2) 廃棄物に係る最新情報の把握、適切な対応

5 災害対応能力の強化

- (1) 災害時等の体制整備や他自治体・事業者との連携強化
- (2) 平常時からの啓発活動の実施

6 確実なごみ収集の実施

- (1) 効率的なごみ収集・処理体制の構築
- (2) 誰もがごみ出しに困らない仕組みの構築

7 コスト意識を持った施策への展開

- (1) 費用対効果を意識した手法の検討
- (2) コスト削減と歳入の確保

基本理念・基本方針

本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むとともに、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策による総ごみ量（資源を含む）の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた当市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、本計画の基本理念と、基本理念を実現するため、5つの基本方針を次のとおり定めます。

基 本 理 念

町田市民・事業者・市は、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を進め、持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

- 市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
- 子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分ごととして取り組めるよう啓発活動を展開します。

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

- 食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
- プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

- 事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

- エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
- 生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
- ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設を市内に分散して整備します。
- 費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

- 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します。
- 超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

目 標

東京都が 2019 年 12 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、2030 年に向けた廃棄物関連の主要目標として次の 3 点が掲げられています。

- ①一般廃棄物のリサイクル率 37%
- ②家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減(2017 年度比)
- ③食品ロス発生量 50%削減(2000 年度比)

当市では、これらの目標を参考に全体目標を設定しました。

全体目標1	「1人1日当たりのごみ排出量」を「2019 年度比 7%削減」します。
-------	-------------------------------------

発生抑制を重視し、総ごみ量(資源を含む)を 120,594t(2019 年度)から 109,094t(2030 年度)へ削減します。1人1日当たりに換算すると 768g/人・日(2019 年度)から 714g/人・日(2030 年度)へ約 7%削減します。

全体目標2	「総資源化率」を「40%」まで高めます。
-------	----------------------

生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、資源化率の向上に向けた取組を進め、31%(2019 年度)から 40%(2030 年度)へ 9 ポイント向上させます。

全体目標3	「温室効果ガス排出量」を「2019 年度比 30%削減」します。
-------	----------------------------------

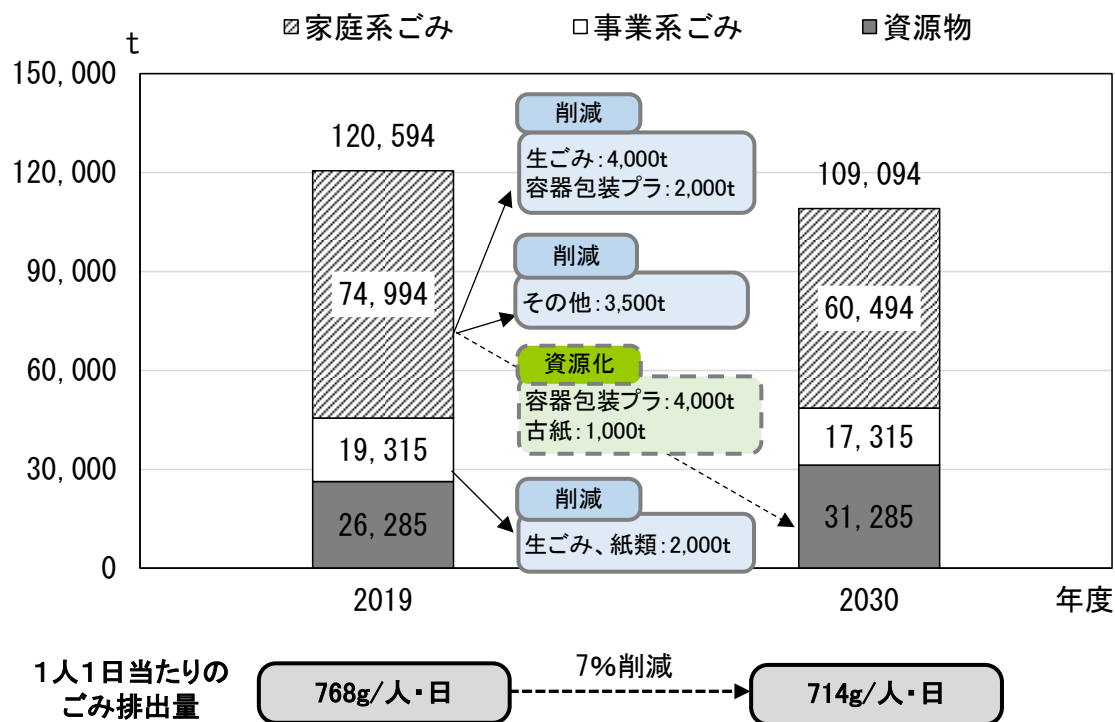
発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を、約 34,000 t-CO₂(2019 年度)から約 24,000 t-CO₂(2030 年度)へ約 30%削減します。

ごみ種別ごとの取組と削減量・資源化量

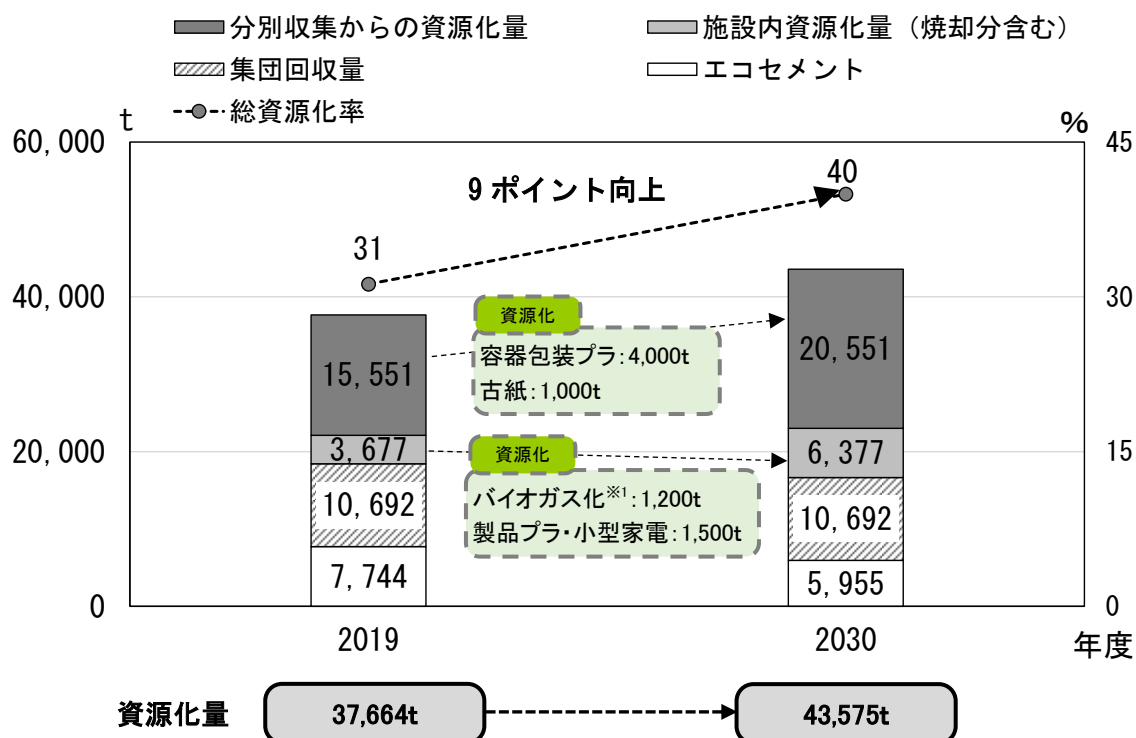
		種別	取組	発生抑制	資源化	計
町田市の目標	市民の目標	生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による削減	4,000	-	11,000
		紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙」の適正排出	-	1,000	
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチックの削減	2,000	-	
			・容器包装プラスチックの適正排出	-	4,000	
	事業者の目標	生ごみ、紙類	・事業系ごみに含まれる「生ごみ、資源化できる紙類」等の削減	2,000	-	2,000
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチック資源化施設の整備	-	(4,000)	3,500
		その他	・その他の発生抑制等による削減 ・新たな資源化品目拡大による削減及び資源化	3,500	-	

※ () は再掲

目標達成時の総ごみ量



目標達成時の資源化量

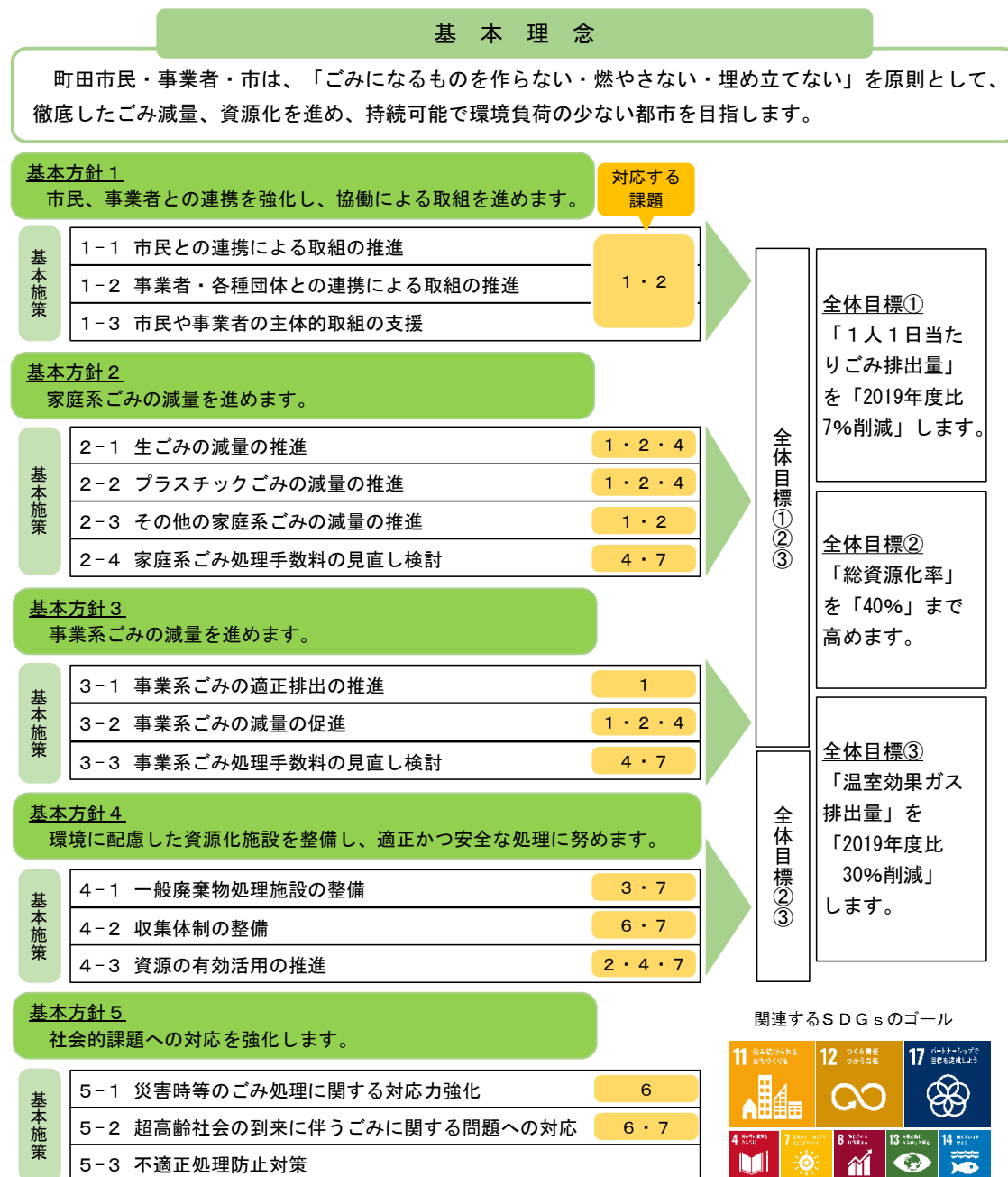


※1 バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算

施策の体系

目標の達成に向け、5つの基本方針に沿って、様々な施策を展開していきます。

別途作成するアクションプランでは、環境変化へ柔軟に対応した効果的な施策を数値目標とともに定めます。



計画の進行管理

計画の進捗状況については、「廃棄物減量等推進審議会」において、各取組の状況や施策の効果を点検・評価し、その結果を市の広報やホームページ等を通じて広く公表します。

なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

3. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン

(1) 概要

町田市では、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「基本計画」という。)を2021年3月に策定しました。第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン(以下、「アクションプラン」という。)は、基本計画に基づき、ごみの減量・資源化に向けて、町田市(以下、当市という。)が市民・事業者と協働で推進していく具体的な取組を示した行動計画です。

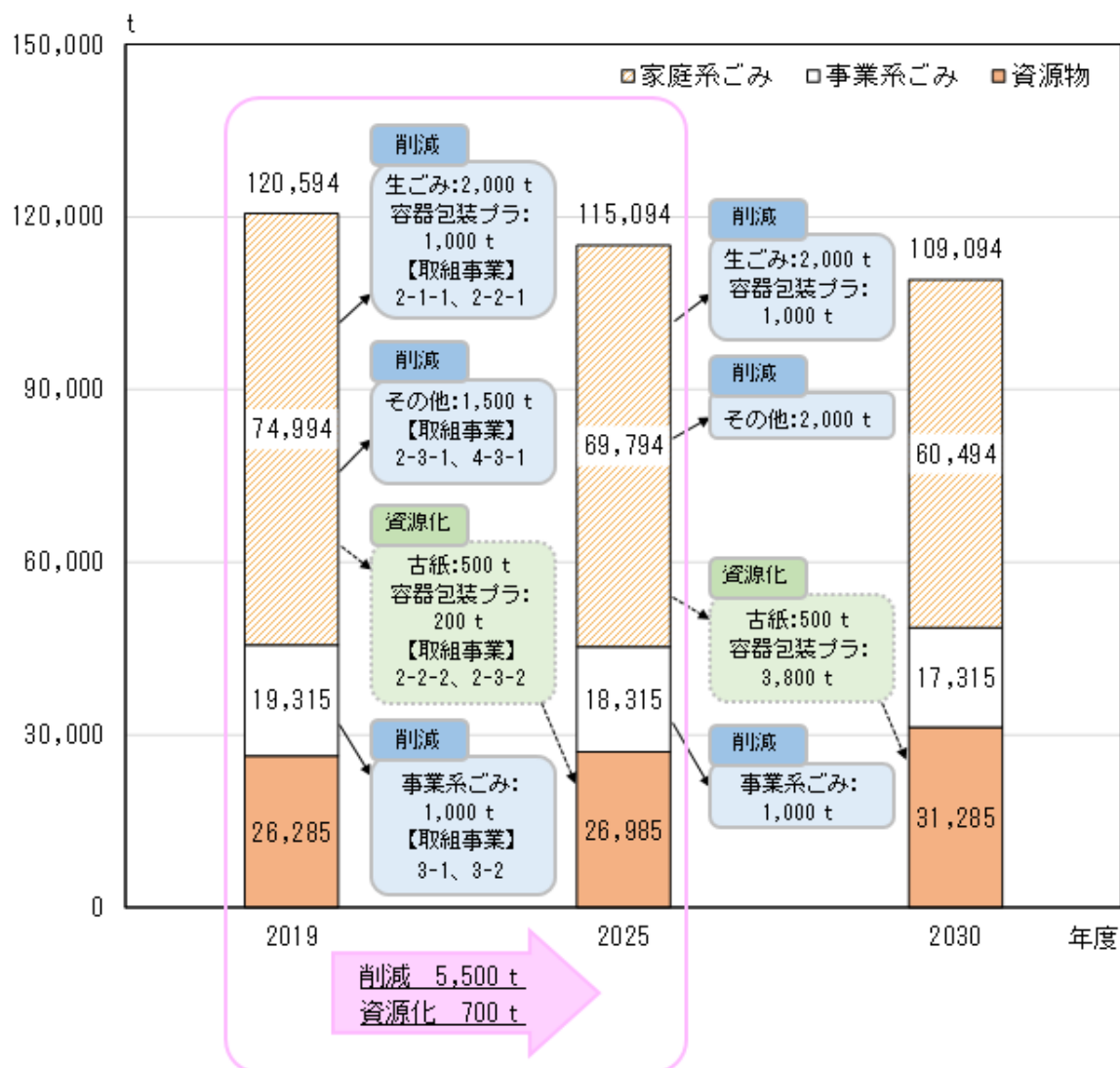
(2) アクションプランの目標

《2025年度までに「ごみ量 5,500トン削減、資源化量 700トン増加」》

家庭系ごみは、生ごみの減量や容器包装プラスチックの削減等に取り組むことで、4,500トンの削減と、ごみの分別徹底等により古紙や容器包装プラスチックの回収を促進することで、700トンの資源化量の増加を目指します。

事業系ごみは、適正排出のための情報提供、訪問指導の実施、生ごみの減量や古紙の資源化等の推進により1,000トンの削減を目指します。

2025年度までのごみ種別ごとの削減量・資源化量の目標



4. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果

計画に従って施策が確実に実行されているか、施策が十分に効果を上げているか等を確認するため、市民、事業者、学識経験者で構成される「町田市廃棄物減量等推進審議会」が7月に開催され、2024年度の第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画及びアクションプランの取り組みについて進捗点検を行いました。以下は、進捗点検結果について、審議会からの報告書です。報告書は市ホームページでも公表しています。

2025年7月28日

町田市長 石 阪 丈 一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会 長 篠 木 幹 子

2024年度第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画及び アクションプランの進捗点検の結果について(報告)

2025年度第2回(2025年5月19日開催)、第3回(2025年7月28日開催)町田市廃棄物減量等推進審議会において、2024年度の第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画およびアクションプランについて進捗点検を行いました。その結果を、下記のとおり報告します。

記

2021年3月(2020年度)に策定した「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」では、2030年度までの全体目標として「1人1日当たりのごみ排出量を2019年度比で7%削減すること」「総資源化率を40%まで高めること」「温室効果ガス排出量を2019年度比で30%削減すること」を掲げています。

2024年度の「総ごみ量(資源・集団回収量を含む)」は111,267トンで、前年度と比較して1,775トン(1.6%)減少しており、基準年の2019年度と比較すると9,327トン(7.7%)の減少となっています。

2024年度の市民1人1日あたりのごみ量は708グラムで、前年度と比較して9グラム(1.3%)減少しており、基準年と比較すると60グラム(7.8%)の減少となっています。

ごみの内訳をみると、「燃やせるごみ(家庭系)」は、60,435トンで前年度比1,111トン(1.8%)の減少、「事業系ごみ」は17,637トンで前年度比267トン(1.5%)の増加、「燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ」は10,353トンで前年度比27トン(0.3%)の増加となっています。

2024年度の総資源化率は、31.1%となっており、前年度と比較して0.8ポイント減少しており、基準年度と比較すると0.1ポイント減少しています。

2024年度のごみ焼却による温室効果ガス排出量は、42,855t-CO₂となっており、前年度と比較して3.4%増加しており、基準年度と比較して、26.9%増加しています。

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプランの進捗点検では、5つの基本方針に基づき、各取組施策の進捗状況の確認を実施しました。進捗点検においては、2024年度のごみ量の傾向だけでなく、施策を展開するまでの過程や取り組み内容等を考慮して評価を行いました。

評価の基準は「A」「B」「C」「D」の4段階とし、各委員の評価の平均値を、審議会としての評価としました。

2024 年度の進捗点検結果は別紙のとおりです。

2024 年度は、2023 年度と同様に総ごみ量(資源・集団回収量を含む)が減少しました。しかし、家庭系ごみが減少する一方、事業系ごみがやや増加しています。今後予測される社会的課題に対応し、今後も総ごみ量の減少傾向が続くよう、さらなる施策の工夫を求めます。

町田市廃棄物減量等推進審議会
2024年度第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン事業計画の評価

＜評価基準＞

- 【A】⇒ 大幅に取組が進んでいる（引き続き取り組む）
 【B】⇒ 取組は進んでいる（もう少し取組を強化し進める）
 【C】⇒ 改善（取組内容を検証し、効果的に進めるために、施策内容、実施回数、施策のスケジュール等の修正が必要）
 【D】⇒ 新たな取組を検討し進めていく

※各委員からの評価を点数化（A=4,B=3,C=2,D=1）し、平均点により評価

※平均点による評価は次のとおりとする。A>3.50≧B>2.50≧C>1.50≧D

【基本方針１】		評価理由	
市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます			
評価	B (3.07)		・市民や団体、事業者と連携をしながら取組を進めていること、今後も進めていこうということについては評価できる。しかし、計画見直しの時期でもあることから、形だけの連携になっていないかを検証することも必要である。 ・一定の量と質をもった指標を立て、活動ができていると評価する。一方で後期アクションプランにおいては、前期に設定した指標がどれくらい実際の減量や市民・事業者の意識改革に寄与したかを調査し、施策の取捨選択や新たな指標の設定を検討すべきである。 ・SNSの発信方法の検討をしてもいいのではないかな。 ・一般廃棄物の減量や資源化に向けた協働等の地道な取り組みは理解できる。これらの取り組みが市民等、特に高齢者に十分に浸透しているとは言えず、さらなる取り組みの強化が必要である。 ・市民との連携による取組が推進され、市民や事業者の主体的取組が支援されていますので評価できる。
【基本方針２】		評価理由	
家庭系ごみの減量を進めます			
評価	C (2.46)		・民間事業者や市民団体と協働し、単独では難しい取組を実現されていることは素晴らしい。 ・目標が達成できなかった項目が多い。 ・事実として家庭系ごみの減量は進んでおり、取り組みを根本的に見直す必要性は見受けられない。一方で、家庭系ごみの減量は、市民の生活スタイルの変化に伴うものである可能性も高く、実績値が各種取り組みの成果によるものなのか、意識調査等による振り返りが必要である。 ・全体として2019年に設定した2025年の目標値との乖離が大きいので目標の見直し、再設定が必要である。 ・容器包装プラスチック分別協力率が前年度以前と比較しても進展していない。取り組み内容を検証し、来年度の全市実施に向けて、分別協力率向上の成果を出して欲しい。
【基本方針３】		評価理由	
事業系ごみの減量を進めます			
評価	B (3.07)		・目標が達成できなかった項目があるものの、全体的にみると目標は達成している。 ・各取り組みの周知・啓発など積極的に実施していることは評価できる。 ・公共施設のごみの減量が大きく進んでいる。 ・事業系ごみは減量が進んでおらず、取り組み内容の検証が必要である。 家庭系ごみの減量に対して人口が横這いであることから一人当たりのごみ量が減少していると言えるように、事業系ごみの量に関しても、市内の事業所数や就労者数の推移と対比するとともに、内容物の調査等も行いながら、今起きている現象を正しく把握する必要がある。

【基本方針４】 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます		評価理由	・適正・安全な処理については、事故後の対応も進み評価できる。 ・バイオガス化設備の停止があるので仕方がない側面はあるが、目標が達成できなかった項目が多い。 ・収集体制の見直しにはもう少し踏み込んだ努力が必要である。 ・資源化施設の整備、収集体制の見直しなど検討事項が多い。 ・資源ごみ処理施設の事業用地取得、また製品プラスチックの中間処理業者の早期契約など、先ずは施設整備を遂行する為の前提を整える必要がある。 ・収集体制の見直しは、市民にとって日常の廃棄物収集の大事な課題であるが、現時点においては先の解決策が不透明で不安である。
評価	C (2.46)		
【基本方針５】 社会的課題への対応を強化します		評価理由	・目標が達成できなかった項目があるものの、全体的にみると目標は達成している。 ・災害廃棄物関連の施策については、訓練等も連携先と行うなど、適切に進められていることは評価できる。その他施策も適切に実施されているといえる。なお、高齢者対応については、対応が難しいと思うが、検討を進めて欲しい。 ・高齢者のごみ出し対応において、民生委員などアウトリーチ可能な主体との協力が求められる。 ・社会的課題への対応について、地道な取り組んでいることは評価できる。特に災害時等への取り組みが市民等に十分に浸透しているとは言えず、さらなる取り組みの強化が必要である。
評価	B (3.15)		

5. 町田市一般廃棄物処理実施計画 ※充電式小型家電の行政回収開始のため8月に改正しております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第6条第4項及び町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年9月町田市条例第28号。)第31条第1項の規定により、2024年度一般廃棄物処理計画を定め、別紙のとおり告示する。

2024年4月1日

町田市長 石阪 丈一

2024年度一般廃棄物処理実施計画

第1 目的

本計画は、市民・事業者・行政の協働のもとに、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指して策定された「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」を受け、年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について必要な事項を定めるものである。

第2 計画区域

市全域とする。

第3 計画期間

2024年4月1日から2025年3月31日までとする。

第4 発生量及び処理量の見込み

1 資源とごみ

(1) 発生量

区分		2024年度 (見込み)
戸別収集 ごみ集積所収集 家庭系持込	燃やせるごみ	60,210t
	燃やせないごみ	7,258t
	粗大ごみ	3,233t
	有害ごみ	141t
	古紙	8,081t
	古着	1,099t
	ビン	2,721t
	カン	933t
	ペットボトル	760t
	容器包装プラスチック	568t
	剪定枝	1,299t
拠点回収	ペットボトル・紙パック・トレイ	311t
広場回収	家庭用金物	15t
	陶磁器・ガラス食器	64t
	ビデオテープ	13t
	廃食用油	6t
	その他資源化可能物	9t
公共施設回収	小型家電	6t
事業系持込	事業系一般廃棄物	18,715t

	剪定枝(剪定枝資源化センター)	268t
事業系民間処理施設等持込	厨芥類	1, 591t
	剪定枝	16, 592t
	その他	175t

(2) 処理量

焼却量	86, 597t
資源化量	21, 020t
エコセメント化	7, 712t
バイオガス化	0t

2 し尿等

し尿	775kℓ
浄化槽汚泥	4, 342kℓ
デスポーザ汚泥	236kℓ

3 動物死体

動物死体	1,800頭
------	--------

第5 一般廃棄物の減量と資源化の推進のための方策に関する事項

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画を推進し、一般廃棄物の減量と資源化の推進に取り組むため、以下の方策を実施する。

1 市民・事業者との協働

- (1) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、学童保育クラブを対象に出前講座を実施する。講座で学んだことを日常生活に活かしてもらうとともに、家庭での取組につながるよう仕組を作る。また、ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)と連携し、町内会・自治会等への出前講座を地域の要望に合わせて実施する。
- (2) スーパー・小売店や飲食店等と協働し、「まちだ☆おいしい食べきり運動」や「まちだ☆おいしい食べきり協力店」などの取組や、フードシェアリングアプリ「TABETE」の活用を通して、市民に対する食品ロス削減等の啓発を実施する。
- (3) 使い捨て容器の減量を啓発するため、スポーツイベント等で「マイボトル促進キャンペーン」を実施する。また、マイボトル等を活用しやすいまちを目指し、公共施設に給水器を設置する。
- (4) 地域住民が自主的に運営する「地域リサイクル広場」の設置を進めるとともに、運営支援を行う。
- (5) 町内会・自治会、子ども会などの地域団体が自主的に行っている「地域資源回収」について、回収量に応じた奨励金の交付、看板の支給などの支援を行う。
- (6) 事業者と協働し、店頭での資源回収や簡易包装等を実施している「リサイクル推進店」の紹介を行う。
- (7) 事業者と協働し、使用済小型家電の宅配回収やインクカートリッジ、使い捨てコンタクトレンズの空ケース、使用済みプラスチック製ペン等の回収を実施する。

2 家庭系ごみの減量

- (1) 食品ロスを削減するため、公共施設での未利用食品の受付窓口を拡充し、フードドライブを推進する。また、フードバンクを行っている団体と連携を行うとともに、広報活動やイベント、キャンペーンを通じて「もったいない意識」の啓発を行う。

- (2) 家庭から排出される生ごみの資源化を進めるため、家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器等を紹介し、「家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器等」を購入した世帯に補助金を交付する。あわせて、安価で取り組みやすい「ダンボールコンポスト」の講習会を実施する。
- (3) (一財)まちだエコライフ推進公社が行う「粗大ごみ再生販売事業」や「まちエコ・フリーマーケット」の周知を行い、リユース意識の浸透を図る。
- (4) 常設のリサイクル広場まちだ、市内各地で随時開催する移動リサイクル広場、出張リサイクル広場において、ごみ減量に関する情報発信の拠点として市民に啓発を行うほか、家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、小型家電、その他資源化可能物を持ち込み方式で回収し、資源化を進める。
- (5) 講義や施設見学を通じて、プラスチックや3R について学んでもらい、プラスチックごみの減量、資源化を進める。

3 事業系ごみの減量

- (1) 事業用途に供する部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物を有する大規模事業所へ、条例で提出を義務付けている「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」をもとに事業所への立入検査を実施し指導・啓発を行う。
- (2) 工場での搬入物検査を実施し、プラスチック類や紙類の混入が多い排出事業者に対して指導を行う。
- (3) 事業系一般廃棄物の減量や適正排出に積極的かつ組織的に取り組んでいる事業所を「まちだ3R賞」として表彰する。また、表彰した事業所等の情報を幅広く周知する。

4 広報・啓発活動の実施

- (1) 広報紙「広報まちだ」への記事掲載、環境広報紙「ECOまちだ」、まちだごみ情報紙「ごみナクナーレ」等の発行を行う。
- (2) 動画配信「さんあーるチャンネル」、X(旧Twitter)やInstagramなどのSNS、ごみ分別アプリやメール配信サービス「ごみ・資源情報」、指定収集袋を活用する。
- (3) 町田市バイオエネルギーセンター、リレーセンターみなみ、剪定枝資源化センター等の清掃関連施設の見学・視察の受入を行う。
- (4) 環境啓発イベントを実施する。

第6 分別して収集する一般廃棄物(家庭ごみ)の区分及び主な品目

区分		主な品目
燃やせるごみ	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	生ごみ、廃食用油、貝殻、資源にならない紙類、やわらかい容器包装プラスチック、木くず・材木・角材、汚れた衣類・汚れた布、ぬいぐるみ・座布団、保冷剤、カイロ、やわらかいプラスチック製品、発泡スチロール製包装材・緩衝剤、布製品、ビニール製品、革製品、ゴム製品(ホースを除く)、剪定枝として出せない植物※ ¹ 、紙ねんど、灰、やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物※ ² 、在宅医療に使用したガーゼ、脱脂綿等 ただし単品で10kg以下のもの
	JR横浜線以南の地域	同上(やわらかい容器包装プラスチックのうち汚れの落ちているものを除く)
	小山ヶ丘地区	同上(発泡スチロール製包装材・緩衝材、革製品、ゴム製品を除く)

燃やせない ごみ	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	食器・陶器・ガラス製品、硬い容器包装プラスチック、化粧品等の乳白色のビン、各リサイクル法対象でない小型電気製品（電池を内蔵した製品を除く）・プリンター、カセットテープ・ビデオテープ・CD・DVD、おもちゃ（電池を内蔵した製品を除く）、電球（蛍光管を除く）・LED、鏡・ガラス・包丁・はさみ、タイヤチェーン・鉄アレイ・ダンベル、硬いプラスチック製品、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のもの、注射筒（ガラス製含む）※3 土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ、太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下の剪定枝 ただし単品で10kg以下のもの
	JR横浜線以南の地域	同上（硬い容器包装プラスチックのうち汚れの落ちているものを除く）
	小山ヶ丘地区	同上、発泡スチロール製包装材・緩衝材など、革製品、ゴム製品
粗大ごみ		指定収集袋に入らないもの（掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のものを除く）又は重さが10kgを超えるもの、太さ20cm以内で長さ150cm以内の剪定枝
有害ごみ		乾電池、コイン型電池、小型充電式電池・バッテリー※4、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、ライター
資源	剪定枝	剪定枝（毒性がある植物・繊維質が多いため堆肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこ、剪定くずは除く）
	古紙	新聞、ダンボール、書籍・雑誌、紙パック、雑がみ、シュレッダーした紙 （ビニールコート紙、油紙、圧着はがき、金紙・銀紙、防水加工紙、写真、感熱紙、カーボン紙・ノンカーボン紙、ワックス加工紙、昇華転写紙、汚れた紙等資源にならない紙は除く）
	古着	古着・古布 （泥・油・ペンキ・カビ等で汚れたもの、ひどい破れや大きな穴の開いたもの、名前や会社名が入っている制服・作業着、まくら、座布団、くつ、おむつカバー、便座カバー、スキーウェア、毛糸、レース製品、帯、ベルト、ストッキング、ぬいぐるみ、ペット用のもの、ペットに使用した物等資源にならないものは除く）
	ビン	食品用・飲料用・化粧品（乳白色のビンを除く）等のビン
	カン	アルミカン・スチールカン・スプレー缶・カセットガスボンベ等の缶※5
	ペットボトル	飲料用、酒類、しょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料等のペットボトル
	容器包装プラスチック※6	容器包装リサイクル法に定められたプラスチック製容器包装（商品を包むもの、容器・袋） プラスチック容器、発泡スチロール類、カップ類 チューブ類、ポリ袋類、ラップ類、ボトル類、緩衝材 錠剤シート、ペットボトル類の蓋
	発泡トレイ	発泡トレイ
	家庭用金物	なべ・フライパン等台所用品、大工道具等大部分が金属のもの
	陶磁器・ガラス食器	土鍋・植木鉢含む。割れていても可
	ビデオテープ	ビデオテープ
	廃食用油	廃食用油

	その他資源化可能物	防水やワックス加工がしてある紙容器、洗剤の計量スプーン、ペットボトルの蓋、パン袋の留め具
	小型家電	特定対象品目(タブレット型通信端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、及び附属品)、縦15cm横30cm以内の家電製品(資源有効利用促進法対象パソコンは除く)

- ※1 毒性がある植物、繊維質の多い植物、草、花、樹木の根、剪定くず、つる、茎
- ※2 CAPDバッグ(排液バッグ液薬バッグ)、輸液バッグ、チューブ・カテーテル
- ※3 注射筒、ペン型インスリン注入器、その他のペン型薬液注入器、薬液カートリッジを含むインスリンカートリッジ(必ず注射針は、外す)
- ※4 破損しているもの、リサイクルマークのないものも含む。カーバッテリー・オートバイ用バッテリーを除く。
- ※5 特別指定団体:スプレー缶・カセットボンベ等の缶は有害ごみで排出する。
- ※6 容器包装プラスチック分別対象地区は、JR横浜線以南の地域(小川・金森・金森東・つくし野・南つくし野・南町田・鶴間・成瀬が丘の全域・原町田一丁目の一部(原町田一丁目29-12めぐみ荘・原町田一丁目30-10都営町田金森一丁目アパート10号棟)であり、該当品目は分別し資源として排出する。

第7 分別して収集する一般廃棄物(家庭ごみ)の排出方法

1 燃やせるごみ

排出者は、指定収集袋(燃やせるごみ専用袋)を使用し、生ごみは水をよく切ってから入れ、その口をしっかりと結んで排出する。必要に応じてごみにネットをかけるなどの動物被害対策を行う。

剪定枝として出せない植物(落ち葉、草、花、樹木の根※¹、剪定くず、つる、茎、毒性がある植物※² 及び繊維質の多い植物※³の幹・枝)については以下のように排出する。

- (1) 落ち葉、草、花、樹木の根、剪定くず、つる、茎は、45ℓまでの大きさで透明又は半透明の袋に入れ、排出する(指定収集袋に入れずに排出できる)。1回の収集に出せる量は90ℓ相当までとする。
- (2) 毒性がある植物及び繊維質の多い植物の幹・枝は、1本の太さ(直径)10cm以内の枝を1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて、燃やせるごみの収集日に1回の収集に2束まで、排出することができる。

なお、1回の排出量が、枝の束で2束を越える場合及び、袋で90ℓ相当を超える場合は、町田市バイオエネルギーセンターに自己搬入することができる。自己搬入の場合は粗大ごみと同様に事前予約し、予約した日時に直接搬入する。重量に応じて現金で処理手数料を支払う。

※1 樹木の根は直径10cm以内に切断して排出する。

※2 アセビ、ウルシ、カクレミノ、キョウチクトウ、ユズリハ、ユーカリ等

※3 シュロ、ソテツ、タケ、ササ、シノ等

2 燃やせないごみ

排出者は、指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)を使用し、その口をしっかりと結んで排出する。ただし、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下の細長い棒状のものについては、40ℓの指定収集袋(燃やせ

ないごみ専用袋)で排出する。タイヤチェーン、鉄アレイ、ダンベル、くさり、ハンマーは単体で指定収集袋に入れて排出する。鏡、ガラス、包丁、はさみ等鋭利なものは、古布や古新聞等に包んでから指定収集袋に入れて排出する。小型電気製品やおもちゃは、電池を外して排出する。

剪定枝で、太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下のものは、燃やせないごみの日に40ℓの指定収集袋に入れて排出する。

3 粗大ごみ

排出者は、市が委託する「まちだエコライフ推進公社」へ戸別収集又は町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入を予約する。

戸別収集の場合、予約時に案内された金額分の粗大ごみ処理券を貼付し、指定された場所へ排出する。

町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入の場合、予約した日時に町田市バイオエネルギーセンターへ直接搬入する。重量に応じて現金で処理手数料を支払う。

剪定枝で、太さ20cm以内で長さ150cm以内のものは、粗大ごみとして排出する。

4 容器包装プラスチック

排出者は、汚れを落としたうえで、指定収集袋(容器包装プラスチック専用袋)を使用し、その口をしっかりと結んで排出する。

※上記1～4の排出場所及び排出時間

戸建住宅は道路に接した敷地内、集合住宅は指定されたごみ集積所又は置き場に、収集日の午前8時30分までに排出する。

5 有害ごみ

排出者は、スプレー缶(特別指定団体地区のみ)、乾電池、コイン型電池、小型充電式電池、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、ライターをそれぞれ指定された曜日に、事前に用意された回収用の容器に、以下のように排出する。

- (1) ライター、スプレー缶(特別指定団体地区のみ)は中身を完全に使いきり排出する。
- (2) 乾電池、コイン型電池は、製品から出して、そのまま排出する。
- (3) 小型充電式電池、ボタン型電池は、製品から出して金属部分にビニールテープを巻き絶縁して排出する。(リサイクルマークがある場合、リサイクルマークが見えるように巻く)

6 剪定枝

排出者は、1本の太さ(直径)10cm以内の剪定枝を1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて排出する(指定収集袋に入れずに排出できる)。又は排出者が町田市剪定枝資源化センターへ直接自己搬入する。

自己搬入は、1本の太さ(直径)30cm以内、長さ200cm以内とし、市が指定する書面(剪定枝処理依頼票)を提出し依頼するものとする。1本の太さが10cmを超える枝で、剪定枝資源化センターへ持ち込むことができない場合は、次の(1)、(2)のとおり排出する。

- (1) 太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下の剪定枝は、第7の2のとおり燃やせないごみの日に40ℓの指定収集袋に入れて排出する。
- (2) 太さ20cm以内で長さ150cm以内の剪定枝は、第7の3のとおり粗大ごみとして排出する。

7 ビン・カン

排出者は、洗ってビン及びカンに分別する。ビンはふたを外し、事前に用意された回収用の容器に排出する。カンは、つぶせるものはつぶして、事前に用意された回収用の容器に排出する。

スプレー缶は中身を完全に使いきり、穴を開けずに事前に用意された回収用の容器に排出する（特別指定団体地区については「5 有害ごみ」のとおり）。

8 古紙・古着

排出者は、新聞紙、書籍・雑誌、雑がみ、ダンボール、紙パック、シュレッダーした紙及び古着・古布を種類ごとに分別して以下のように排出する。

- (1) 新聞紙、書籍・雑誌は種類ごとにひもで十字に結び、雑がみは、ばらばらにならないよう、雑誌の間に挟むか、紙袋に入れて、ひもで十字に結んで排出する。
- (2) ダンボールは、ガムテープなどの粘着テープを取り除き、ひもで十字に結んで排出する。
- (3) 紙パックは洗って切り開き、ひもで結んで排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。
- (4) シュレッダーした紙は、雑がみと一緒に紙袋に入れて排出する。ただし、シュレッダーした紙は飛散しやすいため、ひもで紙袋を結び排出する。
- (5) 古着・古布は透明又は半透明の袋を使用し、口をしっかり結んで排出する。なお、雨の日又は雨の降りそうな日は排出しない。

9 ペットボトル

排出者は、洗ってラベル及びキャップを外し、つぶして、事前に用意された回収用のネットに排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。

※上記5～9の排出場所及び排出時間

ごみ集積所へ、収集日の午前8時30分までに排出する。

8(3)、9について、回収拠点に排出する場合は、それぞれの回収ボックスへ、回収拠点が利用可能な時間に排出する。

10 発泡トレイ

排出者は、洗った後乾かし、回収拠点の回収ボックスに排出する。

11 家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、その他資源化可能物

排出者は、種類ごとに分別し、指定収集袋に入れずにリサイクル広場に排出することができる。ただし、40ℓの指定収集袋に入る大きさのものに限る。

12 小型家電

排出者は、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、家電小売店へ処理を依頼する。ただし、回収ボックスに排出する場合は投入口(30cm×15cm)に入る小型のもの、リサイクル広場に排出する場合は10kg以下かつ指定収集袋に入る大きさのものに限る(指定収集袋に入れずに排出できる)。

※原則、電池・バッテリーは外し、個人情報情報は消去してから排出する。

携帯電話(スマートフォンを含む)・PHS端末については、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、携帯電話販売店へ処理を依頼する。

なお、パソコンは資源有効利用促進法の対象商品であるため、小型家電の対象外とする。

※重さやサイズが制限を超えるものは粗大ごみとして排出する。

第8 第7に規定するもの以外の一般廃棄物(家庭ごみ)の処理等

1 公共の場所の清掃活動により発生した一般廃棄物

公共の場所の清掃活動で集めたごみ(第10 市で処理できない一般廃棄物を除く)は、ボランティア袋(容量20ℓ・40ℓ)を使用して排出することができる。その場合は一般廃棄物(家庭ごみ)の区分ごとに分別し、登録番号を記入した上でそれぞれ燃やせるごみ・燃やせないごみの日に排出する。

ボランティア袋の容量で対応しがたい場合は、落ち葉・草に限り、手持ちの透明袋(容量45ℓ相当まで)を使用して排出することができる。

なお、手持ちの袋の使用にあたっては、前面にボランティアと表記し、登録番号を記入しなければならない。

2 感染性を有しない在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物のうち感染性を有していない紙おむつ、人工肛門バッグ、腹膜透析パックその他ビニールバッグ類については、汚物を取り除いた上で、おむつ専用袋(容量20ℓ)を使用し、燃やせるごみの日に排出することができる。やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物及び使用したガーゼ・脱脂綿は、プラスチック製袋に入れてしっかり封をし、指定収集袋に入れて燃やせるごみとして排出する。

また、注射筒等は、プラスチック製袋に入れてしっかり封をし、指定収集袋に入れて燃やせないごみとして排出する。

3 動物の死体

動物の死体の処分は、占有者又は管理者が自らの責任で行うものとする。市がへい死体の通報を受けた場合は収集し、町田市バイオエネルギーセンターに搬入するものとする。ただし、一部国道及び河川等については、国又は都が収集する。

家庭で飼育されていたペットの死体は、飼い主が自ら運搬するか、市が飼い主から申し込みを受けて収集し、町田市バイオエネルギーセンターに搬入する。処理については、霊園等に委託して火葬及び埋葬を行う。ペット以外のへい死動物等は、町田市バイオエネルギーセンターで焼却処理する。

また、飼い主から申し込みを受けた場合は有料とする。

4 家庭系臨時ごみ

家庭系臨時ごみとは、遺品整理や引っ越しなどに伴い一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで市では収集困難なものをいう。排出者は、市へ連絡の上、市が家庭系臨時ごみと判断したのに関して、排出者自ら町田市バイオエネルギーセンターへ搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼する。

家庭系臨時ごみの処理依頼を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者は、搬入時に、市が指定する書面を搬入時に市へ提出する。

5 町田市高齢者等訪問収集事業(ふれあい収集)

町田市高齢者等訪問収集事業(ふれあい収集)の実施については、別に定める「町田市高齢者等訪問収集事業実施要領」に基づくものとする。

6 広域的処理に係る特例制度対象品目

法第9条の9に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度対象品目(二輪自動車、FRP船、消火器、火薬類、密閉型蓄電池、携帯電話、及びインクカートリッジ等)については、製造事業者等の自主回収事業を行う者に処理を依頼する。

第9 排出量を制限する一般廃棄物(家庭ごみ)

品目	排出方法
土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ及びこれに類するもの	1回の収集に出せる量は、分別された品目それぞれについて、5ℓの指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)1袋まで。分別できない場合は、5ℓの指定収集袋(燃やせないごみ専用袋)1袋まで。 町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入においては品目ごとに分別し、品目ごとに1日30kgまで。
灰	1回の収集に出せる量は、5ℓの指定収集袋(燃やせるごみ専用袋)1袋まで。水で湿らせて排出すること。
布団、畳	町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入において布団は1日10枚まで、畳は1日6枚まで。
落ち葉・草・剪定くず・樹木の根(直径15cm以下)	1回の収集に出せる量は45ℓまでの大きさで透明又は半透明の袋に入れ、90ℓ相当まで。
毒性がある植物・繊維質の多い植物の幹、枝	1本の太さ(直径)10cm以内の枝を1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて、1回の収集に2束まで。

第10 市で処理できない一般廃棄物(家庭ごみ)

区分	品目
条例第35条第1項に基づく排出禁止物	有害性のあるもの
	危険性のあるもの
	引火性のあるもの
	著しく悪臭を発するもの
	家庭ごみの処理を著しく困難にし、又は家庭ごみの処理施設の機能に支障が生ずるもの
特定家庭用機器再商品化法対象製品	建築廃材、自動車・二輪自動車、自動車・二輪自動車部品(アクセサリ類を除く)、FRP船、耐火金庫、タイヤ(自転車用を除く)、ピアノ、ボウリングの球、直径15cmを超える樹木の根
資源有効利用促進法対象製品	エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫
	パソコン

第11 市で処理できない一般廃棄物(家庭ごみ)の処理等

1 条例第35条第1項に基づく排出禁止物

排出者は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や製造事業者、販売店等の自主回収事業を行う者に引き取りを依頼する。ただし、農薬、化学薬品については、町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入に限り排出できる。

2 特定家庭用機器再商品化法対象製品

排出者は購入店又は買い替え時にはその店に処理を依頼する。それ以外の場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者及び引取義務外品の回収協力店として市が紹介している家電小売店に処理を依頼する。または、家電リサイクル券を購入・貼付し、(一財)家電製品協会・家電リサイクル券センター指定引取場所に直接持ち込む。

製造業者のリサイクル工場における適正な再商品化を図るため、特定家庭用機器は分解せずに排出する。

3 資源有効利用促進法対象製品

パソコン(本体、ディスプレイ、本体・ディスプレイ一体型、ノートブック型)は、分解せずに、その製造等の事業を行う者や、市と提携した認定事業者処理に依頼する。

第12 事業系一般廃棄物の処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第13 事業系一般廃棄物の排出基準

1 一般廃棄物処理施設への搬入

排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者が条例第32条の2に規定する一般廃棄物処理施設に搬入できる主な事業系一般廃棄物は次の表のとおりであり、搬入の際は市が指定する書面を搬入時に提出し依頼するものとする。

なお、袋を使用して搬入する場合は透明袋又は半透明袋を使用する。

区分	主な種類及び排出基準	搬入先
紙くず	資源化できない紙類(ビニールコート紙(壁紙を除く。)、油紙、防水加工紙、ワックス加工紙、金紙・銀紙、写真、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、感染性を有していない紙おむつ、油などでひどく汚れた紙)	町田市バイオエネルギーセンター
厨芥類	生ごみ	町田市バイオエネルギーセンター
木くず	割り箸、竹串、木製品(直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもので、金属等の部品は除く)	町田市バイオエネルギーセンター
繊維くず	布類(縦横60cm以内に裁断したもの)、衣類	町田市バイオエネルギーセンター

剪定枝	直径30cm以内、長さ200cm以内に切断したもの（毒性がある植物・繊維質が多いため、たい肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこは除く）	町田市剪定枝資源化センター
	落ち葉・草・剪定くず及び町田市剪定枝資源化センターで受け入れできない植物（直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもの）	町田市バイオエネルギーセンター
布団、畳	布団 1日10枚まで。 畳 1日6枚まで。	町田市バイオエネルギーセンター

※上記のものでも産業廃棄物に該当するものは搬入不可

2 少量排出事業者

条例第2条第2項第6号に規定する少量排出事業者が排出できる事業系一般廃棄物は前項に規定するものであり、排出に際しては事前登録の上、指定収集袋「事業ごみ専用袋」に登録番号を記入して排出する。

なお、1回の排出量は2袋までとし、市は戸別収集を行う。

3 町内会・自治会

町内会・自治会等一定の区域の住民が自治活動を行うために会員となり、自主的に運営する団体が、会員の福祉を増進し、会員相互の親睦と扶助を目的とした非営利活動で発生したごみを処分する際は、家庭ごみに準じた分別で排出することができる。

第14 市以外で処理する事業系一般廃棄物について

市は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理（資源化）をする場合には、条例第33条が引用する法施行令第4条9号イの規定により、事前に受け入れ先の自治体に次の事項を通知する。

- ①処分又は再生の場所の所在地
- ②受託者の氏名又は名称、代表者名
- ③一般廃棄物の種類及び処分又は再生方法
- ④処分及び再生の開始日
- ⑤年間の搬入量

また、民間の排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理（資源化）をする場合には、法第6条第3項の規定の趣旨に基づき、法施行令第4条9号イの規定に準拠し、市に対し、受け入れ先の自治体へ上記の通知をするよう事前に依頼しなければならない。

ただし、受け入れ先の自治体が不要とする場合はその限りではない。

第15 事業者が直接搬入する民間処理施設

種類	施設名称	所在地
厨芥類	(株)アルフォ 城南島飼料化センター	大田区城南島三丁目3番2号
	城南島第2飼料化センター	大田区城南島三丁目2番10号
	バイオエナジー(株)城南島食品リサイクル施設	大田区城南島三丁目4番4号
	ニューエナジーふじみ野(株)本社工場	埼玉県ふじみ野市駒林1033番地1

	(株)Jバイオフードリサイクル横浜工場	横浜市鶴見区末広町二丁目1番5号、2番17号の各一部
	(株)日本フードエコロジーセンター 本社工場	相模原市中央区田名塩田一丁目17番13号
	(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
	(株)イズミ環境 八王子バイオマス・エコセンター	八王子市南大沢三丁目24番地
	(株)西東京リサイクルセンター	羽村市緑ヶ丘三丁目3番地3
剪定枝	(株)清水インダストリー	群馬県高崎市宮沢町字一五沢10番1
	(株)リテック	横浜市都筑区池辺町1588番地、横浜市瀬谷区阿久和南三丁目38番2
事業系一般廃棄物	(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
医療廃棄物	日本胞衣衛生(株) 荒川工場	荒川区荒川八丁目18番8号
動物死体等	エルエス工業(株) 那須塩原工場	栃木県那須塩原市高林307番地5

第16 一般廃棄物処理業許可について

事業系一般廃棄物は、既存の許可業者において、収集運搬及び適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施しない。

第17 特別管理一般廃棄物の処理

法第2条第3項に定める特別管理一般廃棄物は、排出者の責任で自ら処理するか、品目に応じては一般廃棄物処理業許可業者又は特別管理産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

第18 し尿等の収集運搬方法及び処理等

1 収集運搬方法

(1) し尿(一般家庭及び事業者)

使用者又は管理者からの依頼に基づき、市委託業者が収集運搬を行う。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽管理者等からの依頼に基づき、浄化槽清掃業許可業者(一般廃棄物収集運搬許可業者)が収集運搬を行う。

(3) ディスポーザ汚泥

一般廃棄物収集運搬許可業者と設置者との契約により、収集運搬を行う。

2 処理

上記廃棄物は、境川クリーンセンター(し尿処理施設)の助燃剤化装置で脱水し、脱水ろ液は希釈して公共下水道へ放流、脱水汚泥は助燃剤として焼却施設に搬出する。

第19 一般廃棄物の収集運搬方法及び実施主体

種類		収集運搬				
		方法		主体		
家 庭 系	燃やせるごみ		戸別	週2回	委託	
	燃やせないごみ		戸別	2週1回 (小山ヶ丘は週1回)	市直営	
	粗大ごみ(事前予約)		戸別	申込の都度	委託	
			直接搬入	申込の都度	排出者	
	有害ごみ		ごみ集積所	月2回	委託	
	資源	ビン・カン		ごみ集積所	週1回	委託
		古紙・古着		ごみ集積所	週1回	委託
		剪定枝		ごみ集積所	月2回	市直営
		容器包装プラスチック※1		戸別	週1回	委託
		発泡トレイ		拠点	随時	委託
		紙パック	ごみ集積所	週1回	委託	
			拠点	随時	委託	
		ペットボトル	ごみ集積所	2週1回	委託	
			拠点	随時	委託	
	家庭用金物		リサイクル広場	週6回	委託	
		陶磁器・ガラス食器	リサイクル広場	週6回	委託	
		ビデオテープ	リサイクル広場	週6回	委託	
		廃食用油	リサイクル広場	週6回	委託	
		その他資源化可能物	リサイクル広場	週6回	委託	
		小型家電	公共施設	随時	委託	
			リサイクル広場	週6回	委託	
	臨時ごみ	戸別	申込の都度	一般廃棄物 収集運搬業者		
		直接搬入	申込の都度	排出者		
事業系一般廃棄物		戸別	随時	一般廃棄物 収集運搬業者		
		直接搬入	随時	排出者		
	少量排出事業者	戸別	週2回	委託		
し尿等		戸別	随時	委託 一般廃棄物 収集運搬業者		
動物の死体		戸別収容	随時	市直営		
		直接搬入	随時	飼い主		

戸別：戸建て住宅は自宅前、集合住宅はごみ集積所又は専用場所

ごみ集積所：ビン・カン、ペットボトル、古紙・古着等（一部燃やせるごみ・燃やせないごみ）を集積し回収する場所

拠点：専用ボックス等で資源を回収する公共施設や店舗等の場所

※1 JR横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）のみで分別収集を実施

第20 一般廃棄物の適正処理方法及び実施主体

種類			中間処理		最終処分				
			方法		主体	方法	主体		
家庭系	燃やせるごみ		破碎・焼却		委託※1※2	エコセメント化	組合		
						資源化	委託		
	燃やせないごみ		破碎・選別	焼却	委託※1	エコセメント化	組合		
						資源化	資源化	委託	
			粗大ごみ	破碎・選別	焼却		委託	エコセメント化	組合
	資源化	資源化				委託			
		再生可能なものは、まちだエコライフ推進公社に無償譲渡後、公社の自主事業で修理再生・販売					—	—	
	有害ごみ				選別・資源化		委託	—	—
	資源	剪定枝		破碎・資源化		委託	—	—	
		ビン		選別・資源化		委託	—	—	
		カン		選別・圧縮・資源化		委託	—	—	
		容器包装プラスチック		選別・圧縮・梱包・資源化		委託	—	—	
		古紙・古着		資源化		委託	—	—	
		発泡トレイ		資源化		委託	—	—	
		紙パック		選別・資源化		委託	—	—	
		ペットボトル		積替・資源化		委託	—	—	
		家庭用金物		資源化		委託	—	—	
		陶磁器ガラス食器		資源化		委託	—	—	
		ビデオテープ		資源化		委託	—	—	
		廃食用油		資源化		委託	—	—	
		資源化可能物		資源化		委託	—	—	
小型家電		資源化		委託	—	—			
事業系	事業系一般廃棄物		破碎・焼却※1		委託	エコセメント化	組合		
						資源化	委託		
	厨芥類		堆肥化等		委託	—	—		
剪定枝		堆肥化等		委託	—	—			
し尿等			助燃剤化(脱水)・希釈方式		委託	—	—		
動物の死体			—		—	埋葬・供養	委託		

組合：東京たま広域資源循環組合

※1 小山ヶ丘、大蔵町、真光寺、真光寺町、広袴、広袴町、鶴川団地については多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

※2 小山町、JR 横浜線以南の地域について、町田市バイオエネルギーセンターで処理しきれない場合、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

第21 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1 現有処理施設等

(1) 町田市バイオエネルギーセンター

- ア 焼却施設(129t/日×2基)
- イ バイオガス化施設(50t/日)
- ウ 不燃粗大ごみ処理施設(47t/5時間)

(2) 町田市一般廃棄物最終処分場

- ア 最終処分場(池の辺地区は埋立処分終了。)

(3) 排水浄化センター

- ア 埋立浸出水処理施設

(4) リレーセンターみなみ

- ア 燃やせるごみ中継施設(100t/日)
- イ 容器包装プラスチック中間処理施設(4.9t/日)

(5) 町田市剪定枝資源化センター

- ア 剪定枝資源化施設(10t/日)

(6) 清掃第二事業場

- ア カン選別・圧縮施設
- イ ビン選別施設

(7) 境川クリーンセンター

- ア し尿処理施設(41.5kl/日)

(8) 多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場

- ア 焼却施設
- イ 不燃粗大ごみ処理施設

(9) 市が許可した一般廃棄物処分業者(中間処理)

- ア 進栄緑化サービス有限公司(町田市小野路町2342番地1)

2 新たなごみの資源化施設整備

町田市資源循環型施設整備基本計画に基づき、資源ごみ処理施設(2箇所)の整備を進める。

6. 町田市分別収集計画(第10期計画)

1 計画策定の意義

今日、ごみ問題は、地球環境の保全という大きな課題に直結するものとして捉えて行く必要がある。大量生産・大量消費・大量廃棄という今までの社会経済活動や生活様式を根本から見直すことによって、CO₂などの温室効果ガスの低減をはじめとした地球環境に配慮した取組が求められている。

町田市では、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、市民・事業者・行政の協働により徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指して、施策を進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的に取り組むべき方策を示したものである。

本計画を推進することにより、廃棄物の減量による温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の減量・資源化の推進
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 環境への意識や関心を高めるための啓発活動の実施

3 計画期間

本計画の計画期間は2023年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
容器包装廃棄物	31,231 トン	31,257 トン	31,183 トン	31,095 トン	30,991 トン

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1)環境教育の充実

学校において、町田市環境副読本やごみと環境の出前講座等を活用してもらうことにより、ごみの減量についての教育活動を積極的に展開する。

(2)啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学、ごみ減量の情報発信拠点である町田市バイオエネルギーセンターやリサイクル広場、広報紙等により、市民・事業者に対して、ごみ排出量の推移、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報提供をし、ごみ問題に対する認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、適正排出や再生商品の利用の意義及び効果に関する啓発活動に積極的に取り組む。

(3)住民団体による集団回収(地域資源回収)

町内会・自治会、子供会、老人会などの地域の団体が自主的に資源回収を行う場合に奨励金を交付する等、団体への支援を行い、分別意識を高める。

(4)リサイクル推進店制度(拠点回収)

リサイクルできる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施、または回収に協力する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定し、市民がこれらの容器を持ち込むことにより、ごみの減量と資源化の一層の推進を図る。

(5)ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)

市民と行政が協働して、地域におけるごみの減量と資源化を推進していくために、町内会・自治会の推薦によるごみ減量サポーターがそれぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援する。

(6)マイボトル利用促進

ペットボトル等の使い捨て容器を使わず、繰り返し使えるマイボトルの利用を促進するため、スポーツチーム等との協働によるマイボトルキャンペーンの実施や、事業者との協働によるマイボトル OK 店制度の周知、市内への給水拠点の設置を行う。

(7)エコバッグ利用促進

リサイクル推進店と市内公共施設への普及啓発ポスターの掲示を行い、エコバッグの利用促進を図る。

(8)プラスチックの 3R 講座

リデュース・リユース・リサイクルやプラスチックごみについて学んでもらい、プラスチックごみの減量に取り組んでもらえるよう講座を実施し、プラスチックごみの発生抑制を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が保有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色発泡トレイ、容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位t)

	2023 年度		2024 年度		2025 年度		2026 年度		2027 年度	
主としてスチール製の容器	465		465		464		463		461	
主としてアルミ製の容器	768		768		767		764		762	
無色のガラス製容器	(合計) 1,372		(合計) 1,373		(合計) 1,370		(合計) 1,366		(合計) 1,361	
	(引渡) 0	(独自) 1,372	(引渡) 0	(独自) 1,373	(引渡) 0	(独自) 1,370	(引渡) 0	(独自) 1,366	(引渡) 0	(独自) 1,361
茶色のガラス製容器	(合計) 596		(合計) 596		(合計) 595		(合計) 593		(合計) 591	
	(引渡) 0	(独自) 596	(引渡) 0	(独自) 596	(引渡) 0	(独自) 595	(引渡) 0	(独自) 593	(引渡) 0	(独自) 591
その他のガラス製容器	(合計) 1,009		(合計) 1,010		(合計) 1,008		(合計) 1,005		(合計) 1,001	
	(引渡) 1,009	(独自) 0	(引渡) 1,010	(独自) 0	(引渡) 1,008	(独自) 0	(引渡) 1,005	(独自) 0	(引渡) 1,001	(独自) 0

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	41		41		41		41		41	
主として段ボール製の容器	5,371		5,376		5,363		5,348		5,330	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 167		(合計) 168		(合計) 167		(合計) 167		(合計) 166	
	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 168	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 166
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等の商品を充てんするためのもの	(合計) 1,116		(合計) 1,117		(合計) 1,115		(合計) 1,111		(合計) 1,108	
	(引渡) 0	(独自) 1,116	(引渡) 0	(独自) 1,117	(引渡) 0	(独自) 1,115	(引渡) 555.5	(独自) 555.5	(引渡) 554	(独自) 554
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 672		(合計) 672		(合計) 671		(合計) 4,415		(合計) 4,401	
	(引渡) 665	(独自) 7	(引渡) 665	(独自) 7	(引渡) 664	(独自) 7	(引渡) 4,408	(独自) 7	(引渡) 4,394	(独自) 7
（うち白色トレイ）	(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4	
	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
430,000 人 (対前年度比) －0.089%	430,369 人 (対前年度比) 0.086%	429,351 人 (対前年度比) －0.237%	428,127 人 (対前年度比) －0.285%	426,707 人 (対前年度比) －0.332%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

地域資源回収については支援を継続するとともに、リサイクル推進店の拠点回収についても引き続き実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
金属	スチール製容器	カン	委託業者による指定日収集	委託業者 民間業者
	アルミ製容器		住民団体による集団回収	
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	委託業者による指定日収集 住民団体による集団回収	委託業者 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	ダンボール	委託業者による指定日収集	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ	委託業者による指定日収集	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
		容器包装プラスチック	委託業者による指定日収集	委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

カン・ビンは市施設の資源分別作業所で中間処理及び保管する。

段ボール・紙パック・その他紙製容器包装は収集後、古紙問屋に直接搬入する。

ペットボトル・白色発泡トレイは収集後、資源化施設に直接搬入する。

一部地域で分別収集を実施している容器包装プラスチックは、市施設において選別・圧縮梱包などの中間処理を行う。2026年度の容器包装プラスチック収集の全市展開に向けて、2025年度、2027年度にカン・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設の整備を予定している。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	カン	プラスチックコンテナ	2トン平ボディ車	資源分別作業所 (選別・圧縮・保管施設)
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ビン			
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙	飲料用紙製容器	紙パック	回収ボックス	2トン平ボディ車 パッカー車	古紙問屋直接搬入
			紐かけ		
	段ボール	ダンボール	紐かけ		
	その他の紙製容器包装	雑がみ	紐かけ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス	2トン平ボディ車 (幌付)	資源化施設直接搬入
			ネット		
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	回収ボックス		
		容器包装プラスチック	指定収集袋	2トンパッカー車	リレーセンターみなみ(圧縮・梱包)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実行性のあるものにするため、一般廃棄物資源化基本計画に定める施策の進捗状況について毎年確認する。

7. 町田市資源循環型施設整備基本計画

「町田市資源循環型施設整備基本計画」(以下、「整備基本計画」という。)の策定から 10 年が経過し、近年の社会情勢およびサプライチェーンの変化による工事期間への影響など、ごみの資源化に関する状況は大きく変わりました。そのため、状況の変化に対応した資源ごみ処理施設整備を目的として、2023 年 5 月に整備基本計画の改定を行いました。

(1) 概要

整備基本計画に掲げた 4 つの施設のうち、「リレーセンターみなみ」及び「町田市バイオエネルギーセンター」については、稼働しています。改定では、施設の分散配置などの基本的な考え方を変えずに、新たに整備を行う資源ごみ処理施設について、ごみ処理量や事業スケジュール、製品プラスチックの資源化などの取り組みについて改めました。また、地球温暖化防止対策として、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)認証の取得を目指すことを定めました。

■ 整備する施設

施設の種類		建設地	施設規模
資源ごみ処理施設	① 容器包装プラスチック 製品プラスチック圧縮梱包施設	・相原地区 ・上小山田地区 上記2箇所に分散配置	(選別圧縮梱包) 処理能力 26.0トン/日
	②カン選別処理施設		(選別圧縮) 処理能力 6.8トン/日
	③ビン選別処理施設		(選別) 処理能力 13.4トン/日
	④ペットボトル圧縮梱包施設		(選別圧縮梱包) 処理能力 6.2トン/日
	⑤トレイ・紙パック		(貯留場所)
	⑥有害ごみ(乾電池・蛍光灯等)		(貯留場所)
	⑦小型家電		(貯留場所)

■ 建設地位置図



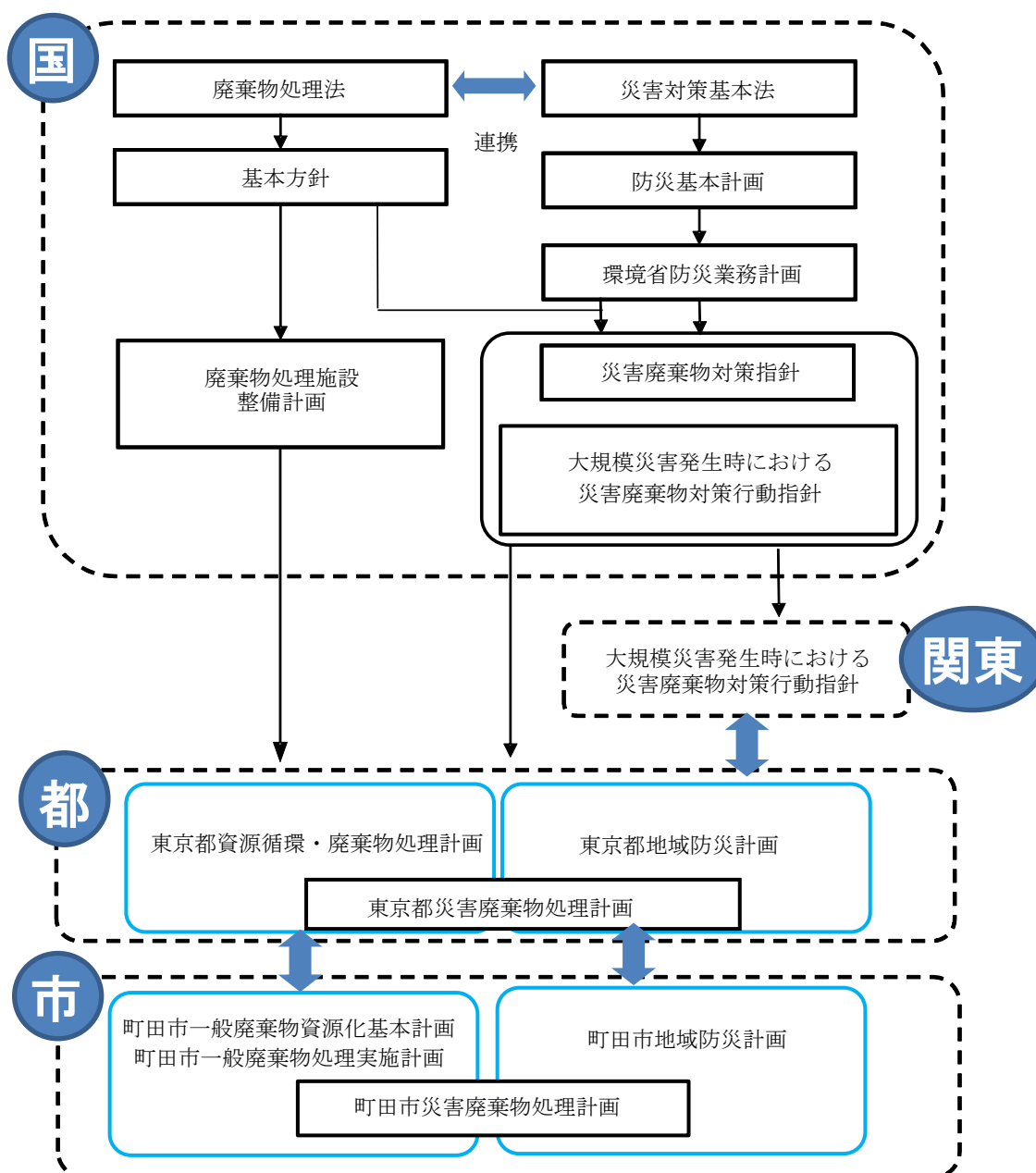
8. 町田市災害廃棄物処理計画 ※2025 年 1 月に修正しております。

(1) 目的

2011 年 3 月に発生した東日本大震災や 2016 年 4 月に発生した熊本地震をはじめとした、全国各地で頻発している自然災害を踏まえて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、町田市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

(2) 位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定し、東京都災害廃棄物処理計画及び町田市地域防災計画と整合を図ります。



(3) 計画の構成

第1章 総則

- ・計画策定の背景及び目的
- ・計画の位置づけ
- ・処理主体
- ・処理の基本方針
- ・計画の見直し
- ・対象とする災害と被害想定
- ・対象とする災害廃棄物の種類

第3章 災害廃棄物処理

- ・一般廃棄物処理施設
- ・一般廃棄物処理施設等の処理可能量と災害廃棄物量
- ・収集・運搬車両
- ・災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ
- ・仮置場
- ・収集・運搬
- ・仮設中間処理施設
- ・分別・処理・再資源化
- ・適正処理が困難な廃棄物の処理
- ・環境保全対策
- ・被災家屋の解体・撤去
- ・広域的な処理・処分
- ・処理スケジュール
- ・生活ごみ
- ・避難所から排出されるごみ
- ・し尿処理必要量と仮設トイレ必要基数
- ・仮設トイレの設置
- ・し尿収集運搬体制

第2章 組織及び協力支援体制

- ・組織体制・指揮命令系統
- ・情報収集・連絡
- ・協力・支援(受援)体制
- ・職員への教育訓練
- ・市民への広報・啓発
- ・ボランティアへの啓発

第4章 災害廃棄物処理実行計画等

- ・災害廃棄物処理実行計画の策定
- ・災害廃棄物処理事業費
- ・事務の委託及び事務の代替

(4) 処理の基本方針

① 迅速な処理

- ・適正な処理体制の確保と迅速な対応による、市民の生活環境の保全と地域の早期復興
- ・発災後、概ね3年以内の処理

② 計画的な処理

- ・仮置場の適正な配置と計画的な処理
- ・処理が困難な場合における、東京都や近隣区市町村等の連携

③ 衛生的な処理

- ・悪臭や害虫の発生等を考慮した、腐敗性廃棄物への対応
- ・生ごみ及びし尿の速やかな分別収集と優先的な焼却処分

④ 環境に配慮した処理

- ・環境に配慮した、適正な処理
- ・不法投棄及び野焼きの防止

⑤ リサイクルの推進

- ・分別の徹底による、リサイクルの推進

⑥ 安全な作業の確保

- ・作業に従事する市民、民間事業者、ボランティア、市職員等の安全確保

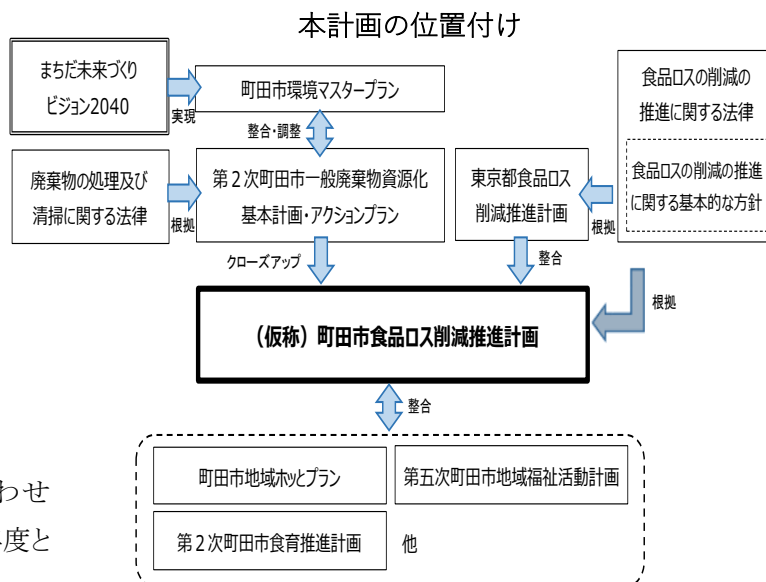
9. 町田市食品ロス削減推進計画

1 計画策定の目的

食品ロス削減の取組を通し、ごみの減量の推進や温室効果ガスの削減、資源の有効活用を図るため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、町田市食品ロス削減推進計画を策定する。

2 計画の位置付け

「食品ロスの削減の推進に関する法律」を根拠とし、「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画及びアクションプラン」を具体化するものとして策定する。



3 計画期間

アクションプランの計画期間に合わせて、計画期間は 2023 年度～2025 年度とする。

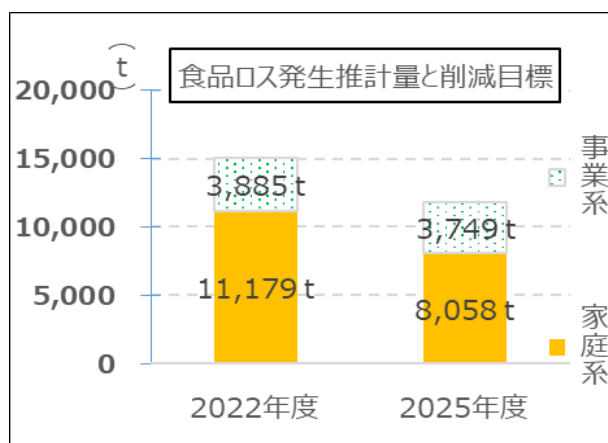


4 削減目標（2022→2025 年度）

（1）市民から出る食品ロス 3,121 t 削減
▶年間1世帯あたり 15.21kg 削減
（手つかず 6.54kg、食べ残し 6.54kg、
過剰除去 2.12kg）

（2）事業者から出る食品ロス 136 t 削減

※上記のほか、食品ロスを除く生ごみの削減として、
256t 削減



5 食品ロスの現状と課題

【現状】

▶町田市のごみに占める食品ロスの割合

家庭から出るごみの16%、事業者から出るごみの22%

⇒ごみの中で食品ロスを含む生ごみの割合が最も多い。

▶食品ロスの発生量

東京都

年間 44.5 万トン（家庭系 15.1 万トン、事業系 29.4 万トン）

1 人 1 日あたりの発生量 87 g

町田市

年間 1.5 万トン（家庭系 1.1 万トン、事業系 0.4 万トン）

1 人 1 日あたりの発生量 96 g

⇒町田市では東京都の傾向と異なり、家庭系の割合が高い。

⇒町田市の1人1日あたりの食品ロスの発生量は、東京都よりも多い。

▶市民の意識（「エコ（環境）に関する市民アンケート」から）

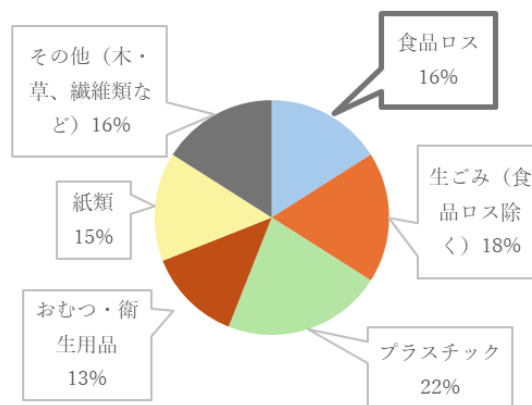
「食材の無駄をなくす」取組を行う市民の割合 91.4%

▶ごみ量の変化

1 人 1 日当たりのごみ排出量は↓、食品ロスを含む生ごみの排出割合は↑（2021/2022 年度）

⇒市民の意識は高いが、食品ロスの量は増加している。

可燃ごみ・不燃ごみに占める食品ロスの割合



2022 年度ごみの組成調査結果から

【課題】

▶食品ロスを含む生ごみの減量の推進

- ・市民が行動を起こせる啓発を実施する。
- ・事業者と連携した取組を推進する。
- ・既存の取組の見直し、強化を図る。

▶食品ロス削減に関連する取組の総合的な推進

- ・環境資源部以外（他部署）の取組の整理と相互の連携を推進する。

6 推進施策

重点事業1 フードドライブの拡大 【家庭系】

食品ロスの削減と食品の有効活用を目的として、公共施設での未利用食品の受付（フードドライブ）を拡大する。受付けした食品は、「フードバンクまちだ（町田市社会福祉協議会）」から子ども食堂・地域活動団体や、関係機関を通して食品を必要としている世帯へ提供する。

目標値 2025年度までに公共施設での受け取り窓口を7か所に拡大

重点事業2 フードシェアリングサービスの開始 【事業系】

消費期限が迫っている食品など食品ロスになってしまいそうな食品を販売したい事業者と、購入を希望する消費者をウェブサイト上で橋渡しするマッチングサービスを導入する。事業系の食品ロスの削減を図りながら、市民が気軽に食品ロスの取組に参加できる仕組みを構築する。

目標値 フードシェアリングサービスの導入（年間1,200食マッチング）

重点事業3 食品リサイクル施設の活用 【家庭系】

家庭から出される燃やせるごみのうち、「生ごみのみ」を分別収集し、食品リサイクル施設でたい肥化する仕組みを構築する。製造したたい肥は市民へ配布するなどして、資源の地産地消を目指す。

目標値 モデル地区での実証事業の開始

10. ダイオキシン類調査結果

調査対象		調査日	測定結果	法令基準値	単位
焼却施設	1号炉排ガス	2024年5月16日	0.00032	1	ng-TEQ/m ³
	2号炉排ガス	2024年5月17日	0.00022		
	1号炉排ガス	2024年11月7日	0.00031		
	2号炉排ガス	2024年11月8日	0.00017		
最終処分場	放流水	2024年7月12日	0.040	10	pg-TEQ/L
		2025年1月17日	0.000072		
	上流側地下水	2024年5月10日	0.022	1	
		2024年11月1日	0.034		
	下流側地下水	2024年5月10日	0.021		
		2024年11月1日	0.022		
環境大気※	町田市バイオエネルギーセンター屋上	2024年4月23～30日 2024年7月2～9日 2024年10月22～29日 2025年1月14～21日	0.010	0.6	pg-TEQ/m ³
	図師小学校		0.0089		
	小山田中学校		0.011		
	小山田小学校		0.0091		
	忠生市民センター		0.010		
土壌	下小山田やまのは公園	2024年11月28日	2.8	1,000	pg-TEQ/g
	熊の堂公園		5.8		
	下小山田山王林公園		0.095		
	小山田桜台1号緑地		12		
	馬駟公園		1.0		
	図師日向公園		0.11		

※環境大気の測定結果は年4回測定の平均値

11. 清掃工場電力量実績

【年度別実績】

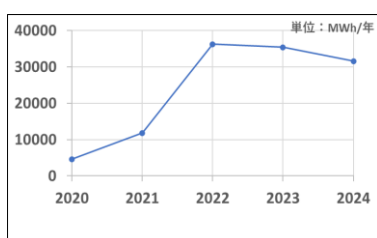
年度	電力量 (MWh)			料金 (円)		発電自給率 (%)
	売電電力量	買電電力量	発電電力量	売電料金	買電料金	
2020	4618.66	672.07	22,193.50	56,007,462	22,174,102	96.3
2021※1	1,941.70	1,090.86	10,648.10	15,826,799	24,994,907	88.9
2021※2	9,869.03	20.10	13,752.90	56,715,145	5,063,879	99.5
2021 合計	11,810.73	1,110.96	24,401.00	72,541,944	30,058,786	91.9
2022	36,211.30	136.61	50,785.27	591,517,047	16,598,780	99.1
2023	35,391.14	209.69	49,680.34	528,152,662	21,932,772	98.6
2024	31,584.42	162.27	46,924.21	396,635,855	18,552,968	99.0

※1 町田リサイクル文化センター(2021年12月で停止)

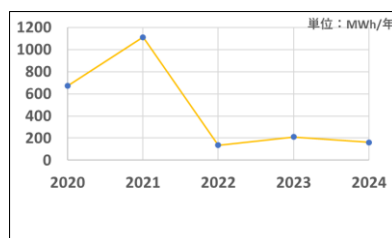
※2 町田市バイオエネルギーセンター(2022年1月から稼働)

最近5年間の電力量の推移

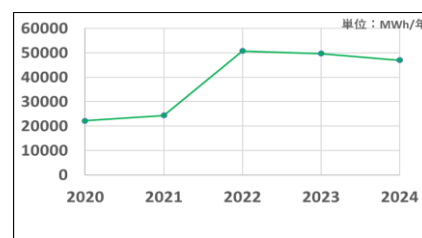
<売電電力量>



<買電電力量>



<発電電力量>



12. 廃棄物に関する処理手数料

2024 年 4 月現在

	区分	処理手数料
ごみ・資源	家庭廃棄物 燃やせるごみ及び燃やせないごみ (指定収集袋での排出)	ミニ袋(5L 相当) 1 枚につき 8 円 小袋(10L 相当) 1 枚につき 16 円 中袋(20L 相当) 1 枚につき 32 円 大袋(40L 相当) 1 枚につき 64 円
	家庭廃棄物 容器包装プラスチック (指定収集袋での排出)	中袋(20L 相当) 1 枚につき 16 円 大袋(40L 相当) 1 枚につき 32 円
	家庭廃棄物 粗大ごみ(処理券での排出)	4,000 円を上限として 品目別に定める額
	家庭廃棄物(臨時排出)	1kgごとに 40 円
	事業系一般廃棄物(指定収集袋での排出)	事業系袋(30L 相当) 1 枚につき 180 円
	家庭廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 250 円
	事業系一般廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 350 円
	剪定枝(町田市剪定枝資源化センターに持込)	搬入重量 10kgごとに 150 円
動物の死体		1 体につき 2,500 円
し尿	一般家庭(公共下水道の未供用区域、又は供用開始後 3 年未満の区域)	1 便槽 1 回につき 2,030 円
	一般家庭(公共下水道の供用開始後 3 年経過した区域)	1 便槽 1 回につき 4,070 円
	事業者	36L までごとにつき 1,010 円
ザ・デイスボ 汚泥	共同住宅	1 m ³ までごとにつき 1,570 円
	一戸建て住宅	1 世帯 1 回につき 1,570 円

13. 清掃事業のあゆみ

◆…ごみ △…し尿 ◎…その他

年	月	出来事
1900	4	◎「汚物掃除法」が制定される。ごみとし尿の収集が行政の責務とされる。
1954	7	◎「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」が施行される。
1955	-	△し尿は、農地還元で、汲み取り業者が山林や荒れ地で処理していたが、人口増加が続き処理の限界を迎えた。それが臭気の発生原因となり、し尿処理場の建設に迫られる。
1956	7	◆町田町金森に町営ごみ焼却炉が完成(11.25t/日×1基)
1958	2	◎市制施行。人口 61,105 人。
1959	3 3	◆金森焼却場にバッチ式焼却炉増設(7.5t/日×1基) ◆町田市清掃条例施行
1960	- 4	◆1960 年頃、旧埋立地へのごみの埋立開始 ◆厨芥類と雑芥類の分別収集が、繁華街で始まる。(収集は 20 日に 1 回)
1961	1	△木曽町に清掃第一事業場建設・開場(消化方式 54kL/日)
1965	4 10	◆収集体制変更(厨芥…隔日、雑芥類…3 回/週) △化学処理 100kL/日施設増設
1968	12	◆ポリバケツによる回収から市内全域で紙袋収集に全面的に変更
1969	1 5	◆ごみ処理手数料無料となる。 ◆町田市下小山田に連続燃焼式のごみ焼却炉完成(120t/日×2基)
1970	4 4	◆ごみ袋の配布を月 6 枚とする。(無償) △一般家庭汲み取り無料化。
1971	4 9	△し尿処理場運営協議会が発足。 ◎「清掃法」が廃止され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行される。
1972	3 4 4 8	◆宅地開発指導要綱に伴う清掃指導要綱を制定 ◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行 ◆粗大ごみ収集有料化、事業系ごみ有料化 ◆燃やせないごみ収集開始
1973	3 7	△消化方式 80kL/日施設増設 ◆「町田市あきかん回収条例」制定
1974	1 3 4 6 11	◆多摩市焼却場に燃やせるごみの搬出を始める。 △100kL/日施設防臭装置完成(洗浄棟・脱臭棟・電気室) ◆町田市鶴間にごみ積換施設建設 ◆第 1 回あきかん追放キャンペーン実施 ◆町田市あきかん追放推進委員会設置
1976	4 4 7 8 9 10	◆資源ごみ分別回収始まる。 ◆全塵芥車が機械車両となる。 ◆環境問題研究会より町田市の廃棄物問題に関する提言 ◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正 △消化方式 54kL/日施設更新 ◆排水浄化センター建設工事着手
1977	3 3 10	◆町田リサイクル文化センター建設のための「廃棄物最終処分場に関する基本計画」完成 ◆分別作業所完成(資源化実験施設 15t/5h) ◆不燃物分別回収始まる。
1978	3 3 7	◆「廃棄物総合処理システム基本計画」完成 ◆排水浄化センター完成 ◆町田市地域資源化推進要綱制定
1979	7	◆町田リサイクル文化センター建設工事着手
1980	2 4 4 7 12	△80kL/日施設強臭系防臭装置完成 ◆旧埋立地へのごみの埋立終了、最終処分場への埋立開始 △浄化槽の清掃補助を開始 △化学処理 100kL/日施設防臭除き運転停止 ◆生ごみ専用袋を無公害袋に変更
1981	11	◆町田市銅鉄商組合により一部地域でビン・カン回収処理の実験を開始する。
1982	2 2 3 5 5	◆町田市資源組合(任意)創設(83 年 7 月町田市資源協同組合に名称変更) ◆市内全域でごみ減量資源化方式として、可燃・不燃・ビン・カン・有害(乾電池)の 5 分別収集開始。 ◆町田リサイクル文化センター完成(150t/日×3基) ◆多摩市の焼却場に燃やせるごみの搬出を中止 ◆町田市清掃第二事業場ごみ焼却炉休止

年	月	出来事
1983	2	◆薬師池公園デポジット実験始まる。(88 年実験中止)
	10	◆ごみ袋無償配布廃止
	10	◆ごみ収集袋の指定が無くなる
1985	1	◆粗大ごみ料金改定
	2	△80kL／日施設弱臭系防臭装置完成
	2	△50kL／日コミュニティプラント汚泥処理施設完成
	2	◆南町田に「リレーセンターみなみ」が完成
1988	4	◆町田市ごみ集積所設置等に関する指導規準を制定
	－	◆生ごみたい肥化容器を頒布開始
	7	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会発足
	10	◆余熱利用施設「花の家」完成(87 年 10 月着工)
1989	11	◆土曜日の午後のごみ搬入(持込みごみ)受け付け開始
	4	◆地域資源化奨励金制度の発足
	10	◆町田市立室内プールが市制 30 周年記念事業として完成
1990	－	◆東京たま広域資源循環組合が管理する最終処分場(谷戸沢処分場)に焼却灰の搬入開始
	2	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会が報告書を市長に提出
	11	△54kL／日施設強臭系防臭装置完成
1991	3	△管理棟完成(境川クリーンセンター)
	4	△「清掃第一事業場」を「境川クリーンセンター」に名称変更
	4	◆ごみ減量課発足
	8	◆町田市ごみ減量対策委員会発足
	12	◆4 号炉増設工事着工(流動床式焼却炉 176t／日)
1992	3	◆生ごみ資源化実験(薬師ヶ丘住宅)
	3	◆発泡トレイ回収実験(サイカマート)
	4	◆町田市ごみ減量対策委員会中間報告書を市長に提出
	8	◆第 1 回町田ごみフェスタ開催(以降 2010 年までリサイクル文化センターにて開催)
	11	◆リサイクル推進組織検討委員会を設置
1993	4	◆町田市ごみ減量対策委員会最終報告書「町田市のごみ減量対策について」を市長に提出
	7	◆防護ネット貸与開始
	12	◆二枚橋衛生組合のごみ処理受け入れ開始(臨時)(～1994 年 9 月)
1994	1	◆廃乾電池を野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬出
	1	◆条例改正に伴うごみ減量・資源化対住民懇談会開催(～7 月)
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」施行(93 年 9 月制定)
	4	◆「町田市あきかん等の散乱防止に関する条例」施行(93 年 9 月制定)
	4	◆町田市リサイクル公社設立
	4	◆粗大ごみの収集業務委託開始
	4	◆大規模事業所(3,000 m ² 以上)指導開始
	5	◆発泡トレイ、牛乳パック、ペットボトルの拠点回収開始
	7	◆廃冷蔵庫・クーラーからのフロン回収開始
	7	◆4 号炉完成(流動床式焼却炉 176t／日)
	10	◆廃棄物減量等推進員制度発足
	11	◆廃棄物減量等推進審議会発足
1995	4	◆廃棄物管理票(マニフェスト制度)の導入
	5	◆大規模事業所(3000 m ² 以上)の「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出開始
	7	△公共下水道処理区域内(3 年経過)の汲み取り有料化及び浄化槽の清掃補助の廃止
	10	◆廃乾電池運動の象徴として町田リサイクル文化センター敷地内に環境モニュメントを建立
1996	12	◆廃棄物減量等推進審議会「紙ごみの資源化について」答申、市長に提出
	4	◆ごみ減量課と施設管理課を統合し、リサイクル推進課が発足
1997	4	◆紙ごみモデル実験開始(2,271 世帯対象・3 地区)(～9 月)
	1	◆ごみ収集体制検討委員会発足
	4	◆紙ごみ収集開始(全市域)
	4	△境川クリーンセンターのし尿処理施設を廃止し、し尿等投入施設として稼働開始
1997	6	◆廃プラスチック(粗大持込み分のみ)分別開始

年	月	出来事
1998	-	◆東京たま広域資源循環組合が管理する最終処分場(ニツ塚処分場)に焼却灰の搬入開始
	1	◆廃棄物減量等推進審議会発足
	4	△下水道の普及に伴う汲み取り対象世帯等の減少により、清掃第1課を環境保全課と統合
	4	◆町田市剪定枝資源化センター稼働
	4	◆南収集事務所建設工事
	6	◆3号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
1999	10	◆電動式生ごみ処理機購入費補助金制度開始
	2	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のプラスチックごみ対策について」中間答申
	4	◆有害ごみ収集を委託化し、品目を乾電池、スチール缶、蛍光灯、水銀体温計に変更
	4	◆南地区の一部でプラスチックの分別収集等モデル実験開始(～2003年9月)
	4	◆「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例」施行(1998年9月制定)
	4	◆中心市街地でポイ捨て防止条例施行キャンペーン
2000	6	◆町田市環境基本条例案検討委員会設置要綱施行
	10	◆2号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
	12	◆LP(プロパンガス)式塵芥車導入
	1	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のごみ処理のあり方について」最終答申
2001	4	◆収集用ごみ袋を透明または半透明のものに限定
	7	◆町田市環境基本条例検討委員会が「環境基本条例のあり方について」を答申
	4	◆廃棄物処理手数料を200円/10kgに改定
2002	4	◆家電リサイクル法の施行により家電4品目の搬入中止
	4	◆忠生市営住宅に生ごみ処理機を設置
	4	◆電動生ごみ処理機補助額1万5千円を1万円に変更
	6	◎「町田市環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を実施
	7	◎「町田市環境基本条例」施行(2000年12月制定)
	10	◆CNG(天然ガス)式塵芥車導入
2003	2	◆70歳以上の高齢者世帯を対象に、ごみのふれあい収集がはじまる
	3	◆「町田市環境マスタープラン」を策定
2004	-	最終処分場への埋立中止
	3	◆ごみ減量啓発紙『町田ゴミかわら版』発行(以降、2008年まで毎年4月に1号ずつ発行)
	4	△組織改正により浄化槽関係業務を下水道部へ移管
	4	◆小山ヶ丘地区のごみを多摩ニュータウン環境組合の清掃工場へ搬入開始
	6	◆家庭ごみの費用負担のあり方(ごみの有料化)について廃棄物減量等推進審議会に諮問
	10	◆資源とごみの収集曜日を市内全域で変更し祝日収集を開始
2005	10	◆南収集事務所南地区のごみ収集業務を開始
	10	◆資源有効利用促進法の施行により家庭用パソコンの搬入中止
	3	◆廃棄物減量等推進審議会「家庭ごみ等の費用負担のあり方(ごみの有料化)」答申
	4	◎環境部を清掃部門と環境部門に分け、ごみの関係を清掃事業部、環境関係(環境保全課)を環境・産業部へ移行
2006	6	◆市民団体と事業者で構成されるごみ減量連絡協議会発足(～2010年6月まで)
	10	◆自治会・町内会等を対象に、ごみの現状と有料化答申説明の懇談会を開催(延べ178回、延べ参加者数6,981人)(～2005年2月)
	6	◆ごみの有料化説明会開催(延べ350回、延べ参加者数22,548人)(～9月)
	10	◆ごみの有料化を実施(町田市指定収集袋(燃やせるごみ専用袋・燃やせないごみ専用袋・事業系ごみ専用袋)導入)
2007	10	◆燃やせるごみ、燃やせないごみの戸別収集を開始
	10	◆廃棄物処理手数料を250円/10kgに改定
	10	◆おむつ専用袋、20リットルのボランティア袋の配布開始
	7	◆最終処分先の東京たま広域資源循環組合で焼却灰・残さのエコセメント化事業開始
2008	8	◆ペットボトルの自主ルートによる売却開始
	10	◆ごみゼロ市民会議発足(～2007年11月)

年	月	出来事
2007	-	◆「ごみゼロの風」1号から4号発行
	1	◆町田市剪定枝資源化センター(小野路町)着工
	2	◆電動生ごみ処理機貸与実験開始
	3	◆焼却灰搬出設備エコセメント化改造工事完成
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業開始(70歳以上全員に配付)
	6	◆燃やせるごみの一部と燃やせないごみの収集業務委託開始
	7	◆ごみゼロ市民会議「リサイクル広場まちだ」実証実験開始
	7	◆最終処分場閉鎖等検討委員会発足
	10	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を導入
	11	◆ごみゼロ市民会議の報告(提言)
2008	3	◆町田市剪定枝資源化センター(下小山田町)閉鎖
	3	◆町田市剪定枝資源化センター(小野路町)完成
	4	◎清掃事業部が環境資源部となり、環境保全課が環境資源部に加わる
	4	◆清掃事業場条例の一部改正に伴い、竜谷事業場を廃止
	5	◆剪定枝の集積所収集開始
	7	◆リサイクル広場まちだ(常設:下小山田町)開始
	7	◆大型生ごみ処理機貸出制度開始
	9	◆町田市剪定枝資源化センター(小野路町)土壌改良材搬出開始
	10	◆家庭用ごみ袋の販売手数料を6%から8%へ変更
	12	◆リサイクル広場まちだ(移動式)開始
2009	2	◆ごみ減量情報紙「ごみナクナレ」創刊(以降、年2回程度発行)
	4	◆南地区の燃やせるごみ収集業務の委託を開始
	4	◆事業系ごみ搬入検査装置導入
	4	◆小学校向け出前講座開始
	6	◆町田市廃棄物減量等推進審議会が発足し、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を諮問
	6	◆事業用指定収集袋値下げ(1袋につき300円→180円)
	6	◆最終処分場周辺環境保全協議会発足
	7	◆イベントごみ減量支援制度開始
	8	◆家庭用指定収集袋値下げ(40L相当1袋につき80円→64円)
	8	◆ごみのふれあい収集の利用対象者拡大(70歳→65歳、障がい者の年齢要件廃止)
2010	10	◆ハイブリッド式塵芥車導入
	3	◆粗大ごみ処理手数料を改正、及び処理券(シール)による収集開始
	3	◆プラスチック資源化のための実験(～6月)
	4	◆家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の持込料金を一律搬入重量10kgごとに250円に改正
	4	◎環境計画係が環境保全課から環境総務課に移行
	10	◆資源とごみの収集日程表をカレンダー方式に変更
	10	◆資源とごみの収集カレンダーに3R推進キャラクター「エコバッグちゃん」登場
2011	11	◆「インクカートリッジ里帰り事業」参加
	2	◆町田ゼルビアとごみ減量に向けた協力協定を締結
	3	◆地域リサイクル広場 制度開始
	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会「町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	4	◆「町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、及び「同施行規則」を改正し、ごみ集積所に排出された資源物の持ち去りを禁止(2010年12月制定)
	4	◆東日本大震災で被害を受けた仙台市に災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施
	5	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会発足
	8	◆環境広報紙「ECO まちだ」創刊(以降、年4回程度発行)
	8	◆マイボトルキャンペーン開始
	10	◆町田エコフェスタ2011(町田ごみフェスタから改称)開催(町田リサイクル文化センター)
	10	◆保育園・幼稚園向け出前講座開始
	11	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第1回意見募集(～12月)
	12	◆おもちゃ病院まちだとごみの発生抑制に向けた協力協定を締結

年	月	出来事
2012	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第2回意見募集(～3月)
	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第1回意見交換会(7箇所)(～3月)
	4	◎一般財団法人まちだエコライフ推進公社設立
	4	◎環境資源部が環境政策課、環境・自然共生課、環境保全課、循環型施設整備課、資源循環課、3R推進課の6課になる。上下水道部業務課は、下水道部下水道整備課となる。
	4	◎「第二次町田市環境マスタープラン」及び「アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業の所管をいきいき生活部高齢者福祉課へ変更
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第3回意見募集(～8月)
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第2回意見交換会(7箇所)(～8月)
	10	◆塵芥車をインターネットを活用して売却(2013年には軽自動車を売却)
	11	◎町田市エコキャラクターが「ハスのん」に決定
	11	◆ごみ処理クレーン操作業務の委託化開始
	11	◆女川町の災害廃棄物の処理受入(～2013年3月)
2013	12	◆エコライフ推進公社と事業者との協働で「リユースの日」開催(12月、2013年1月、2月)
	4	◆ディスプレイ汚泥受入開始
	4	◆町田市資源循環型施設整備基本計画策定
	5	◆ごみ減量啓発用スケルトンごみ収集車“みえるくん”導入
	7	◆マイボトルOK店制度開始
	7	◆使用済小型家電拠点回収開始
	9	◆新たな分別(生ごみ、プラスチック)資源化の実証事業(～11月)
	10	◆生ごみ水切りキャンペーン開始
	10	◆町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置
	10	◆エコバッグ利用促進キャンペーンを開始
2014	12	◆町田リサイクル文化センター耐震補強工事開始
	12	△(株)町田清掃社と「災害時におけるし尿収集運搬に関する協定」を締結
	8	◆事業系一般廃棄物の組成調査実施(～2015年3月)
2015	12	◆リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包施設を増設する工事請負契約締結
	3	◆新たなごみの資源化施設の建設・運営手法の決定
	3	◆ごみナクナーレ絵手紙展作品募集
	4	◆事業系一般廃棄物処理手数料を350円/10kgに改定
	4	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を廃止
	4	◆40リットルのボランティア袋を導入
	4	◆容器包装プラスチック分別収集説明会開催(延べ67回、参加者数2,022人)(～11月)
	6	◆ごみ袋サイズダウンチャレンジ開始
	7	◆宅配便を利用した使用済み小型家電の回収サービスを開始
2016	11	◆「ごみ減量アクションプラン」策定
	1	◆リレーセンターみなみの容器包装プラスチック圧縮梱包施設増設工事完了
	3	◆もったいないことしま川柳作品募集
	4	◆JR横浜線以南地域で、容器包装プラスチックの分別収集開始(町田市指定収集袋(容器包装プラスチック専用袋)導入)
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し(70歳以上全員から70歳以上の非課税者がいる世帯へ)
	4	◆多摩ニュータウン環境組合に事業系ごみの一部を搬入開始
	4	◆事業系排出計画書様式変更(3,000㎡以上)
	7	◆子ども用リユース品事業開始
	8	◆学童保育クラブ向け出前講座開始
	9	◆清掃工場への持込を粗大ごみのみに限定
	9	◆家庭での生ごみの自家処理の促進に向け、新たに「ダンボールコンポスト講習会」を開講
	11	◆町田市メール配信サービスで「ごみ資源情報」の配信を開始
	12	◆「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」開始(～1月)
	12	◆熱回収施設等の設計、建設及び運営を行う業者と契約締結
	12	◆中学校向けごみの出前講座開始

年	月	出来事
2017	1	◆町田リサイクル文化センター周辺まちづくりワークショップ(3月までに3回開催)
	3	◆新熱回収施設建設に伴う管理棟解体のため、3R推進課及び資源循環課の一部業務が仮設管理棟へ移動
	3	◆FacebookやTwitterを用いた、ごみの減量・資源化に向けた町田市公式SNSを開設
	3	◆3Rかるた作成(保育園・幼稚園・小学校・子どもセンター・ふれあいセンター・学童クラブ等に配布)
	4	△一般家庭し尿処理手数料を改定 公共下水道処理区域外の有料化(1便槽1回につき2,000円へ) 公共下水道処理区域(3年経過)の手数料変更(1便槽1回につき4,000円へ)
	4	△事業系し尿処理手数料改定(36Lまでごとにつき600円→1,000円)
	4	△浄化槽の清掃補助を改正し、浄化槽維持管理費補助金制度を開始
	4	◎「後期アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」策定
	4	◆「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」参加(2019年3月まで)
	5	◎熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会設置(2017年度5回開催)
	6	◆熱回収施設等整備工事起工式(町田リサイクル文化センター敷地内)
2018	9	◆清掃工場への粗大ごみ持込みの予約システム(電話・インターネット)運用開始
	9	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事着工
	10	◆町田エコフェスタ2017開催(町田リサイクル文化センター工事のため市庁舎にて開催)
	1	◆スマートフォンを用いた「ごみ分別アプリ」の配信を開始
	2	◆さんあーる広場開催
	3	◆「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し(「70歳以上の前年度市民税非課税世帯」へ)
2019	8	◆忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会設置(2018年度3回開催)
	9	◆事業系一般廃棄物の減量および適正処理に積極的かつ組織的に取り組んでいる事業所を表彰する「まちだ3R賞」創設
	10	◆西日本豪雨にて被災した海田町への災害廃棄物処理事業補助申請報告書等の作成業務支援派遣の実施(10月17日～10月24日)
	10	◆臨時多量ごみの収集制度の開始
	11	◆南収集事務所閉鎖
2020	2	◆3R公開講座開始
	3	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事完了
	3	◆町田市災害廃棄物処理計画策定
	3	◆まちだ☆おいしい食べきり協力店認定開始
	4	◆第8期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
2021	9	◆台風15号で被災した千葉県南房総市・富津市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(南房総市・富津市9月26日～28日)
	10	◆台風15号で被災した千葉県館山市・台風19号で被災した長野市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(館山市10月15～18日・長野市10月22日～12月21日)
2022	1	◆(仮称)第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画を町田市廃棄物減量等推進審議会に諮問
	4	◆燃やせるごみ収集の業務委託範囲を市内の一部から全域に変更し、燃やせないごみの収集を業務委託から市の直営収集に変更
	6	◆宮城県大崎市の災害廃棄物の処理受入(～10月)
	9	◆最終処分場池の辺地区埋立処分終了
2023	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	3	◆「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	3	◆「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」策定
	4	◆第9期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	9	◆町田市バイオエネルギーセンターごみ受入開始(試運転)
	10	◆使用済み紙おむつのリサイクル推進に向けた実証事業(凸版印刷、小田急電鉄)(～2022年3月)
2024	10	◆町田リサイクル文化センター休止

年	月	出来事
2022	1	◆町田市バイオエネルギーセンター本稼働(開所式 1 月 15 日)
	1	◆町田市バイオエネルギーセンターで環境シンポジウム開催
	1	◆町田市ゼロカーボンシティ宣言
	2	◆収集支援システムの実証実験(小田急電鉄)(～2023 年 3 月)
	2	◆町田市バイオエネルギーセンターで火災発生し、燃やせないごみ処理施設一時停止
	3	◆町田市災害廃棄物処理計画の修正
	3	◎「第3次町田市環境マスタープラン」策定
	3	◎町田エコフェスタ実行委員会の解散に伴い、「町田エコフェスタ」終了
	4	△電力の地産地消のため、町田市バイオエネルギーセンターで発電した電力を鶴見川クリーンセンターで利用開始
	4	◆多摩ニュータウン環境組合の処理区域変更
	4	◆多摩ニュータウン環境組合に処理支援分の搬入開始
	5	◎ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」締結 市内 2 箇所にマイボトル専用給水器を設置
	6	◆収集支援システムを活用した収集体制の検討実施(小田急電鉄)(～2023 年 3 月)
2023	7	◆小型充電式電池、ボタン電池の行政回収開始
	8	◆2022 年 8 月 3 日から 4 日にかけて発生した豪雨で被災した山形県川西町への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施(8 月 8 日～20 日)
	2	◎市庁舎 7 階環境政策課でフードドライブ開始
	2	◆一般財団法人まちだエコライフ推進公社と「災害時における災害廃棄物処理等に関する協定」締結
	3	◎町田市バイオエネルギーセンターでまちだ ECO to フェスタ開催
	3	◎HOYA 株式会社 アイケアカンパニーと「使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定」締結
	3	◆町田市バイオエネルギーセンターの愛称名が「バイエネ君」に決定
	3	◎株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」締結
	4	◆リサイクル広場の移転(常設: 下小山田町から木曽東へ)
	4	◆第 10 期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	5	◆「町田市資源循環型施設整備基本計画」改定
	5	◎一般廃棄物処理業許可業者と災害廃棄物の処理等に関する協定締結
	7	◎味の素株式会社と連携して「かわいいレシピ」発行
2024	8	◎「町田市食品ロス削減推進計画」策定
	9	◎株式会社パイロットコーポレーションと「使用済みペンリサイクルプログラムに関する覚書」締結
	11	◆町田市バイオエネルギーセンターで火災 バイオガス化施設稼働停止(11 月 4 日～)
	12	◎株式会社コークッキングと「町田市における食品ロス削減に向けた連結協定」締結
	3	◆「忠生スポーツ公園第二次整備基本計画(峠谷地区・旧埋立地地区)」策定
	3	◆能登半島地震被災地派遣(志賀町 3 月 13 日～30 日)
	3	◎株式会社マーケットエンタープライズと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」締結
	8	◆充電式小型家電の行政回収開始
	8	◎容器包装プラスチック分別収集の周知啓発に関する学校法人玉川学園との連携事業の実施開始
	9	◎リチウムイオン電池等検知システムの実証実験を実施(9 月 9 日～9 月 12 日)
	11	◎ゲーム作品とコラボレーションした環境イベント「町田 ECO to ゴー・ラウンド！」を開催
	11	◎町田市バイオエネルギーセンターでさんあーるまつりを開催
2025	1	◆町田市災害廃棄物処理計画一部修正
	3	◎市庁舎でまちだ ECO to フェスタ 2025 開催
	3	◎株式会社ジモティーと「リユーススポット事業の実証実験に関する覚書」締結
	3	◎「第 3 次町田市環境マスタープラン」一部改定

2024年度清掃事業概要

刊行物番号 25－22

編 集

町田市環境資源部環境政策課

〒194-8520

東京都町田市森野2－2－22

電話 042－724－4379

発 行

2025年9月 第1版発行

印刷・製本

町田市総務部総務課